

短期大学機関別認証評価

自己評価書

平成22年6月

会津大学短期大学部

目 次

I	短期大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 短期大学の目的	4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	7
	基準3 教員及び教育支援者	25
	基準4 学生の受入	35
	基準5 教育内容及び方法	42
	基準6 教育の成果	62
	基準7 学生支援等	72
	基準8 施設・設備	83
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	90
	基準10 財務	98
	基準11 管理運営	103

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 短期大学名 会津大学短期大学部
- (2) 所在地 福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田1-1
- (3) 学科等の構成
学科：産業情報学科、食物栄養学科
社会福祉学科
- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）
学生数：325人
専任教員数：27人
助手数：3人

2 特徴

(1) 沿革と概況

本学は、昭和26年4月に高等教育機関を強く熱望する会津地域の声に応え、会津短期大学として開学した。発足当初は、商科1科のみの開設であった。その後、昭和32年には福島県立会津短期大学と名称を変更した。翌昭和33年家政科を増設し、昭和40年にはその家政科を家政専攻と食物専攻に分割した。昭和55年には家政科に代わり食物栄養科、そしてデザイン科及び社会福祉科が開設され、既存の商科と合わせ、4科体制となった。その後、平成5年の会津大学開学に伴って、会津大学短期大学部に名称変更した。同時に、商科とデザイン科に代わり設けられた産業情報学科と、食物栄養学科及び社会福祉学科の3学科体制となった。また、産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースの2コースを同時に設けた。

平成18年4月に、独立行政法人化することとなり、公立大学法人会津大学が設置する短期大学に移行した。

(2) 教育の特色

1) 基本方針

幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有し、問題解決能力と創造的展開能力を有した人材を育成することを基本方針としている。そのために、問題解決型学習や地域性及び社会性のあるテーマを取り上げる演習と実習に力点を置いた教育を行っている。

2) 基本方針の具体化

①少人数による問題解決型教育の充実強化

卒業研究や授業において、地域課題をテーマに据えて、教員と学生が一体となって実践的研究教育を行っている。その成果は地域の人を招いての発表会やホームページにおいて公表し、積極的に活用の便に供している。また、少人数教育は教養教育及び専門教育のみならず、キャリア支援教育と、きめ細かい支援体制の充実に結実するとともに、資格取得による学科関連領域への進路決定にも実績を挙げている。

②地域と連携した実践的教育の推進による地域貢献

教員と学生が一体となった地域研究に基づく地域貢献活動が、地域活性化センターを窓口にして展開されている。このセンターの運営は、福島県及び会津地方市町村や経済諸団体との連携において推進されている。また、地域の諸課題について、問題解決型教育研究のテーマとして取り込むとともに、教員は派遣講座や公開講座を通じて積極的に地域貢献に努めている。他方、学生も実践的提案を地域の産業や行政区に対して行い、着実に成果を挙げている。

また、高大連携協定に基づいて、教員の派遣やインターネットを経由した遠隔授業の実施、高校生の短大授業への受入れを行い、短大教育についての情報提供と高校生の進学への動機付けに役立てている。

③情報教育の充実と活用

学内ウェブポータルサイト「Pota.」の運用により、学内連絡及び進路活動報告の入力と求人票の閲覧についてのペーパーレス化が実施されている。また、入学時ガイダンスにおいてITリテラシー教育を全学一斉に行い、ICT環境にいち早く習熟させて活用させている。教育においては、アプリケーションソフトを用いた卒業研究内容の作成と編集、及び授業課題と卒業研究成果のプレゼンテーションを活発に行っている。これらの活用をサポートするのが、全教室・実習室、コンピュータセンター等のインフラ整備と自主的学習環境の整備である。

Ⅱ 目的

1 開学の精神と理念

会津に大学をという悲願を達成する機運高揚を背景に、福島県立若松商業高等学校の尽力と貢献を基盤として、同校内に設置され、商科1科のみでスタートした。それは2か年の若松商業高校専攻科を先行整備して、短大設置の受け皿にした準備の結果であった。商科は商業はもとより工業、農業にも通ずる企業経営全般について資する人材育成を目指したものであることが、県民の理解と協力を得ることに結実した。次いで昭和33年に家政科を増設した。それは、女子の専門高等教育の充実による地域貢献可能な有為な女性育成への地域ニーズに応えた開設であった。このような経過と実情から、本学は知性の錬磨にとどまらず、学識の活用や応用さらに地域貢献に資する人材の育成に取り組んでいかなければならない。この理念すなわち目的は、公立大学法人化を契機に一層明確になっている。

大学教育の中心的使命は人材の育成であり、有為な人材の輩出が最大の地域貢献となるが、本学はそれに止まらず、幅広い教養と倫理観の修得を前提として、問題解決型学習を通じて、地域課題の解決を目指した、換言すればソリューションの具体的提示をも目指した研究教育を実践することを使命としている。

このような全体的使命のもとに、各学科の目的を次のように定める。

2 学科の目的

(1) 産業情報学科

現代産業社会では、歴史・文化そして環境にも配慮した広い視野からの人間性豊かな経営知識とデザイン能力との融合が重要になっている。そのため産業情報学科では情報化時代の産業に柔軟に適応できる統合能力を有する人材の養成を目的にしている。そこで、情報化時代における産業と関わる広範な知識を養うために、教養基礎科目と産業関連科目、コンピュータ関連科目、工学関連科目などで、経営とデザインに共通する視点から情報化社会と向き合うことができる能力を育成する。また、経営情報コースでは、経営学・会計学・経済学・情報学を中心とした領域から、企業経営にとっての価値ある情報の発見(問題発見)と問題解決に向けた創造的活用能力を磨く。デザイン情報コースでは、産業情報における教養基礎科目および共通科目に加え、デザインの基礎に関する理論・演習・実習科目を学ぶ。さらにデザインの専門性を高める意味からそれぞれの専門分野(インターフェイス、インテリア、グラフィック、クラフト、プロダクトなど)についても学び、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノや事のデザインを実践する能力を磨く。

(2) 食物栄養学科

「健やかに生まれ、育ち、老い、心豊かな人生を過ごすためには、どのような食生活を送ればよいのか」というテーマは、私たちの一生を通して関わってくる根元的なテーマである。本学科では、健康で心豊かな生涯を過ごすための「望ましい食生活のあり方」を探求し、また、人々をそれぞれのライフスタイルに合わせた「望ましい食生活」に導き、支援できる人材の育成を目指す。また、近年は、健康志向や食への安全・安心への関心の高まり、健康食品ブーム、調理の外部化の進行など、食生活の豊かさを求めて食をとりまく状況が目まぐるしく変化している。このような変化に対応した「食」のエキスパートを育成するため、栄養士、健康栄養情報担当者及びフードスペシャリスト関連科目、コンピュータを活用した「食物栄養情報学」「栄養情報処理」などの科目を揃えて、学生の学習・研究活動を支援することによって、多様化・高度化する社会に対応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成する。

(3) 社会福祉学科

社会福祉は、ヒューマニズムの思想とともに発展してきた。そこにあるのは、人間性の尊重と、一人ひとりの人間の価値が限りなく平等であるという精神である。本学科は、そのことを何よりも大切にしたいと考えている。私たちのライフサイクルを通して生じるさまざまな「生きづらさ」「生活のしにくさ」「生きる困難さ」等の現代社会が抱える病理的な諸問題を総合的、国際

的視野に立って洞察し、一人ひとりの問題を理解し、自立に向かう利用者本位の支援活動を担うことができる福祉分野の
人材養成に力を注ぐ。また、社会問題を理解できる基礎学力を修得し、福祉分野の専門性と倫理観を身につけて、地域社
会に貢献しようとする意欲のある人材を育成する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 短期大学の目的(学科又は専攻課程の目的を含む。)が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、学則(表 1-1)のとおり定めている。平成 20 年 4 月には、本学の目指す人材育成像に関する目的をより明確にするために、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」を制定し(表 1-2)、大学全体、学科及びコースごとに「教育研究上の目的」を定めている。

表 1-1 会津大学短期大学部学則第 1 条

<p>第 1 条 会津大学短期大学部(以下「本学」という。)は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 本学及び各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を規定に定め、公表するものとする。</p>

表 1-2 会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程第 2 条

<p>第 2 条 本学には、産業情報学科(経営情報コース、デザイン情報コース)、食物栄養学科及び社会福祉学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、福祉及び保育などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指す。</p> <p>また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化、今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する应用能力のある人材の育成を目指す。</p> <p>加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、学部知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的とする。</p> <p>2 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的とする。</p> <p>ア 経営情報コースでは、経営学、経済学、会計学、情報学の各分野を中心に、体系的な専門教育を実践的に学び、これらの学習を通して、企業に関する問題発見・解決能力、情報の収集を実践的に教授し、企業に関する収集・分析・活用能力、創造的展開力と企画・伝達力を備えた人材を育成することを目的とする。</p> <p>イ デザイン情報コースでは、インターフェイス、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成することを目的とする。</p> <p>(2) 食物栄養学科では、高齢化や生活習慣病が進行する地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」について広く深く専門知識を身につけ、人々がそれぞれのライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援を行うことのできる人材を育成することを目的とする。</p>
--

加えて、健康食品や食の安全・安心などへの関心の高まりと相まって「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成することを目的とする。

(3) 社会福祉学科では、人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する福祉問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で社会福祉の向上に寄与できる人材を育成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、学則及び「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」に定められており、その内容は学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的に対応したものである。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 1-2-①： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学が掲げる目的は、学則（前出表 1-1）、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（前出表 1-2）、「大学案内」（別冊資料 A、P1）、「学生便覧」（別冊資料 B、P5）などを通じて本学構成員に周知されている。新入学の学生においては、入学時における 1 年生全体ガイダンス及び 1 年生学科別ガイダンスにおいて「学生便覧」における教育目標として教育目的を項目別に分けて周知を図っている（表 1-3）。

表 1-3 新入生ガイダンス資料（抜粋）

新入生のみなさんへ 平成 22 年 4 月 6 日 新入生全体ガイダンス

学生部長からのメッセージ

1 会津大学短期大学部の教育研究上の目的

最初に本学の教育研究上の目的をお伝えします。読み上げますので、自分がこの目的達成のために在学中の 2 年間で何ができるのかを考えながらよく聞いて下さい。

本学には、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び社会福祉学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、福祉及び保育などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指す。（以下略）

新規採用教員に対しては、採用時に説明している。また、「大学案内」は毎年 6,000 部作成し、オープンキャンパスや入試案内、教員による県内外の高校訪問、各種進学説明会等において配布・説明を行っている（表 1-4）。

なお、本学の目的は、ホームページでも公表 (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/01/00.html>) している。

表 1-4 大学案内配布先一覧

配布先	配布数
オープンキャンパス案内・開催時	700
キャンパス見学・高校内進路相談会等	500
高校訪問及び学校長等懇談会等	200
進学説明会等会場用	2,500
資料請求による送付	400
資料請求外部対応	800
その他	900
計	6,000

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、学則、「大学案内」、「学生便覧」などを通じて構成員に周知するとともに、ホームページを含めた複数の媒体で広く社会に公表している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学則に定められている目的を、より具体的に「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」として定め、各学科の具体的な人材育成像を目標として掲げている。さらに、これに基づいて「大学案内」、ホームページなどの複数の媒体を通じて本学の目的を広く社会に伝えている。

【改善を要する点】

本学の目的が、教職員及び在学生を始め、オープンキャンパス参加者などにどの程度理解されているかを把握するためのアンケート調査などを実施していくことが必要である。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

- ・本学の目的は、学則により定められており、その内容は学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的に沿ったものである。また、本学の目指す人材育成像に関する目的について、平成 20 年度に「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」を定め、本学の目的及び各学科・コースの教育研究上の目的を明確にしている。(観点 1-1-①)
- ・本学の目的は、学則を始め「大学案内」、「学生便覧」などを通じて本学の構成員（教職員及び学生）に周知するとともに、「大学案内」、ホームページなどの広報媒体を通じて広く社会に伝えている。(観点 1-2-①)

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学の教育研究の目的は学則に規定するとおり「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与すること」である。本学では開学以来、昭和33年、昭和40年、昭和55年、平成5年と学科の改組に取り組んできた。その結果現在は、表2-1に示すように、産業情報学科、食物栄養学科、社会福祉学科の3学科の構成となっている。それぞれの学科の目的は、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」に定めている（前出表1-2）。

産業情報学科は、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的としている。食物栄養学科は、地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」について広く深く専門知識を身につけ、ライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援ができ、かつ、現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成することを目的としている。社会福祉学科は、人間尊重の理念に基づき、人間社会の中に存在する福祉問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で社会福祉の向上に寄与できる人材を育成することを目的としている。なお、食物栄養学科は、厚生労働省認定の「栄養士養成施設」であるほかに、日本フードスペシャリスト協会認定「フードスペシャリスト」と独立行政法人国立健康・栄養研究所指定「栄養情報担当者」の養成を目指した科目を開設している。社会福祉学科は、厚生労働省認定の「保育士養成施設」及び「社会福祉士養成施設」である。

表2-1 学科の構成及び学生定員

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
産 業 情 報 学 科	60 人	120人
食 物 栄 養 学 科	40 人	80人
社 会 福 祉 学 科	50 人	100人
計	150 人	300人

【分析結果とその根拠理由】

本学の学科構成は、学則及び「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」に示される教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育は、学則に定める目的に沿って適切に配置しており、産業情報学科・食物栄養学科・社会福祉学科の教育目標を達成するための共通の教養教育となっている。本学の教養基礎科目を担当している各学科所属の専任教員5名と会津大学文化研究センターの教員4名の計9名で構成される教養基礎会議（表2-2、資料2-1-2-A 教養基礎会議構成教員名簿）を設置し、本学における教養教育全体を統括している。

本学における教養教育の基本的方針は、学生のニーズや社会情勢の変化を踏まえた多様な科目を用意することにある。具体的には教養基礎会議で検討の上、英語教育におけるTOEIC等の資格試験向けの授業（平成13年度）、四年制大学への編入を目指す学生向けの授業（平成20年度）及び社会的・国際的テーマを取り上げる総合科目（平成17年度）などを導入した。

表2-2 会津大学短期大学部教養基礎会議規程（抜粋）

（構成）

第2条 教養基礎会議は、教養基礎科目を担当する本学教員をもって構成する。

2 教養基礎会議議長（以下「教養議長」という。）が必要と認めたときは、教養基礎会議に会津大学コンピュータ理工学部所属の教養基礎科目担当教員を加えることができる。

（招集及び議長）

第3条 教養基礎会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、教養議長が招集し、議長となる。

一 教養議長が必要と認めるとき。

二 構成員総数の4分の1以上の請求があったとき。

2 教養議長に事故あるときは、教養議長があらかじめ指名した教員が議長となる。

（定足数及び議決）

第4条 教養基礎会議は、構成員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 教養基礎会議の議事は、学内規則に特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決する。

（審議事項）

第5条 教養基礎会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 教養基礎科目に係る教務に関すること。

二 教養基礎科目の担当教員の選考に関すること。

三 教養基礎科目に係る図書を選定に関すること。

四 教養基礎科目に係る予算要求及び配分に関すること。

五 その他教養基礎科目に関すること。

（審議の制限等）

第6条 前条の審議事項のうち、教育研究審議会及び教授会の議決事項については、教養基礎会議は教育研究審議会及び教授会への提出議案並びに教育研究審議会及び教授会決定に基づく実施案のみを審議する。

2 教養基礎会議で議決する事項及び範囲について疑義があるときは、学長が教授会に諮り、決定する。

3 前条第一号及び第二号に規定する事項を審議するときは、教養議長は学生部長と、第三号に規定する事項を審議するときは、附属図書館長と必要な限度において事前に協議しなければならない。

（意見の聴取）

第7条 教養議長が必要と認めるとき、教養基礎会議に諮り、本学教員、教養基礎科目担当兼任教員、事務局職員又は

学生代表に出席を求め、意見を聴取することができる。

(書記)

第8条 教養基礎会議には、審議内容を記録するため書記1名を置く。

2 書記は、教養議長が教養基礎会議に諮り、所属教員の中からこれを委嘱する。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、内容的にも工夫がなされ、全学生の受講機会が確保されており、教養基礎会議は、教養教育を総括する組織として整備され、教養科目の設定や改変を行っていることから適切に機能している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点2-1-③： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-④： 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点到係る状況】

本学では、昭和55年度の汎用大型コンピュータの導入以来、情報処理教育を積極的に推進してきた。それまでは産業情報学科の前身であった商科及びデザイン科が中心となって運用していたが、平成5年度に「コンピュータセンター」を設置して、全学的に利用することを可能とし、十分な学習環境を備えたものとなっている。管理・運営はコンピュータセンター運営委員会(表2-3)が行っている。

表2-3 会津大学短期大学部コンピュータセンター運営委員会規程(抜粋)

(構成)

第2条 コンピュータセンター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 コンピュータセンター長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名

2 前項の構成員のうち第一号は、第二号又は第三号の委員を兼任することができる。

(招集及び議長)

第3条 コンピュータセンター運営委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、コンピュータセンター長が招集し、議長となる。

- 一 コンピュータセンター長が必要と認めたとき。
- 二 委員から請求があったとき。

2 コンピュータセンター長に事故あるときは、コンピュータセンター長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(所管事項)

第4条 コンピュータセンター運営委員会は、コンピュータセンターの円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項

を所管する。

- 一 各種コンピュータシステムの統括、管理、運営等に関すること。
- 二 情報処理教育に関すること。
- 三 その他コンピュータセンターの統括、管理、運営等に関して必要と認められること。

(会務)

第5条 コンピュータセンター運営委員会は、前条に規定する各号について、コンピュータセンター長より提案された事項を審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会議決事項については教授会提出議案及び教授会決定に基づく実施案の審議のみを行うものとする。

(委員の職務)

第6条 委員はコンピュータセンターの円滑な運営に関する事項について、関係機関との連絡調整にあたり、かつ、コンピュータセンター長の職務の執行を補佐する。

(意見の聴取)

第7条 コンピュータセンター長が必要と認めたときは、コンピュータセンター運営委員会に諮り、委員以外の教員又は事務局職員に出席を求め、意見を聴取することができる。

(書記)

第8条 コンピュータセンター運営委員会には、審議内容を記録するため書記1名を置く。

- 2 書記は、コンピュータセンター長がコンピュータセンター運営委員会に諮り、委員の中から委嘱する。

また、昭和37年度に開設した「産業調査室」(昭和55年度に「地域総合調査室」と名称変更)を公開講座や派遣講座の活動と統合して、平成19年度に「地域活性化センター」を開設した。地域活性化センターの設置目的は、地域社会との連携及び学内の共同研究を推進することにより、本学の教育研究の進展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上を図ることにある(表2-4、別冊資料A 大学案内 P32、http://www.jc.u-aizu.ac.jp/09/13500_1.html)。地域活性化センターの主な活動内容は、①福島県やその出先機関、近隣市町村との協働・連携を強化し地域の活性化を推進すること、②派遣講座、公開講座及び高大連携事業を通じて生涯学習等を推進すること、③地域活性化センターの受託研究、授業科目「地域プロジェクト演習」、卒業研究や各種デザインコンペティション活動等を中心に学生が地域社会に出て調査研究等を推進する、問題解決型学習及び学生参画型実学・実践教育の機会を提供すること、④地域社会が抱える問題や課題を具体的に掘り起こし、関係機関との協働・連携機能を高めて地域活性化センターの運営強化を図ることなどである。なお、具体的な活動内容はホームページに掲載している(http://www.jc.u-aizu.ac.jp/09/135_00.html)。運営の面では、会津管内各市町村及び関係団体等で構成する「地域活性化センター運営推進会議」(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/09/13510.html>)を設け、学内には「地域活性化センター運営委員会」(表2-5)を設置している。

表2-4 会津大学短期大学部地域活性化センター規程(抜粋)

(目的)

第2条 センターは、行政及び民間等外部の機関(以下「外部機関等」という。)との連携並びに学内の共同研究を推進することにより、会津大学短期大学部(以下「本学」という。)の教育研究の発展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上に資することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任事務職員
- (4) 専門職員
- (5) 研究員
- (6) その他センター長が必要と認めた教職員

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外部機関等との連携に関すること。
- (2) 外部機関等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (3) 学内の共同研究に関すること。
- (4) 公開講座及び派遣講座等に関すること。
- (5) 研究会、講演会及び講習会等に関すること。
- (6) 機関誌「地域研究」その他印刷物の刊行に関すること。
- (7) 外部機関等との情報交換と連携の推進等に関すること。
- (8) 本学の学生に対する実践的な教育及び研究指導・相談に関すること。
- (9) 知的財産に関すること。
- (10) その他地域連携に関すること。

(センター長)

第5条 センター長の選考は、本学の専任教員の中から、部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 センター長の職務を補佐するため副センター長を置くことができるものとする。

2 副センター長の選考は、原則として本学の専任教員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が行う。

3 センター長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副センター長を学外から委嘱する場合には、部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て委嘱する。

(客員教授等)

第7条 センターに、地域連携に関する専門的な指導及び助言を行うため、顧問及び客員教授又は客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができるものとする。

2 客員教授等の選考は、別に定めるところによる。

(専門職員)

第8条 専門職員の選考は、部科長会議の議に基づき、学長が行う。

2 専門職員は、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

(研究員)

第9条 センターの実施する事業を研究推進するため、研究員を置くことができるものとする。

2 研究員は、本学の専任教員及び非常勤職員又は地域連携を行う外部機関等の職員並びに団体の中から選考することができるものとする。

3 研究員を本学の専任教員及び非常勤職員の中から選考する場合には、その者が所属する部科の長の推薦に基づき、

学長が行う。

4 研究員を外部機関等の職員及び団体の中から選考する場合には、その者が所属する長の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て委嘱する。

5 研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第10条 センターの運営に係る事項について審議するため、地域活性化センター運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(運営推進会議)

第11条 センターが行う外部機関等との事業の企画、立案、計画、評価等に関する事項を協議するため、地域活性化センター運営推進会議（以下「運営推進会議」という。）を置くことができる。

2 運営推進会議に関して必要な事項は、別に定める。

表2-5 会津大学短期大学部地域活性化センター運営委員会規程（抜粋）

(構成)

第2条 センター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 地域活性化センター長（以下「センター長」という）

(2) 地域活性化センター副センター長

(3) 産業情報学科から選出された教員2名

(4) その他の学科から選出された教員各1名

(5) 地域連携関係機関の職員及び団体の代表者のうちから学長が委嘱した委員

2 前の構成員のうち第1号又は第2号の者は、第3号又は第4号の委員を兼任することができる。

3 センター長が必要と認めたときは、地域活性化センター運営委員会の議に基づいて若干名の委員を委員会に加えることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職にあるもので選出された者の任期は、前2項の規定にかかわらず公職の任期とする。

(招集及び議長)

第4条 センター運営委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センター長が招集し、議長となる

(1) センター長が必要と認めたとき。

(2) 委員から請求があったとき。

2 センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員が議長となる。

3 センター運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(審議事項)

第5条 センター運営委員会は、地域活性化センター（以下「センター」という）の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を所管する。

(1) センターが行う業務の企画、立案に関すること。

(2) センターが行う業務の実施計画に関すること。

(3) センターの運営に関すること。

- (4) センターの予算及び執行計画に関すること。
- (5) その他センターの運営等に関して必要と認められること。

(会務)

第6条 センター運営委員会は、前条に規定する各号について、学長又はセンター長より提案された事項を審議する。

(委員の職務)

第7条 委員は、円滑な運営に関する事項について、関係機関との連絡調整及び企画立案にあたるとともにセンター長の職務の執行を補佐する。

【分析結果とその根拠理由】

コンピュータセンターは、運営委員会の管理・運営の下に全学的な利用が行われている。

地域活性化センターは、地域社会との協働・連携を強化して地域課題の調査研究を推進するとともに、学生参画型実学・実践教育等に寄与しており、適切に運営されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】

教育研究審議会は、公立大学法人会津大学定款第18条の規定により、教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置されており、会津大学短期大学部教育研究審議会規程（表2-6）第3条により、中期計画や年度計画等について審議を行っている（平成21年度は2回開催）。なお、平成21年度教育研究審議会委員は表2-7のとおりである。

教授会は、会津大学短期大学部学則第41条（教授会）及び会津大学短期大学部教授会規程（表2-8）第3条により、重要事項を審議することが定められており、月例の定例教授会と入学試験合否判定や卒業判定等を行う特別教授会、さらに教員採用等必要に応じて臨時教授会が開催されている（平成21年度は計12回、資料2-2-1-1-A 教授会議事録）。

表2-6 会津大学短期大学部教育研究審議会規程（抜粋）

(組織)

第2条 教育研究審議会は、委員15人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学科長
- (4) 附属図書館長
- (5) 学生部長
- (6) 教養基礎会議議長
- (7) コンピュータセンター長
- (8) 事務局代表者1名

<p>(9) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する教職員</p> <p>(10) 公立大学法人会津大学の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究審議会の承認を得て理事長が任命する者</p> <p>2 前項第9号及び第10号に掲げる者の数は、それぞれ3人及び2人とする。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員及び第1項第2号から第8号に該当する委員については、当該職の任期とする。</p> <p>4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(3) 学則（教育研究に関する部分に限る。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 教員の人事及び評価の方針又は基準に関する事項</p> <p>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項</p>
--

表2-7 平成21年度公立大学法人会津大学短期大学部教育研究審議会委員

委員の構成	備考
学長	
短期大学部長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
産業情報学科長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
食物栄養学科長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
社会福祉学科長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
附属図書館長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
学生部長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	

教養基礎会議議長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
コンピュータセンター長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
短期大学担当次長 【学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
入学試験委員長 【審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
進路指導委員長 【審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
地域活性化センター長 【審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
【審議会の承認を得て外部から理事長が任命する方】	福島県立葵高等学校長
【審議会の承認を得て外部から理事長が任命する方】	福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター所長

表 2-8 会津大学短期大学部教授会規程（抜粋）

<p>(構成員)</p> <p>第2条 教授会は、学長、専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、助手を教授会の組織に加えることができる。</p> <p>第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 学則、組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する原案作成</p> <p>二 教員人事に関する事項</p> <p>三 教育課程に関すること。</p> <p>四 入学、退学、休学、復学、転学科、転学、再入学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること。</p> <p>五 学生の試験及び卒業に関すること。</p> <p>六 学位の授与及び取り消しに関すること。</p> <p>七 その他教育研究及び運営に関する重要事項</p> <p>2 教授会は審議結果について、教育研究審議会に報告するものとする。</p>
--

また、本学の運営に必要な委員会として、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則（表 2-9）により、企画運営、評価、機関別認証評価、会計監査、教務厚生、入学試験、進路指導、附属図書館、広報、地域活性化センター運営、コンピュータセンター運営、国際交流、ハラスメント防止などの委員会を設置しており、主に教務厚生委員会が教育活動に係る審議等を行っている。さらに、各学科における教育及び研究活動を円滑に行うため、各学科に学科会議を設置し、学科内の教育計画や教務、学生の厚生補導等に関する事項を審議するとともに、教養基礎科目の教育の円滑な運営を図るため、教養基礎会議を設置し、教養基礎科目に係る教務等に関する事項を審議している。

また、本学全般の運営を円滑にするため、部科長会議（構成員：学長、学部長、各学科長、附属図書館長、学

生部長及び事務局代表者)を設置し、大学全般の業務に係る連絡・調整、学内重要事項に関する学長原案の調整等を行っている。

委員会や学科会議等での詳細な審議及び部科長会議による議決を経て、教授会で最終決定を行っている。

表2-9 会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則(抜粋)

第2章 教員の所属

(所属の決定)

第3条 本学の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)は、産業情報学科、食物栄養学科及び社会福祉学科のいずれかに所属するものとする。

2 教員の所属は、第4条に定める基準にしたがい、学長が教授会に諮り、これを決定する。

(所属の基準)

第4条 会津大学短期大学部学則第19条第2項の別表に規定する産業情報学科に関する専門教育科目を主として担当する教員は産業情報学科に、食物栄養学科に関する専門教育科目を主として担当する教員は食物栄養学科に、社会福祉学科に関する専門教員科目を主として担当する教員は社会福祉学科に所属する。

第3章 学科長

(学科長)

第5条 産業情報学科、食物栄養学科及び社会福祉学科(以下「学科」という。)には、それぞれ学科長を置く。

(選出及び任期)

第6条 学科長はそれぞれの学科に所属する教授のうちから、当該学科に所属する教員で選出し、教授会の承認を得て、学部長がこれを理事長に内申する。

2 学科長の選出は選挙により行う。

3 選挙は単記無記名投票で行い、投票総数の過半数を得た者を学科長予定者とする。

4 学科長の任期は2年とする。

第4章 短期大学部附属図書館長

(選出及び任期)

第7条 短期大学部附属図書館長(以下「附属図書館長」という。)は、本学の教授のうちから選出し、教授会の承認を得て、学部長がこれを理事長に内申する。

2 附属図書館長の選出は選挙により行う。

3 選挙は単記無記名投票で行い、投票総数の過半数を得た者を附属図書館長予定者とする。

4 附属図書館長の任期は2年とする。

第5章 短期大学部学生部長

(選出及び任期)

第8条 短期大学部学生部長(以下「学生部長」という。)の選出及び任期については、前条を準用する。

(職務)

第9条 学生部長は、教務に関する事項、厚生補導に関する事項、進路に関する事項、入学者選考に関する事項、公開講座に関する事項及び広報活動に関する事項について執行し、教務厚生委員、進路指導委員、入学試験委員及び広報委員を統括する。

2 学生部長は、前項の執行にあたり、各学科長と十分に協議しなければならない。

第6章 地域活性化センター

(地域活性化センター)

第10条 地域社会との連携並びに学内の共同研究を推進することにより、本学の教育研究の進展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上を図るため、本学に附属機関として地域活性化センターを置く。

- 2 地域活性化センターには、地域活性化センター長（以下「活性化センター長」という。）を置く。
- 3 活性化センター長は、部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。
- 4 活性化センター長の任期は2年とする。
- 5 地域活性化センターに関して必要な事項は別に定める。

第7章 コンピュータセンター

（コンピュータセンター）

第11条 各種コンピュータシステムの統括、管理、運営等を行うため、本学にコンピュータセンターを置く。

- 2 コンピュータセンターには、コンピュータセンター長を置く。
- 3 コンピュータセンター長は部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。
- 4 コンピュータセンター長の任期は2年とする。
- 5 コンピュータセンターに関して必要な事項は別に定める。

第8章 キャリア支援センター

（キャリア支援センター）

第12条 本学学生の進路等に関する支援を円滑に推進するために、キャリア支援センターを置く。

- 2 キャリア支援センターには、キャリア支援センター長（以下「支援センター長」という。）を置く。
- 3 支援センター長は、進路指導委員長をもって充てる
- 4 支援センター長の任期は2年とする。
- 5 キャリア支援センターに関して必要な事項は別に定める。

第9章 学科会議

（学科会議）

第13条 各学科における教育及び研究活動を円滑に行うため、それぞれの学科に学科会議を置く。

- 2 学科会議に関して必要な事項は別に定める。

（教養基礎会議）

第14条 本学における教養基礎科目に関する事項を審議し、円滑な運営を図るため教養基礎会議を置く。

- 2 教養基礎会議は、教養基礎科目を担当する本学教員をもって構成する。
- 3 教養基礎会議には、教養基礎会議議長（以下「教養議長」という。）を置く。
- 4 教養議長は部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。
- 5 教養議長の任期は2年とする。
- 6 教養基礎会議に関して必要な事項は別に定める。

第10章 連絡調整会議

（部科長会議）

第15条 学長、役員会、各審議会及び部科相互間の連絡調整、教員人事及び運営に関する重要事項を審議し、本学全般の運営を円滑にするため、部科長会議を置く。

- 2 部科長会議は学長、短期大学部長、部科長及び事務局代表者1名をもって構成する。
- 3 学長が必要と認めたときは、学長は活性化センター長、コンピューターセンター長、教養議長、進路指導委員長、及び入学試験委員長等を、それぞれ所管事項に関する範囲内で会議に加えることができる。
- 4 部科長会議に関して必要な事項は別に定める。

第11章 委員会

(企画運営委員会)

第16条 本学における業務運営を円滑に図るため、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長
- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 入学試験委員長
- 九 進路指導委員長
- 十 各学科から選出された教員各1名
- 十一 事務局代表者1名

3 前項に規定する者のほか、企画運営委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第九号までの委員は、第十号の委員を兼任することができる。

5 企画運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(評価委員会)

第17条 本学における大学評価に関する事項を審議するため、評価委員会を置く。

2 評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長
- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 入学試験委員長
- 九 進路指導委員長
- 十 各学科から選出された教員各1名
- 十一 事務局代表者1名

3 前項に規定する者のほか、評価委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第九号までの委員は、第十号の委員を兼任することができる。

5 評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(機関別認証評価委員会)

第17条の2 本学における機関別認証評価に関する事項を審議するため、機関別認証評価委員会を置く。

2 機関別認証評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長

- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 入学試験委員長
- 九 進路指導委員長
- 十 企画運営委員会ファカルティ・ディベロップメント小委員長
- 十一 学長が指名する機関別認証評価に関し識見を有する教員
- 十二 各学科から選出された教員各1名
- 十三 事務局短期大学担当次長及び事務室長

3 前項に規定する者のほか、機関別認証評価委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第十一号までの委員は、第十二号の委員を兼任することができる。

5 機関別認証評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(会計監査委員会)

第18条 会計監査に関する事項を審議し、学内会計監査を円滑に行うため、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 各学科から選出された教員各1名
- 二 産業情報学科経営情報コースから選出された教員2名
- 三 事務局代表者1名

四 前項に規定する者のほか、会計監査委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

3 会計監査委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教務厚生委員会)

第19条 教務厚生に関する事項（ただし、入学者選考に関する事項を除く。）について審議するため、学生部に教務厚生委員会を置く。

2 教務厚生委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名
- 四 教養基礎会議から選出された教員1名

3 教務厚生委員会に関して必要な事項は別に定める。

(入学試験委員会)

第20条 入学者選考の公正かつ円滑な運営を期するため、学生部に入学試験委員会を置く。

2 入学試験委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名

3 学長が必要と認めるときは、教養基礎会議代表者1名を委員会に加えることができる。

4 学生部長が必要と認めるときは、別に委員長を置き、入学者選考に関する事項の審議及び執行について、その職務

の全部又は一部を委任することができる。

5 入学試験委員会に関して必要な事項は別に定める。

(進路指導委員会)

第21条 学生の進路に関する事項について審議するため、学生部に進路指導委員会を置く。

2 進路指導委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名
- 四 キャリア支援センターから選出された職員1名

3 学生部長が必要と認めたときは、別に委員長を置き、学生部長は学生の進路に関する事項の審議及び執行について、その職務の全部又は一部を委任することができる。

4 進路指導委員会に関して必要な事項は別に定める。

(附属図書館委員会)

第22条 附属図書館及び本学の学術研究(研究年報、奨励研究等)に関する事項を審議するため、附属図書館委員会を置く。

2 附属図書館委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 附属図書館長
- 二 各学科から選出された教員各1名

3 学長が必要と認めたときは、教養基礎会議代表者1名を委員会に加えることができる。

4 附属図書館委員会に関して必要な事項は別に定める。

(広報委員会)

第23条 広報活動に関する事項を審議し、広報活動を円滑に行うため、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 附属図書館長
- 三 活性化センター長
- 四 コンピュータセンター長
- 五 教養議長
- 六 入学試験委員長
- 七 進路指導委員長
- 八 産業情報学科から選出された教員2名
- 九 その他の学科から選出された教員各1名
- 十 事務局代表者1名

3 学生部長が必要と認めたときは、若干名の委員を委員会に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第七号までの委員は、第八号又は第九号の委員を兼任することができる。

5 広報委員会に関して必要な事項は別に定める。

(地域活性化センター運営委員会)

第24条 地域活性化センターの事業を企画し、その円滑な運営を図るため地域活性化センター運営委員会を置く。

2 地域活性化センター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 活性化センター長

- 二 活性化センター副センター長
 - 三 産業情報学科から選出された教員 2 名
 - 四 その他の学科から選出された教員 1 名
 - 五 地域連携関係機関の職員及び団体の代表者のうちから学長が委嘱した委員
- 3 前項の構成員のうち第二号の者は、第三号又は第四号の委員を兼任することができる。
- 4 活性化センター長が必要と認めたときは、地域活性化センター運営委員会の議に基づいて若干名の委員を委員会に加えることができる。
- (コンピュータセンター運営委員会)
- 第 25 条 コンピュータセンターの円滑な運営を図るため、コンピュータセンター運営委員会を置く。
- 2 コンピュータセンター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 コンピュータセンター長
 - 二 産業情報学科から選出された教員 2 名
 - 三 その他の学科から選出された教員各 1 名
- 3 前項の構成員のうち第一号の者は、第二号又は第三号の委員を兼任することができる。
- 4 学部長が必要と認めたときは、若干名の委員を委員会に加えることができる。
- (国際交流委員会)
- 第 26 条 国際交流を推進するため、国際交流委員会を置く。
- 2 国際交流委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 教養基礎会議長
 - 二 各学科から選出された教員 1 名
 - 三 学部長が必要と認めた委員若干名
- 3 前項の構成員のうち第二号の委員は当分の間、選出しなくてもよい。
- (学生相談員)
- 第 27 条 本学学生の心身及び学内外生活等の悩みごとの相談に応じるため、学生相談員を置く。
- 2 学生相談員に関して必要な事項は別に定める。
- (ハラスメント防止委員会)
- 第 28 条 本学におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題に適切に対応するため、ハラスメント防止委員会を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、委員が当事者となった場合には、委員会の審議に加わることはできない。
- 一 学部長
 - 二 各学科長
 - 三 学生部長
 - 四 学生相談員代表者 1 名
 - 五 学部長が指名する女性教員 1 名
 - 六 短期大学担当次長
 - 七 事務室長
 - 八 相談員
- 3 ハラスメント防止委員会に関して必要な事項は別に定める。
- (研究費等受入審査委員会)

第29条 本学における受託研究及び奨学寄附金の受入れについて審査するため、研究等受入審査委員会を置く。

2 研究費等受入審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 産業情報学科から選出された教員2名
- 二 その他の学科から選出された教員各1名
- 三 事務局代表者1名

3 研究費等受入審査委員会に関して必要な事項は別に定める。

(学術研究奨励会)

第30条 教育及び学術研究の向上を図ることを目的として学術研究奨励会を置く。

2 学術研究奨励会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長
- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 各学科から選出された教員各1名
- 九 事務局代表者1名

3 学術研究奨励会に関して必要な事項は別に定める。

(職務発明審査会)

第31条 本学の教職員がした発明、考案、意匠の創作及び品種の育成等の取扱いについて審査・認定、権利の承継等を審議するため、職務発明審査会を置く。

2 職務発明審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名
- 四 事務局代表者1名

3 職務発明審査会に関して必要な事項は別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

教授会等において教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則により、教務厚生委員会を設置しており、会津短期大学部教務厚生委員会規程（表2-10）により、教務に関する事項、厚生指導に関する事項及び学生の補導に関する事項

を所管している。

同規則等により、学生部長、産業情報学科選出教員2名（各コース1名）、食物栄養学科及び社会福祉学科選出教員各1名、教養基礎会議1名、計6名の委員で構成し、学生部長が議長を務めている。平成21年度は、計11回開催し、入学式・学位記授与式・大学祭等の行事、ガイダンス、学科課程及び授業時間割、学生の休学・退学、定期試験日程、奨学生の推薦や学生寮の運営などについて審議した（資料2-2-2-A 教務厚生委員会報告書）。

表2-10 会津大学短期大学部教務厚生委員会規程（抜粋）

<p>(所管事項)</p> <p>第4条 教務厚生委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。</p> <p>一 教務に関する事項</p> <p>ア 学生の入学（入学者選考に関する事項を除く。）転学、転学科、休学、復学、退学、除籍、再入学及び卒業（いずれも学科会議の審議事項に関するものを除く。）に関する事。</p> <p>イ 学科課程及び授業時間割に関する事。</p> <p>ウ 授業科目の履修に関する事。</p> <p>エ 認定試験及び成績に関する事。</p> <p>オ 栄養士免許及び保育士の資格に関する事。</p> <p>カ 科目等履修生、外国人留学生及び研究生に関する事。</p> <p>キ その他教務に関する事。</p> <p>二 厚生指導に関する事項</p> <p>ア 学生の奨学に関する事。</p> <p>イ 学生の課外活動に関する事。</p> <p>ウ 学生の自治活動に関する事。</p> <p>エ 学生の保健衛生に関する事。</p> <p>オ 学生のアルバイトに関する事。</p> <p>カ 学生寮の規程、寮生規約及び寮生心得の改正に関する事。</p> <p>キ 学生寮の寮生の生活指導に関する事。</p> <p>ク 前2号に定めるもののほか、学生寮の運営に関する事。</p> <p>ケ その他厚生指導に関する事。</p> <p>三 学生の補導に関する事項</p>

【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法等教務に関する事項を所管する教務厚生委員会においては、適切な構成の下、実質的な検討が行われている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学が掲げる教育研究の目的に即して、各学科が具体的な教育研究の目標を定めるとともに、その目標に合わ

せて学科の改組やカリキュラムの編成・再編成を行っている。

また、地域活性化センターは、地域との協働・連携を強化し、学生参画型実学・実践教育の機会を提供できる体制を整えており、教育研究の目的を達成する上で適切に機能している。

【改善を要する点】

なし。

(3) 基準2の自己評価の概要

- ・本学の教育目的に基づき、各学科とコースがそれぞれ教育目的を掲げ、その目的に沿って、学科の構成が適切なものになっている。(観点2-1-①)
- ・教養教育の編成や運営は教養基礎会議が担当しているが、適切に機能している。(観点2-1-②)
- ・附属施設であるコンピュータセンターは十分な学習環境を備えている。また、地域活性化センターは、問題解決型学習及び学生参画型実学・実践教育の展開を支援している。(観点2-1-④)
- ・教育研究審議会及び教授会において重要事項の審議を行うとともに、教務厚生委員会を始め各種委員会等を設置して教育活動等について検討を行っている。(観点2-2-①②)

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の教員組織編制に当たっては、「短期大学設置基準」を踏まえ、本学の目的の確実かつ効率的な実現を図ることを基本の方針とし、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（前出表 2-9）を定めている。

専任教員は、担当する各学科の専門教育科目を基準として、産業情報学科、食物栄養学科及び社会福祉学科のいずれかに所属するものとしている。教育課程を遂行する上で中核となる各学科においては、各学科長が学科の運営を管理し、所属教職員を指揮監督している。また、学科に所属する専任教員で構成された各学科会議において、教育計画、教務、厚生補導及び進路指導等学科内全般の運営について審議している。

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編制に当たっては、本学の目的の確実かつ効率的な実現を図ることを基本の方針として、各学科に学科長と学科会議を置くことによって、学科内での連携が確保され、責任の所在が明確にされた教員組織が編成されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-②： 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

現在、本学の教員の構成は、表 3-1 及び表 3-2 に示すとおりである。

表 3-1 教員の構成

学科	教授	准教授	講師	計	助手	非常勤講師
産業情報学科	5	7	1	13	0	43
食物栄養学科	3	3	1	7	3	22
社会福祉学科	3	3	1	7	0	30
(教養基礎)	—	—	—	—	—	17
計	11	13	3	27	3	112

※ 教養基礎に係る専任教員は産業情報学科に所属している（准教授 1 名）。

表3-2 必要教員数に対する教員数、教授数とその割合

学科	入学定員	設置基準		専任教員	教授数	必要教員数に占める教授の割合
		入学定員	教員数			
産業情報学科	60	100 まで	7	13	5	71.4%
食物栄養学科	40	100 まで	5	7	3	60.0%
社会福祉学科	50	100 まで	7	7	3	42.9%
計	150		19	27	11	57.9%

(1) 専任教員の配置について

教員組織編制のための基本的方針に沿って専任教員を配置し、設置基準に定める必要教員数の基になる入学定員の半分ほどを本学の入学定員としているために、本学では少人数教育が可能となっている。

また、教育上主要と認める授業科目である卒業必修科目（選択必修科目、卒業研究ゼミ、卒業研究及び特別演習を除く。）の平成22年度入学生分については、産業情報学科7科目（10科目中）、食物栄養学科13科目（16科目中）、社会福祉学科9科目（14科目中）に専任の教授及び准教授を配置している。

なお、教員の転出等による補充においては、学科の将来や社会情勢を踏まえた上で転出した教員の担当科目を専攻する教員を原則として採用している。

(2) 非常勤講師の配置について

非常勤講師については、会津大学短期大学部教員選考基準を踏まえて選考の上、委嘱している。現在、専門的で多様な教育内容を確保するため、112人に委嘱している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に沿った教育課程に必要な教員（専任教員と非常勤教員）を確保し、短期大学設置基準別表第一に定められた必要教員数を満たしている。また、本学の教育上主要と認める授業科目には専任の教授又は准教授を配置している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-1-③： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

平成18年度の法人化以降、教員を採用する必要が生じた際には、原則公募によっている（資料3-1-3-A公募通知）。採用の状況は、表3-3のとおりである。

また、外国籍の専任教員は社会福祉学科に1人となっている。学科・コース別年代別男女別構成は、表3-4のとおりである。

なお、抜群の成績を挙げた者等を表彰する職員表彰規程を設けている。

表 3-3 教員採用実績

採用年月	学科	職位	備考
平成 19 年 4 月	食物栄養学科	准教授	1 名
	食物栄養学科	助手	1 名
	社会福祉学科	講師	1 名
平成 19 年 10 月	産業情報学科	准教授	1 名
	社会福祉学科	講師	1 名
平成 20 年 4 月	食物栄養学科	助手	1 名
平成 20 年 10 月	食物栄養学科	助手	1 名
平成 21 年 4 月	社会福祉学科	教授	1 名
	食物栄養学科	助手	1 名 (県からの派遣)
平成 22 年 4 月	社会福祉学科	教授	1 名
	食物栄養学科	助手	1 名

表 3-4 学科・コース別年代別男女別構成 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

学科	60 代		50 代		40 代		30 代		20 代		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
産業情報学科	2	0	3	0	4	0	4	0	0	0	13	0
食物栄養学科	2	1	0	4	0	1	1	1	0	0	3	7
社会福祉学科	0	0	1	0	2	2	0	2	0	0	3	4
計	4	1	4	4	6	3	5	3	0	0	19	11

【分析結果とその根拠理由】

優秀な教員を採用するべく公募制を採っており、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

なお、教員の年代別男女別構成 (表 3-4) に関しては、各年代にわたって均衡のとれた年齢構成となっている。また、性別については、産業情報学科の教員が男性のみとなっているが、当該分野における教育・研究者の男女構成が影響しているものと考えている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学における教員の採用や昇任に関わる選考方法と選考組織については、「会津大学短期大学部教員選考規程」(表 3-5) に定められている。教員の選考基準は、教員の備えるべき能力や条件として、人格、学歴、職歴、教授能力、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康等について「会津大学短期大学部教員選考基準」(表 3-6) に定められている。また、教員の昇任に関わる選考基準については、これまで個々の選考でその都度審議されていたものを明確化し、平成 21 年 3 月に「会津大学短期大学部教員の昇任人事に関する申し合わせ

事項」(資料3-2-1-A)として定め、職位ごとの教歴、教育・研究上の業績、学内運営への貢献、社会貢献等から構成される審査基準を定めた。

表3-5 会津大学短期大学部教員選考規程(抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、会津大学短期大学部における教授、准教授、講師、助教及び助手(以下、「教員」という。)の選考の諸手続について必要な事項を定める。</p> <p>(発議)</p> <p>第2条 教員の選考は、採用及び昇任とし、その発議は、当該学科長から要求があったとき、学長が行う。</p> <p>2 採用に関する選考は、一般公募又はその他の方法により開始するものとする。</p> <p>3 学科長は学科会議に諮り、所属教員総数の3分の2以上の同意がなければ第1項の要求を行うことができない。</p> <p>(調整)</p> <p>第3条 学長は前条に規定する要求があったときは、会津大学短期大学部部科長会議(以下「部科長会議」という。)に諮らなければならない。</p> <p>2 学長は、部科長会議において、選考の発議の調整が整ったときは、教授会に報告しなければならない。</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第4条 学長が選考を教授会に提案するときは、当該選考の対象となる者(以下「被選考者」という。)の個人調書(様式第1号)及び教育研究業績書(様式第2号)を教授会に提出しなければならない。</p> <p>2 学長は、教授会に諮って、選考に係る審査が必要と認めたときは、選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第5条 専任教員の委員会は、原則として当該学科の所属教員のなかから選出する委員3名及びその他の学科の所属教員のなかから選出する委員2名をもって組織する。</p> <p>2 非常勤講師の委員会は、原則として当該学科の所属教員のなかから選出する委員3名をもって組織する。</p> <p>(選考委員)</p> <p>第6条 前条に規定する当該学科の所属教員のなかから選出する委員は、当該学科長が学科会議に諮り、学長が部科長会議の議を経て教授会に推薦する。</p> <p>2 前条第1項に規定するその他の学科の所属教員のなかから選出する委員は、学長が部科長会議に諮り教授会に推薦する。</p> <p>3 選考委員は、教授会構成員(助手を除く。以下同じ。)の投票により教授会構成員の3分の2以上を得票した者とする。</p> <p>(選考委員長)</p> <p>第7条 委員会には選考委員長を置く。</p> <p>2 選考委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>3 選考委員長は委員会を招集し、議長となる。</p> <p>(委員会の定足数)</p> <p>第8条 委員会は選考委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第9条 選考委員長は、必要と認めたときは、委員会に諮り学外の有識者に意見を求め、又は調査を依頼することができる。</p>

- 2 選考委員長は、委員会に諮り、委員以外の本学教員に、意見を聴取することができる。
- 3 選考委員長は、専任教員の選考について必要と認めるときは、委員会に諮り、被選考者に面接することができる。
- (審査及び報告)
- 第10条 委員会は、別に定める選考基準により、被選考者の人物、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康状況等を審査して、推薦の可否を決定し、教授会に報告しなければならない。
- 2 委員会は、被選考者が多数いる場合、被選考者を若干名に絞り込むための予備選考を当該学科に委任することができる。
- 3 委員会の議事は、3分の2以上の多数をもって決する。
- (選考の議決)
- 第11条 学長は前条に規定する選考委員長の報告に基づき、教員の選考について教授会に諮るものとする。
- 2 教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

表3-6 会津大学短期大学部教員選考基準

- (選考の基準)
- 第2条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、教授能力、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康等について行うものとする。
- (教授の資格)
- 第3条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し教育研究上の能力があると認められる者とする。
- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - (3) 芸術上の優れた業績があると認められる者及び実務的な技術の修得を主とする分野にあっては実務的な技術に秀で教育の経歴のある者
 - (4) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）において教授の経歴のある者
 - (5) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
 - (6) 高等専門学校において教授又は准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
 - (7) 研究所、試験所、病院等に10年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
 - (8) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (准教授の資格)
- 第4条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。
- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
 - (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴がある者
 - (3) 高等専門学校において准教授又は専任の講師の経歴がある者
 - (4) 大学において3年以上又は高等専門学校において5年（学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者にあつては3年）以上助手又はこれに準じる職員としての経歴がある者
 - (5) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (6) 研究所、試験所、病院等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
 - (7) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 特定の分野について、教育上の能力があると認められる者
(助手の資格)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準じる能力があると認められる者

教員の採用・昇任を行う場合には、当該学科長から学長に申請し、学長は部科長会議において調整の上、教授会において選考委員会を設置して採用及び昇任等についての選考方法等を決定する（資料3-2-1-B 公募例）。選考委員は当該学科から3名、他学科から2名の計5名を教授会において選出する。公募情報の発信については、本学ホームページ及び独立行政法人科学技術振興機構「研究者人材データベース [JREC-IN]」等を利用している。選考委員は書類審査、面接、模擬授業等を実施し、選考基準により被選考者の人物、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康状況等を審査して、教授会への推薦の可否を決定し、選考結果を教授会に報告する。教授会では、報告結果に基づいて審議を行い、投票数の3分の2以上の多数をもって議決している。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用や昇任は、「会津大学短期大学部教員選考規程」、「会津大学短期大学部教員選考基準」及び「会津大学短期大学部教員の昇任人事に関する申し合わせ事項」の定めにより公正に審査し、適切に運用している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

教員の教育活動の評価については、定期的実施してきた自己点検・評価報告書（別冊資料C）の中で研究業績や社会との連携等の収録を中心として実施してきた。また、学生による授業評価を前期・後期の2回実施しており、各教員はこの評価結果を授業科目毎に分析して評価結果に対する意見や授業改善の方向性等について回答している（平成21年度回答率は、常勤教員96.8%、非常勤講師44.7%）。授業評価結果については、学内ウェブに掲載するとともに、図書館に配架している。

平成18年度からは、評価委員会の教員評価基準検討小委員会において教員評価に関する基準作りに着手し、平成21年度分から専任の全教員が業務活動実績報告書（様式は資料3-2-2-A）を提出することを義務化した。評価は教育、研究、学内運営、社会貢献とし、それぞれに評価指標を設定し、それぞれの達成状況、優れた点、改善を要する点として自己評価を行い提出するようにしている。

この業務活動実績報告書により把握された事項に対する取扱い、評価のあり方、優遇措置の是非、運用方法、顕彰制度等については、議論を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価報告書や学生による授業評価結果等により教育活動に対する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して改善に向けた取組みがなされている。また、業務活動実績報告書の報告義務化により教育活動に関する定期的な評価が行われている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到に係る状況】

各教員の主要研究分野・業績と担当科目との相関は、自己点検・評価報告書の「個人研究業績等」(別冊資料C P131～162) のとおりである。また、各科目の概要は「シラバス」(表 3-7) のとおりである。これらの資料や表 3-8 から分かるように、研究分野及び業績を通覧すると、各科目とも担当教員の専攻研究分野の範疇内にあり、概ね双方が対応していることが認められる。

表 3-7 シラバス URL 一覧

■産業情報学科	
教養基礎科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/14.html
経営情報コース 専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/22.html
デザイン情報コース 専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/32.html
■食物栄養学科	
教養基礎科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/40.html
専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/46.html
■社会福祉学科	
教養基礎科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/53.html
専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/59.html

表 3-8 各学科専任教員の研究テーマ及び担当授業科目

所属教員	主な業績	授業科目
産業情報学科 教授 時野谷 茂	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン手法の研究 コンピュータプログラムによるD. A. Normanのデザイン思想の研究 (1)、(2) (会津大学短期大学部研究年報、第51号、第61号) ・工業化住宅の住戸平面作成とその評価に関する研究 (「会津大学短期大学部研究年報」 第55号) ・桐材を用いたパーティションユニット、カウンター、組み立て式遊具、段差調整機能付床ブロックのデザイン並びに試作等 (地域資源活用型研究開発事業成果報告書 2007, 2008) ・日本近代建築の保存・再活用に関する研究 旧報徳銀行水海道支店 (会津大学短期大学部研究年報、第64号) 	デザイン計画論、デザイン史、デザイン情報概論、デザインプロセス論、デザインプロセス論演習、デザインアイテム論、デザイン実習 I、卒業研究ゼミ I・II

	<ul style="list-style-type: none"> ・中国民家研究ノート（会津大学短期大学部研究年報、第62号） ・Terraced Houses In London - Facade composition analysis from to wnscape viewpoint (Third Asia Design Conference Proceeding 1998. 10) 	
<p>食物栄養学科 教授 高橋 君子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Close similarity between cultured human omental mesothelial cells and endothelial cells in cytochemical markers and plasminogen activator production. (In Vitro Cell. Dev. Biol., 27A(7), 1991) ・Lung capillary endothelial cells produce and secrete urokinase-type plasminogen activator. (Am. J. Respir. Cell Mol. Biol., 7(1), 1992) ・Increased secretion of urokinase-type plasminogen activator by human lung microvascular endothelial cells. (Am. J. Physiol., 27 (Lung Cell. Mol. Physiol.), 1998) ・Preservation of the characteristics of the cultured human type II alveolar epithelial cells. (Lung, 182(4), 2004) ・Human lung fibroblasts cultivated with HFDM-1 reduced both the secreted PAI-1 and the surface uPA activities. (Tiss. Cult. Res. Commun., 26(2), 2007) 	<p>食品衛生学、食品衛生学実験、健康栄養情報論Ⅰ・Ⅱ、解剖生理学実習、基礎演習、卒業研究Ⅰ・Ⅱ</p>
<p>社会福祉学科 教授 林 恵津子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・The effect of melatonin on sleep/wake rhythm -The sleep diary of an autistic patient living with his own family - (Psychiatry and Clinical Neurosciences, 54, 2000) ・Seasonal changes in sleep and behavioral problems in a pubescent case with autism. (Psychiatry and Clinical Neurosciences, 55, 2001). ・Sleep in persons with intellectual disabilities: A Questionnaire survey. (Japanese Journal of Special Education, 39 (6), 2002.) ・Daytime drowsiness and response to human stimuli in a child with severe intellectual and physical disabilities: Observation on eye-blink and daytime napping. (Sleep and Biological Rhythms, 4(1), 2006.) ・「重症心身障害児における運動の意図性評価—脳波基礎律動の事象関連性変動による事例検討—」（長崎大学教育学部紀要—教育科学—73、2009） 	<p>障害者福祉論、障害児保育論、社会福祉援助技術演習（保育）、社会福祉実習指導Ⅰ・Ⅱ、社会福祉実習、保育実習Ⅰa・Ⅲ、特別演習</p>

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的を達成するために、全学的に教育内容等と関連した研究活動が展開されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-4-①： 短期大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点に係る状況】

教育支援者として、事務職員、技術職員、実習助手等を配置している。

事務局の専任の事務職員等は、事務職員として事務局短期大学担当次長1名、短期大学事務室長1名、総務係（庶務、経理、企画）に4名、学生係（教務、入試、学生支援）に5名、技術職員として学生係（コンピュータセンター運営）に1名を配置するとともに、公用車運転業務等に当たる嘱託職員1名を配置している。また、附属図書館には司書1名と司書資格を有する臨時事務補助員1名を配置している。事務局専任職員の事務分担表は、資料3-4-1-Aのとおりである。さらに、キャリア支援センター嘱託職員に2名、地域活性化センター嘱託職員に1名を配置している。

本学では、専門の演習、実習科目を多く開設しているため、食物栄養学科に専任教員として助手3名を配置しているほか、産業情報学科に4名、社会福祉学科に1名の非常勤実習助手を委嘱している（別冊資料B 学生便覧P105、100、108）。

産業情報学科では、「授業支援一覧」（資料3-4-1-B）に示すように4名の実習助手を配置しているほか、コンピュータ関連科目においては必要に応じてステューデント・アシスタントを配して教育支援を行っている。

食物栄養学科は、本学が栄養士養成施設校であるため、栄養士法施行規則第9条5項「・・・専任の助手の数は、三人以上であり、そのうち二人以上は管理栄養士であること。」に基づき、3名の助手を配置している。なお、助手3名はいずれもが管理栄養士である。その選考と配置関係は資料3-4-1-C「食物栄養学科助手の選考と配置」とおりである。

社会福祉学科は、本学が社会福祉士養成施設校と保育士養成施設校であるため、それぞれの資格を取得するための学外実習に係る事務補助者として、嘱託職員の実習助手1名を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するのに必要な事務職員、助手等は適切に配置されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

本学は教育目標を達成するための教員数が専門分野別に確保されているとともに、職名別や年齢層別に均衡のとれた人員構成になっている。これは公募制による教員採用が十分に機能していることによる。

また、平成21年度分から専任全教員の業務活動実績報告書を提出することを義務化している。

【改善を要する点】

現在配置されている13名の専任の事務職員等のうち11名が福島県からの派遣職員であり、数年間の勤務により転出することによって、大学法人運営についての専門的なスキルを持つ職員が少ないことが課題であることから、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修への参加や法人職員の採用を一層進めていく必要がある。

(3) 基準3の自己評価の概要

- ・本学教員については、本学の教育課程を遂行する上で適切な教員組織編成がなされ、また、教育上主要な授業科目には専任の教授及び准教授を配置している。(観点3-1-①②)
- ・優秀な教員を確保するために公募制を採用するとともに、教員の採用基準や昇任基準を明確に定めている。(観点3-1-③、3-2-①)
- ・平成21年度分から専任全教員の業務活動実績報告書を提出することを義務化している。(観点3-2-②)
- ・教育内容に関連した研究活動が行われている。(観点3-3-①)
- ・教育活動の展開に必要な事務職員、技術職員、実習助手等の教育支援者は確保されている。(観点3-4-①)

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学は産業情報学科、食物栄養学科、社会福祉学科の3学科から構成されているが、本学及び各学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は平成19年5月に定められた。これを受けて、「大学案内」（別冊資料A P1、3、15、23）、「学生募集要項」（別冊資料D）及びホームページにアドミッション・ポリシーを掲載し公表、周知している（表4-1）。なお、大学案内は6,000部を印刷し、受験生及び各高等学校を中心に配布している。

表4-1 アドミッション・ポリシー

<p>■会津大学短期大学部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門知識を身につける意欲、能力、適性がある人 2 幅広い教養と高い倫理観を身につけようと努力する人 3 問題解決能力と創造的展開能力を身につけて、社会に貢献しようとする意欲がある人 <p>URL : http://www.jc.u-aizu.ac.jp/01/ad_p.html</p> <p>■産業情報学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 授業を理解し、積極的に学び、卒業研究を完成させる基礎学力と意欲がある人 2 情報化社会に適応できる柔軟性とチャレンジ精神がある人 3 経営情報コースでは、経営、会計、経済、情報の諸問題に関心を示し、学ぶ意欲がある人 4 デザイン情報コースでは、デザイン及び情報を学び、デザイナーを目指す意欲がある人 <p>URL : http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/md_ad_p.html</p> <p>■食物栄養学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「食」に興味や好奇心を持ち、「食」を通して人びとの健康に貢献したいと考える人 2 食事と健康の科学に関心があり、探求心を失わず積極的に学習する意欲がある人 3 豊かなコミュニケーションを築くことができる人 <p>URL : http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/fn_ad_p.html</p> <p>■社会福祉学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会問題を理解する基礎学力があり、自ら学び考える人 2 一人ひとりの人間の尊厳と権利を深く理解し、現代社会の抱える諸問題に向き合っていける人 3 福祉的専門性と倫理観を身につけて、地域社会において貢献しようとする意欲がある人 <p>URL : http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/sw_ad_p.html</p>
--

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育の目的に沿って、アドミッション・ポリシーを明確に定めて、公表、周知している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿って、一般の推薦入学者選考の他に特別推薦（指定校）や資格推薦入学者選考を設けるとともに、一般入学者選抜Ⅰ期は学力試験による選抜と大学入学センター試験の成績を利用した選抜の両方を併願できるなど、多様な入学選抜方法を採用している。例えば、本学の推薦入学における面接では志望動機・学習意欲等とともにアドミッション・ポリシーに関連する内容も質問している（表4-2）。

また、一般入学者選抜の大学入試センター試験を利用した入試区分では、3科目ないし2科目を課している。短大として3科目を課しているのは、受験科目数として多い方であるが、本学の共通のアドミッション・ポリシー「2. 幅広い教養(中略)を身につけようと努力する人」に該当する資質を見極めるために実施している。

なお、平成22年度入学試験及び入学状況は表4-3のとおりである。

表4-2 各学科の面接時の質問の内容とねらい

<p>■産業情報学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 志望動機 2 学習意欲・目的 3 コミュニケーション能力 4 評価能力（新聞又はポスター等を提示し、それに対する評価能力を問う） 5 アドミッション・ポリシーとの適合性 <p>URL：http://www.jc.u-aizu.ac.jp/05/94.html</p>
<p>■食物栄養学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食物栄養学科を選択した理由、専門（食物と栄養）に対する関心度 2 栄養士志望に対する熱意 3 卒業後の進路、高校での活動状況等 4 本学科で学ぶための気力、体力、能力の有無 5 他の学生と協調し合って実験・実習及びゼミ活動を展開できるかどうかについて <p>URL：http://www.jc.u-aizu.ac.jp/05/95.html</p>
<p>■社会福祉学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 志望動機 2 入学後の学習・生活に対する意欲 3 将来の進路 4 地域や社会の問題に対する関心度合い 5 地域社会への貢献に関する意欲 <p>URL：http://www.jc.u-aizu.ac.jp/05/96.html</p>

表 4-3 平成 22 年度入学試験及び入学状況

学科	入試区分	募集人員	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			受験率	実質競争倍率	入学率
			男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計			
産業情報学科	推薦・特別推薦・資格	29	11	46	57	11	46	57	3	28	31	3	28	31	100.0	1.8	100.0
	一般	21	10	34	44	10	34	44	2	16	18	2	16	18	100.0	2.4	100.0
	資格	2	4	12	16	4	12	16	0	2	2	0	2	2	100.0	8.0	100.0
	指定校	6	1	11	12	1	11	12	1	11	12	1	11	12	100.0	1.0	100.0
	一般（Ⅰ期）	26	26	73	99	25	71	96	10	41	51	7	24	31	97.0	1.9	60.8
	学力	21	25	66	91	24	64	88	9	35	44	6	23	29	96.7	2.0	65.9
	センター	5	20	62	82	20	62	82	2	18	20	2	7	9	100.0	4.1	45.0
	一般（Ⅱ期）	5	8	22	30	7	15	22	0	5	5	0	2	2	73.3	4.4	40.0
	高等専修学校等	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	社会人	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	外国人留学生	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
計		60	45	141	186	43	132	175	13	74	87	10	54	64	94.1	2.0	73.6
食物栄養学科	推 薦	20	3	44	47	3	44	47	1	22	23	1	22	23	100.0	2.0	100.0
	一般	18	3	42	45	3	42	45	1	20	21	1	20	21	100.0	2.1	100.0
	指定校	3	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	100.0	1.0	100.0
	一般（Ⅰ期）	20	5	111	116	5	107	112	3	31	34	1	18	19	96.6	3.3	55.9
	学力	16	3	98	101	3	94	97	1	29	30	1	18	19	96.0	3.2	63.3
	センター	4	5	90	95	5	90	95	2	8	10	0	4	4	100.0	9.5	40.0
	一般（Ⅱ期）	-	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-
	高等専修学校等	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	社会人	若干名	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	100.0	-	-
	外国人留学生	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
計		40	8	157	165	8	153	161	4	53	57	2	40	42	97.6	2.8	73.7
社会福祉学科	推 薦	15	1	25	26	1	25	26	1	14	15	1	14	15	100.0	1.7	100.0
	一般（Ⅰ期）	35	8	87	95	8	78	86	3	52	55	2	35	37	90.5	1.6	67.3
	学力	30	7	79	86	7	70	77	2	50	52	2	35	37	89.5	1.5	71.2
	センター	5	4	72	76	4	71	75	1	7	8	0	3	3	98.7	9.4	37.5
	一般（Ⅱ期）	-	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-
	高等専修学校等	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	社会人	若干名	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	1	1	100.0	2.0	100.0
	外国人留学生	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
計		50	9	114	123	9	105	114	4	67	71	3	50	53	92.7	1.6	74.6
合 計	推薦・特別推薦	64	15	115	130	15	115	130	5	64	69	5	64	69	100.0	1.9	100.0
	一般	54	14	101	115	14	101	115	4	50	54	4	50	54	100.0	2.1	100.0
	資格	2	4	12	16	4	12	16	0	2	2	0	2	2	100.0	8.0	100.0
	指定校	9	1	13	14	1	13	14	1	13	14	1	13	14	100.0	1.0	100.0
	一般（Ⅰ期）	81	39	271	310	38	256	294	16	124	140	10	77	87	94.8	2.1	62.1
	学力	67	35	243	278	34	228	262	12	114	126	9	76	85	94.2	2.1	67.5
	センター	14	29	224	253	29	223	252	5	33	38	2	14	16	99.6	6.6	42.1
	一般（Ⅱ期）	5	8	22	30	7	15	22	0	5	5	0	2	2	73.3	4.4	40.0
	高等専修学校等	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	社会人	若干名	0	4	4	0	4	4	0	1	1	0	1	1	100.0	4.0	100.0
	外国人留学生	若干名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
計		150	62	412	474	60	390	450	21	194	215	15	144	159	94.9	2.1	74.0

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿って、各学科では多様な入学選抜方法を採用し、適切な学生の受入れが確実に実施されているので、アドミッション・ポリシーは実質的に機能している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到に係る状況】

教授会の下に設置された入学試験委員会（表 4-4）において、入試に関わる企画、入学試験実施体制組織の編成、入試問題の作成、採点及び成績の管理等を行っている。入試当日は全学の教職員の参加によって業務を実施している。一般入試の出題と採点に関しては、入試問題出題委員会が中心となって、問題作成と点検を行い、出題ミス等の防止に努めている。また、試験当日は、入試委員と出題委員が試験本部に待機して、受験生からの質問に対応できる体制をとっている。合格者の決定は、学科会議での検討を経てから各学科長が教授会に合格候補者を提案し、その提案を教授会で審議している。

入学者選抜の透明性を確保するため、選抜試験の基本データ（募集人員、志願者、受験者、合格数、合格者の最高点、最低点、平均点、センター試験平均点）を公開しているほか、受験生本人からの請求があった場合は本人の得点や順位も情報開示している。

なお、試験ごとに実施要項、監督要領、当日スケジュール等が整備されている（別冊資料 E 入学者選抜試験実施内容）。

表 4-4 会津大学短期大学部入学試験委員会規程（抜粋）

（構成）

第 2 条 入学試験委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 産業情報学科から選出された教員 2 名
- 三 その他の学科から選出された教員各 1 名

（所管事項）

第 5 条 入試委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- 一 入学者選考の基本方針及び年次計画に関すること。
- 二 学生、科目等履修生及び研究生の募集に関すること。
- 三 入学試験の出題、採点、監督、面接及び調査書に関すること。
- 四 出題者、採点者、監督者、面接者及び調査書審査者の推薦に関すること。
- 五 入学試験問題の印刷及び校正に関すること。
- 六 合否判定資料の作成に関すること。
- 七 入学試験問題用紙の運搬及び保管に関すること。
- 八 試験終了後の答案の保存及び処分に関すること。
- 九 大学説明会に関すること。
- 十 入学資格の個別審査に関すること。
- 十一 大学入試センター試験に関すること。
- 十二 入学試験結果の分析に関すること。
- 十三 その他入学者選考の実施及び運営に関すること。

【分析結果とその根拠理由】

教授会の下に設置された入学試験委員会において入試の企画・準備等を行い、入試当日は全学の教職員によって実施される。合格者の決定は、学科会議での検討を経てから各学科長が教授会に提案し、その提案を教授会で審議して決定している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点到係る状況】

毎年「在学生による本学評価」アンケートを実施しており、その中で「本学に入学した目的」（表 4-5）や「本学入学目的に対する現時点での達成度」（後出図 6-3）などについても尋ね、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が機能したかどうかの検討資料としている（資料 4-2-4-A 入学試験委員会報告書、別冊資料 C 自己点検・評価報告書 P172～192「在学生による本学評価」）。

また、毎年入学試験実施後に、その年度の結果を各学科で検証し、入学試験委員会で全学的に検討し、次年度以降の入学試験の改善に役立っている。

表 4-5 入学目的（平成 21 年度在学生による本学評価集計結果より抜粋）

項目 I 本学に入學した目的	1 年生	2 年生
(1) 将来の職業に役立つ資格を取得するため	4.4	4.1
(3) 専門分野の学問を体系的に習得するため	4.6	4.5
(4) 自分の学力の向上をめざすため	4.3	4.3
(5) 広く教養を身につけ総合的能力を向上させるため	4.1	4.2
(6) サークル活動や社会活動を通じて人間性を養うため	3.7	3.7

※ 数値は 5 点満点評価の平均値

【分析結果とその根拠理由】

「在学生による本学評価」アンケートでは、本学に入學した目的は、サークル活動のような学生生活の充実よりも、専門知識の習得等を中心にした学業面への高い目的意識があると認められ、アドミッション・ポリシーに沿っている。また、入学試験委員会の所管事項には「入学試験結果の分析」もあり、各学科での検証と合わせ、全学的に検討する体制ができています。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到に係る状況】

本学は入学定員 150 名（産業情報学科 60 名、食物栄養学科 40 名、社会福祉学科 50 名）である。平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の入学定員に対する実入学者数の割合は 106%（平成 22 年度）から 112%（平成 20 年度）である。現在までのところ実入学者数が入学定員を下回った年度はない。また逆に、実入学者数が入学定員を 20% 超えた年度もない（表 4-6）。

本学では入学試験委員会を中心として、絶えず入学者選抜方法の検討・見直しを行ってきた。大学入試センター試験は平成 16 年入試から短期大学でも利用できることになり、本学でも平成 16 年度から一般入試で利用しており、入学者の確保に努めている。また、平成 21 年度においては教員が福島県内 66 校、岩手県、宮城県、山形県及び新潟県の計 50 校を訪問するとともに（資料 4-3-1-A 平成 21 年度高校訪問実績一覧）、県内を始めそれら各県の進学説明会に教職員が協力して参加している（資料 4-3-1-B 平成 21 年度進学説明会一覧）。

表 4-6 実入学者数及び定員に対する実入学者割合

学科名	定員	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
産業情報学科	60 名	63 名 [105%]	65 名 [108%]	75 名 [125%]	67 名 [112%]	64 名 [107%]
食物栄養学科	40 名	47 名 [118%]	45 名 [113%]	42 名 [105%]	42 名 [105%]	42 名 [105%]
社会福祉学科	50 名	53 名 [106%]	52 名 [104%]	51 名 [102%]	53 名 [106%]	53 名 [106%]
合計	150 名	163 名 [109%]	162 名 [108%]	168 名 [112%]	162 名 [108%]	159 名 [106%]

【分析結果とその根拠理由】

本学では入学試験委員会を中心に毎年志願者状況についての議論を踏まえた取組みを行うことによって、実入学者が入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていない。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では教職員が協力して学生募集活動を行い、入学者選抜は適切かつ公正に行われている。現在までのところ、一定の志願者倍率が維持されており、実入学者が入学定員を大幅に超える、又は下回った年度はない。

【改善を要する点】

全学及び全学科のアドミッション・ポリシーを定め公表周知したのが、平成19年5月である。今後も様々な方法でアドミッション・ポリシーの一層の周知徹底を図っていく必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

- ・本学では教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、学生募集要項及びホームページに掲載するなど、広報活動を行っている。(観点4-1-①)
- ・入学者選抜において、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者選抜方法を採用し、本学の学生受け入れは適正かつ公正に行っている。(観点4-2-①、4-2-③)
- ・毎年入学試験実施後に、その年度の結果を各学科で検証し、入学試験委員会で全学的に検討し、次年度以降の入学試験の改善に役立っている。(観点4-2-④)
- ・定員に対し一定の志願倍率を維持しており、入学定員を大幅に超えたり下回ったりすることはなかった。このことは、入学試験委員会を中心として、絶えず入学者選抜方法の検討・見直しを繰り返し、学生募集活動も継続的に行ってきたためである。(観点4-3-①)

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<短期大学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

本学の教育課程は教育目的を実現するため、学則第19条により定められている。また、授与される学位は産業情報学科は短期大学士（産業情報）、食物栄養学科は短期大学士（食物栄養）、社会福祉学科は短期大学士（社会福祉）である。授業科目は教育目的やこれらの学位に則して、教養教育に相当し全学科に共通する「教養基礎科目」とそれぞれの学科の専門性を活かした「専門教育科目」の2区分により構成している。

教養基礎科目は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設けているものである。学科によって開設科目は多少異なるものの、2年間で12単位以上履修しなければならないこととしており、「人間と文化」、「人間と社会」、「自然科学と技術」、「総合科目」、「国際コミュニケーション」及び「健康と科学」の6つに区分の上、数多くの科目を配置している（別冊資料B 学生便覧 P12、16、19「平成22年度入学生各学科課程表（教養基礎科目）」）。

産業情報学科では、専門教育科目の共通選択科目（必修科目5科目9単位、共通選択科目26科目59単位）及びコース別選択科目（経営情報コース選択科目31科目67単位、デザイン情報コース必修科目7科目14単位、デザイン情報コース選択科目29科目51単位）をバランスよく配置している（別冊資料B 学生便覧 P13～15「平成22年度入学生産業情報学科課程表（専門教育科目）」）。また、経営情報コースでは、経営学、経済学、会計学、情報学の4分野について実践的に学び、企業・経営にとって有用な情報を発見し、問題解決に向けて創造的に活用できるように、問題発見・解決能力、情報収集・分析・活用能力、創造的展開能力等を育成するための科目を配置している。デザイン情報コースでは、インターフェイス、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各分野を専門的に学び情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境等に配慮したモノ・事のデザインが実践的に展開できるようになるための科目を系統的に配置している。

食物栄養学科では、食環境の急激な変化に対応できる「食」のエキスパートを育成する目的で栄養士法施行規則に基づいてカリキュラムの見直しを行い、平成18年度から新カリキュラムに改定した（別冊資料B 学生便覧 P17～18「平成22年度入学生食物栄養学科課程表（専門教育科目、関連科目）」）。主な改正点は、栄養士法施行規則に基づいた栄養士養成科目の改廃を行うとともに、栄養情報担当者（NR: Nutritional Representative）やフードスペシャリストの認定試験受験資格を取得することが可能なカリキュラムに再編成したことである。また、食物栄養学科の専門科目を学ぶ際には化学の基礎知見が必要であるが、食に関心があっても自然科学を必ずしも得意としない者が少なからず入学している。そこで、化学の基礎を順序だてて学ばせるために1年前期に「基礎化学」、後期に「有機化学」を設けた。食物栄養学科では、栄養調査、献立作成、食物栄養学に関わる情報収集等でコンピュータを活用するので、1年前期に「食物栄養情報学」、2年前期に「栄養情報処理」を設けてコンピュータの基礎と活用法を学ばせている。ゼミナールは2年次に通年で配置していた「特別演習」を「卒業研究Ⅱ」に名称変

更し、かつ、1年後期に「卒業研究I」を設けて1年後期から卒業時までの連続的なゼミ活動を可能にした。また、入学後の早い時期に学科やクラスの連帯感を深めてもらう目的で1年前期に「基礎演習」を開設した。専門の各分野については、例えば食品学分野の場合、1年前期に「食品学総論」で基礎を学ばせた後、1年後期に「食品学各論」、2年次に「食品機能化学」「食環境科学」「食品加工実習」を設けることによって応用力を身につけさせようとしている。このように、学生が各分野の専門科目を無理なく学べるように系統立てた科目編成としている。

社会福祉学科では、社会科学的、人間科学的な領域における問題解決能力のある人材の育成を目指している。社会福祉専門職としての社会福祉士及び保育士の養成に必要な授業科目として、学科共通科目(必修科目 15 科目 31 単位、選択科目 31 科目 70 単位)及び保育士養成課程専門科目(31 科目 43 単位)を配置している(別冊資料B 学生便覧 P20～22「平成 22 年度入学生社会福祉学科課程表(専門教育科目、自由科目(保育士))」。本学科は資格取得を教育目的の1つとしていることから、専門基礎科目の履修を実習指導の前提条件としている。科目配置は適切であり、シラバスに記載されている授業内容も本学科の教育目的や学位に対応している。

【分析結果とその根拠理由】

各学科とも各分野の骨子となる科目が明確に位置づけられており、それらを補完するために必要な科目も用意されており、内容的にも教育の目的に沿ったものとなっている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

各学科とも教養基礎科目は学生の多様なニーズに応えられるように配置されており選択の自由度は高い。

産業情報学科ではCG論やデータベースといったコンピュータ関連科目の強化、きめ細やかな指導実現のためのデザインプロセス論、同演習、デザインアイテム論といった分野単位で行う授業の増強、地域産業論、地域プロジェクト演習など社会から短期大学に求められている実学実践教育や地域貢献に配慮した科目の新設など平成17年度から20年度にかけて大幅な科目の新設と廃止を行いこれに対応している(別冊資料C 自己点検・評価報告書 P9～11「表-4：カリキュラムの変更」)。

食物栄養学科では、食を取り巻く環境が激変しつつあり、複雑で広範な諸課題に対処できる食の専門家が必要とされる時代を迎えている中、このような時代の要請を受けて、従来の栄養士免許資格に加えてフードスペシャリスト受験資格及び栄養情報担当者受験資格を取得できるようにカリキュラムを整備した結果、社会の要請に応え得る体制ができただけでなく、食に関わる複数の資格の取得を希望する学生のニーズにも応えることができています。

社会福祉学科では、保育実習について従来は、必修科目である保育実習 Ia(施設実習)と保育実習 Ib(保育所実習)を履修した後は、保育実習 II(保育所実習)のみが設置されていたが、平成 20 年度に保育実習 III(施設実習)を選択必修として新設した。これにより、保育実習 Ia との連続性が保障され、施設保育における保育士養成が充実した。社会福祉士養成においては、法改正に伴い、平成 21 年度から新科目「社会調査の基礎」「就労支援サービス」「更生保護」「権利擁護と成年後見制度」「福祉サービスの組織と運営」を設置した。また、社会福祉士養成課程と保育士養成課程共通の「社会福祉援助技術演習」を設けてきたが、相談援助内容の差異が大きいことから

「社会福祉援助技術演習(保育)」を新設した。

また、本学では全学科共通の自由科目（単位は認定されるが、卒業単位には算入されない科目）を配置するとともに、他学科の専門教育科目を自由科目として履修することを認めている（別冊資料B 学生便覧 P15、18、22 「平成 22 年度入学生各学科課程表（自由科目）」）。他の大学における授業科目の履修も認め、具体的には、アカデミア・コンソーシアムふくしま（福島県高等教育協議会）の単位互換協定によって他大学の授業を履修できるようにしている（別冊資料B 学生便覧 P59 「会津大学短期大学部学則第 22 条」、資料 5-1-2-A 「福島県高等教育協議会加盟大学間単位互換に関する協定書」「福島県高等教育協議会加盟大学間単位互換に関する協定書に関する覚書」「福島県高等教育協議会加盟大学間単位互換に関する申し合わせ」）。特に、キャリア形成を支援する「キャリア開発論」は、産業情報学科の共通選択科目であるとともに、他の学科では自由科目として開設している。さらに、入学前の既修得単位を認定する制度を設けている（別冊資料B 学生便覧 P59 「会津大学短期大学部学則第 23 条」）。

専任教員が担当する主な授業科目と該当科目に関係する研究業績等についての代表例は、表 5-1 のとおりである。授業担当者は研究活動を通じて、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

表 5-1 担当科目と研究成果との関連例

職・氏名	担当科目	関連する主な研究業績等
教授 時野谷 茂	デザイン計画論	デザイン手法の研究 コンピュータプログラムによる D. A. Norman のデザイン思想の研究 (1)、(2) (会津大学短期大学部研究年報、第 51 号、第 61 号)
	デザインプロセス論、 同演習 デザイン実習 I	桐材を用いたパーティションユニット、カウンター、組み立て式遊具、段差調整機能付床ブロックのデザイン並びに試作等 (地域資源活用型研究開発事業成果報告書 2007、2008)
	デザイン史	日本近代建築の保存・再活用に関する研究 旧報徳銀行水海道支店 (会津大学短期大学部研究年報、第 64 号) 中国民家研究ノート (会津大学短期大学部研究年報、第 62 号)
教授 真鍋 久	食品機能化学	「日本型食生活を科学する」((株)信山社 2003)、「新食品学総論・各論」(朝倉書店 2002)
	食環境科学	「講座 食と環境ホルモン」((株)食生活出版局 2002)、「応用食品学」(IK コーポレーション 2004)
教授 林 恵津子	障害者福祉論	「インクルージョン時代の障害理解と生涯発達支援」(日本文化科学社、2007) 「事例で学び、実践にいかす障害者福祉」(保育出版社、2008)
	障害児保育論	「発達障害児の心理学と育児・保育 一就学前の発達が気になる子どもとその親へのサポート-」(ブレイン出版、2004) 「実践事例に基づく障害児保育-ちょっと気になる子へのかかわり-」(保育出版社、2007) 「キーワードで学ぶ障害児保育入門」(保育出版社、2008)

【分析結果とその根拠理由】

多様な授業科目の選択機会を提供するとともに、多様な資格の取得を可能とするなど、各学科とも教育目的に基づいて学生の多様なニーズに応える教育課程を編成している。授業科目の内容においても研究成果が反映されていると認められる。また、実学実践教育、地域貢献等に対応したカリキュラムを配置すると同時に、他大学との単位互換や入学前既修得単位の認定制度を設けるなど、社会・地域からの要請等にも配慮している。以上のことから、本観点を満たしているとは判断する。

観点 5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

授業時間以外の学習を支援するものとしての制度的なものには、コンピュータ関連施設の開放、図書館の開館時間の延長及び土曜開館がある（別冊資料C 自己点検・評価報告書 P105「5(2) 自主的学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」、P64「3(1) 学習に対する支援体制の整備活用に関する取組状況」）。また、実習室や演習室を大学開放時間内は使用可としている。

さらに、学生からの質問や相談に対応するため、各教員は週に1コマ以上のオフィスアワーを設けているほか、学生がオフィスアワーの時間帯以外の時間に研究室を訪れた場合であっても、極力、学生の質問や相談に応じている（表5-2）。

学生個人の自主学習への動機付けを高めるための取組みとしては、学生による授業評価において、予習・復習の実施等について評価の高い科目の授業公開と意見交換会を実施するなどしてその効果的な方法を検討している（別冊資料C 自己点検・評価報告書 P121「3(1) b. 公開授業・意見交換会の実施」）。

また、ゼミナール形式で行う卒業研究ゼミ（産業情報学科）、卒業研究（食物栄養学科）及び特別演習（社会福祉学科）においては、2年間の各学科領域科目の集大成として、成果物の作成や発表を行う機会を設けており、これを最終的な学習到達目標として取り組ませている（学生による研究・作品 <http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/141.html>、<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/142.html>）。

表5-2 平成21年度オフィスアワー集計表

学科名	指導・相談項目	1年生			2年生			他学科学生			合計		
		オフィスアワー		メール等	オフィスアワー		メール等	オフィスアワー		メール等	オフィスアワー		メール等
		O.H.	O.H.以外		O.H.	O.H.以外		O.H.	O.H.以外		O.H.	O.H.以外	
産業情報学科	学習指導	52	269	332	81	695	413	1	8	22	134	972	767
	進路指導	21	103	100	16	313	211	0	41	35	37	457	346
	生活相談	4	36	31	13	70	17	0	3	0	17	109	48
	その他	0	19	27	0	20	9	0	0	1	0	39	37
	小計	77	427	490	110	1,098	650	1	52	58	188	1,577	1,198
食物栄養学科	学習指導	42	262	99	40	312	97	8	16	8	90	590	204
	進路指導	9	109	64	18	222	36	0	0	0	27	331	100
	生活相談	8	47	69	2	51	8	0	6	7	10	104	84
	その他	2	36	38	0	19	8	0	7	0	2	62	46
	小計	61	454	270	60	604	149	8	29	15	129	1,087	434
社会福祉学科	学習指導	42	395	66	120	620	167	0	6	0	162	1,021	233
	進路指導	41	79	20	84	524	235	0	14	2	125	617	257
	生活相談	7	41	0	16	147	10	0	5	2	23	193	12
	その他	13	15	12	21	64	11	0	1	3	34	80	26
	小計	103	530	98	241	1,355	423	0	26	7	344	1,911	528
合計	学習指導	136	926	497	241	1,627	677	9	30	30	386	2,583	1,204
	進路指導	71	291	184	118	1,059	482	0	55	37	189	1,405	703
	生活相談	19	124	100	31	268	35	0	14	9	50	406	144
	その他	15	70	77	21	103	28	0	8	4	36	181	109
	小計	241	1,411	858	411	3,057	1,222	9	107	80	661	4,575	2,160
前年度合計	学習指導	187	702	394	197	1,439	796	3	40	35	387	2,181	1,225
	進路指導	113	284	142	158	866	416	0	39	24	271	1,189	582
	生活相談	25	182	44	50	205	188	3	7	0	78	394	232
	その他	8	54	50	10	89	67	3	18	8	21	161	125
	小計	333	1,222	630	415	2,599	1,467	9	104	67	757	3,925	2,164

【分析結果とその根拠理由】

学生の自主的な学習を支援する体制を整備している。また、十分な学習時間を確保できるようにしているとともに、オフィスアワーや卒業研究ゼミ等における学習と研究両面の指導を行っている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-1-④： 地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育が展開されているか。

【観点に係る状況】

本学は、昭和 26 年 4 月に高等教育機関を強く熱望する会津地域の声に応え、会津短期大学として開学以来、学科の再編統合を経つつも、実学重視の教育を一貫して推進してきた。また、昭和 37 年に開設した「産業調査室」（昭和 55 年に「地域総合調査室」に名称変更）において、会津地域の産業、経済及び文化等についての研究活動を実施し、その研究成果を基に地域の発展に貢献してきた。これらの諸研究は学生も共に参加する形態で実施されたものも多い。さらに、現在の本学教育の特色を示す基本方針は幅広い教養と倫理観を土台としつつ、専門性を有した総合力、問題解決能力、創造的展開能力、応用能力のある人材育成を目指すこととしている。そのため、問題解決型学習や地域性・社会性のあるテーマを取り上げる演習や実習に力点を置いた教育を行っている。

平成 19 年度には地域活性化センターを設立し、地域活性化のために地域関連機関（産官民学）と協働・連携事業を行っているが、卒業研究、特別演習、地域プロジェクト演習などとの一体化を図っている（表 5-3）。学生が地域のフィールドに研究参加・参画することは、コミュニケーション力、問題発見力、創造的展開力、問題解決能力等の育成に非常に効果的であり、学生の問題意識を高めるとともに自己実現に対する意識改革について大いに役立っている。

また、ガイダンス時等に学生に地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育について周知を図るとともに、各教員が卒業研究、特別演習、地域プロジェクト演習、各種デザインコンペティション、各種ボランティア活動等を通して、学生に地域課題の解決を目指した学生参画型実学・実践教育の展開を図っている。

表 5-3 本学 21 年度計画抜粋（中期計画、21 年度計画及び 20 年度計画対照表 P11）

地域プロジェクト演習、卒業研究等において、地域活性化センターとの連携を図り、地域や社会の問題を顕在化させ、創造的展開を行うことにより具体的な解決策を提案させることに努める。課題の意義・目的、方向性、研究手法等をより深化させる。

平成 21 年度の学生参画型実学・実践教育の取組み実績については、表 5-4 に示したとおりであり、多くの地域課題の解決に直結しているテーマであることが分かる（テーマの概要については資料 5-1-4-A 「学生参画型実学・実践教育の推進に係る取組み一覧（平成 17～21 年度）」 参照）。

また、学生参画型実学・実践教育の取組みテーマ数は、図 5-1 に示すとおり順調に増加している。

表 5-4 学生参画型実学・実践教育の推進に係る取組み一覧（平成 21 年度）

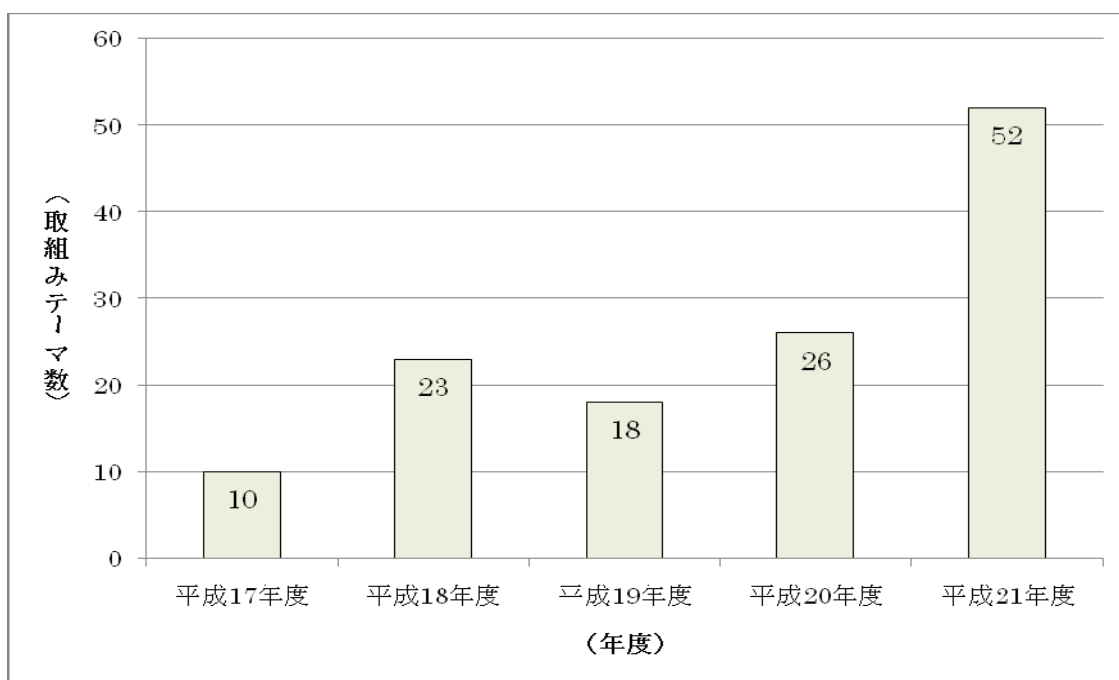
No	担当教員名	区分	テーマ	連携先
1	牧田 和久	卒業研究	南会津町商店街の空き店舗等利活用方策の調査研究	福島県南会津地方振興局、南会津町
2	牧田 和久	地域プロジェクト演習	空き家等利活用推進プロジェクト	福島県南会津地方振興局、南会津町
3	時野谷 茂	卒業研究、ゼミ活動	闇川集落炭焼きの里再生支援事業	会津若松市、会津若松市大戸町闇川集落
4	森 文雄	卒業研究、ゼミ活動	棚田オーナー制度による中山間地域集落の活性化	柳津町久保田地区、喜多方市高郷町、会津美里町等

No	担当教員名	区分	テーマ	連携先
5	森 文雄	地域プロジェクト 演習	ワーキング・ホリデーへの学生 参加と体験報告	会津農林事務所、猪苗代町、会津若松市、 会津板下町、喜多方市高郷町の農家
6	森 文雄	卒業研究、 ゼミ活動	農山村活性化支援活動参加体験 報告	喜多方市、福島大学、柳津町、読売新聞社 福島支局
7	森 文雄	卒業研究、 ゼミ活動	藤つるの除伐作業とリースつく り	喜多方市
8	井波 純	ゼミ活動	平成21年度 文化庁美術館・博 物館活動基盤整備支援事業〈漆 のくに・会津〉プロジェクト	文化庁、福島県立博物館、会津大学
9	井波 純	ゼミ活動	會's NEXT 事業	福島県、「會's NEXT」プロジェクトチーム
10	井波 純	ゼミ活動	ハタチの漆展	喜多方市地元商店
11	高橋 延昌	ゼミ活動	闇川集落炭焼きの里再生支援事 業	会津若松市、会津若松市大戸町闇川集落
12	高橋 延昌	ゼミ活動	小中高大連携プロジェクト2009	財団法人福島県学術教育振興財団、小・中・ 高校
13	高橋 延昌	ゼミ活動	第3回 風と土の芸術祭	会津美里町
14	高橋 延昌	ゼミ活動	グラフィックデザイン作品展 2009	会津町方伝承館
15	高橋 延昌	ゼミ活動	磐梯町活性化プロジェクト	磐梯町
16	高橋 延昌	ゼミ活動	會津稽古堂ロゴマーク予備審査	会津若松市教育委員会生涯学習課
17	高橋 延昌	ゼミ活動	菓子のパッケージデザイン	地元菓子メーカー
18	高橋 延昌	ゼミ活動	会津短大のPRパンフレット	会津大学短期大学部 広報委員会
19	高橋 延昌	デザコンペティション	地元放送局の番組表表紙デザイ ン	地元放送局
20	高橋 延昌	授業兼デザコンペ ティション	サマーオープンキャンパス2009 ポスター	会津大学短期大学部 入試委員会
21	高橋 延昌	デザコンペティション	AIZU ビューティーカレッジのポ スター	社団法人会津理美容協会・AIZU ビュー ティーカレッジ
22	高橋 延昌	授業兼デザコンペ ティション	第28回 会津わたぼうし芸術祭 ポスター	会津わたぼうし芸術祭
23	高橋 延昌	デザコンペティション	地元酒造メーカーの頒布会用日 本酒ラベル	地元酒造メーカー
24	高橋 延昌	デザコンペティション	チャレンジマーケットあいつの ロゴマーク	会津若松市健康福祉部社会福祉課
25	高橋 延昌	デザコンペティション	地産地消キャラクター予備審査	会津若松市農政部

No	担当教員名	区分	テーマ	連携先
26	高橋 延昌	デザインコンペティション	第21回会津若松市鶴ヶ城健康マラソン大会にかかわるデザイン	会津若松市教育委員会スポーツ振興室
27	高橋 延昌	デザインコンペティション	日本フードスペシャリスト協会のロゴ・デザイン	社団法人日本フードスペシャリスト協会
28	横尾 誠	地域プロジェクト演習	地域情報発信事業	福島県会津地方振興局
29	横尾 誠	卒業研究	「空き家及び空き店舗現地調査」	福島県南会津地方振興局、南会津町
30	横尾 誠	卒業研究	平成21年度 文化庁美術館・博物館活動基盤整備支援事業<漆のくに・会津>プロジェクト	文化庁、福島県立博物館、会津大学
31	真鍋 久	ゼミ活動	平成21年度農商工連携等人材育成事業への参加	NPO 西会津地域活動支援センター
32	安江 俊二	ゼミ活動	メタボリックシンドローム予防、健康維持・増進のためのウォーキング指導など	会津方部市町村
33	高橋 君子	ゼミ活動	県内農産物に含まれる植物性化学物質（フィトケミカル）による生活習慣病改善効果の解析事業	県内農産物生産者
34	高橋 君子	ゼミ活動	フィトケミカルの生活習慣病抑止効果	福島県立会津総合病院
35	宮下 朋子	卒業研究	会津小菊かぼちゃの調理性およびレシピ設計	会津伝統野菜の会
36	鈴木 秀子	卒業研究、ゼミ活動	幼児を対象とした食育（栄養教育）活動	会津方部保育所等
37	鈴木 秀子	卒業研究、ゼミ活動	小学校の食育授業	会津美里町立新鶴小学校
38	鈴木 秀子	卒業研究、ゼミ活動	大学生の食環境整備（Beginner's Cooking）	会津大学、専門学校
39	鈴木 秀子	卒業研究、ゼミ活動	食生活に関する自主グループの活動支援	会津美里町食生活改善推進会ポテトの会
40	大塚 綾子	ゼミ活動	上雨屋地区活力再生事業	会津若松市、会津若松市大戸町上雨屋集落
41	林 恵津子	ゼミ活動	障がいのある人たちの余暇活動支援（1）	会津若松市余暇活動支援センター（通称：ふらっと）
42	林 恵津子	ゼミ活動	障がいのある人たちの余暇活動支援（2）	会津若松市余暇活動支援センター（通称：ふらっと）

No	担当教員名	区分	テーマ	連携先
43	林 恵津子	ゼミ活動	障がいのある人たちの余暇活動支援（3）	福島県障害者スポーツ指導者協議会会津支部
44	林 恵津子	ゼミ活動	障がいのある人たちの余暇活動支援（4）	会津若松市余暇活動支援センター(通称:ふらっと)の「ふらっと祭り」
45	林 恵津子	ボランティア活動	聴覚障がいのある子どもたちの学習支援	福島県立聾学校会津分校
46	林 恵津子	ボランティア活動	障がいのある人たちの余暇活動支援（5）	福島県立聾学校会津分校
47	外崎 紅馬	ゼミ活動	主体形成を中心とした福祉教育教材の作成	福祉教育推進者
48	外崎 紅馬	ゼミ活動	福祉教育推進者のための教育指導教材の作成	福祉教育推進者
49	鈴木 崇之	ゼミ活動	福島県若松乳児院における施設保育ボランティア	若松乳児院
50	鈴木 崇之	ゼミ活動	福島家庭裁判所会津若松支部主催「ケース研究会」への参加	福島家庭・少年友の会
51	鈴木 崇之	ゼミ活動	会津児童相談所一時保護所における学習ボランティア	会津児童相談所一時保護所
52	鈴木 崇之	ゼミ活動	フリースクールにおけるボランティア	会津若松市のNPO法人・寺子屋方丈舎

図5-1 学生参画型実学・実践教育の取組みテーマ数の年次推移（平成17年度～21年度）



【分析結果とその根拠理由】

地域課題の解決を目指した学生参画型実学・実践教育は、卒業研究、特別演習、地域プロジェクト演習、各種デザインコンペティション、各種ボランティア活動などを通して、また、地域活性化センターが行う地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業の活用を図ることにより、顕著な実績を挙げている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の教育目的を達成するため、経営学概論、デザインプロセス論、生化学、社会福祉学概論などの講義、英会話、上級簿記、CG 論、臨床栄養学、乳児保育、音楽などの演習、デザイン、給食管理、社会福祉、保育などの実習、食品衛生学、調理学などの実験及び運動技術の実技が行われている（別冊資料B 学生便覧 P12～22「平成 22 年度入学生各学科課程表」、一例として表 5-5）。

表 5-5 食物栄養学科専門教育科目

区分	授 業 科 目	単 位 数	演習 ・ 実習	1 年		2 年		
				前	後	前	後	
専 門 教 育	栄 養 士 関 連 科 目	公衆衛生学	2				*	
		社会福祉概論*	2		*		*	
		健康管理概論	1					*
		生化学	2				*	
		生化学実験	1	実験			*	
		解剖生理学	2				*	
		解剖生理学実習	1	実習				*
		病理学	2					*
		運動生理学	1					*
		運動生理学実習	1	実習				*
		栄養生理学	2			*		
		食品学総論	2		*			
		食品学総論実験	1	実験	*			
		食品学各論	2			*		
		食品学各論実験	1	実験		*		
		食品衛生学	2		*			
		食品衛生学実験	1	実験		*		
		食品機能化学	1					*
		食環境科学	1					*
基礎栄養学	2		*					

科 目							
	臨床栄養学概論	2			*		
	臨床栄養学演習	1	演習			*	
	臨床栄養学実習	1	実習			*	
	臨床栄養活動論	1	演習			*	
	応用栄養学	2			*		
	応用栄養学演習	1	演習	*			
	応用栄養学実習	1	実習		*		
	臨床患者学	1				集中	
	栄養指導論	2			*		
	栄養指導論演習	1	演習			*	
	栄養指導論実習	2	実習			*	
	食生活論	2		*			
	公衆栄養学概論	2				*	
	コミュニケーション学	1			集中		
	栄養情報処理	1	演習			*	
	調理学	2		*			
	調理学実習Ⅰ	1	実習	*			
	調理学実習Ⅱ	1	実習		*		
	調理学実験	1	実験	*			
	給食管理	2			*		
	給食管理演習	1	演習			*	
	給食管理実習(学内)	2	実習			*	
	給食管理実習(学外)	2	実習			集中	
	食料経済	2		集中			
	基礎化学	2		*			
	有機化学	2			*		
	ろ 関 連	フードスペシャリスト論	2		集中		
		フードコーディネイト論	2		*		
		食品の官能評価演習	1	演習			集中
		食品鑑別演習	1	演習			集中
食品加工実習		1	実習			*	
ろ 関 連	健康栄養情報論Ⅰ	2			*		
	健康栄養情報論Ⅱ	2				*	

また、統計学（講義）と統計学演習、デジタルデザイン論（講義）とデジタルデザイン論演習、臨床栄養学概論（講義）と臨床栄養学演習及び臨床栄養学実習、社会福祉基礎演習と社会福祉実習指導（演習）及び社会福祉実習（学外）など、教育上の必要に応じた授業形態の適切な組合せと均衡が確保されている（別冊資料 B 学生便覧 P12～22 「平成 22 年度入学生各学科課程表」、一例として表 5－6）。

表5-6 社会福祉学科専門教育科目 (一部)

区分	授 業 科 目	単 位 数	演 習 ・ 実 習	1 年		2 年	
				前	後	前	後
専 門 教 育 科 目	関 連 科 目	小児栄養学	2	演習		*	
		福祉情報処理論	1	演習			集中
	演 習	特別演習	2	演習			*
		社会福祉基礎演習	1	演習	*		
		社会福祉援助技術演習	5	演習			*
		社会福祉援助技術演習 (保育)	4	演習		*	
		社会福祉実習指導 I	1	演習		*	
		社会福祉実習指導 II	2	演習			*
	実 習	社会福祉実習	4	実習			*

学習指導上の特長として、ゼミナールの活用、フィールド型授業の多用及びコンピュータの活用がある。

ゼミナール (卒業研究ゼミ、卒業研究、特別演習) は全学科で開講している。教員の研究室や経営情報演習室、デザイン情報実習室及びコンピュータセンターで少人数で対話型の演習を行っている (資料5-2-1-A 時間割)。学科によっては必修化や卒業研究発表も行われており、学芸の深い教授という教育目的の達成に大いに貢献している (学生による研究・作品 <http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/141.html>, <http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/142.html>)。

フィールド型授業は、産業情報学科の地域プロジェクト演習、食物栄養学科の給食管理実習 (学外) や社会福祉学科の保育実習、社会福祉実習 (学外) など、全学科にわたってそれぞれの専門領域に応じて組み込んでいる (別冊資料B 学生便覧 P12~22 「平成22年度入学生各学科課程表」、前出表3-7 シラバスURL一覧、一例として表5-7)。

コンピュータの活用に関しては、プログラミング論など情報科目の多い産業情報学科だけでなく、食物栄養学科の栄養情報処理、社会福祉学科の福祉情報処理論を開講しており、4室あるコンピュータ室を十分活用した情報教育を行っている (別冊資料B 学生便覧 P12~22 「平成22年度入学生各学科課程表」)。

表5-7 平成22年度「地域プロジェクト演習」シラバス

科目名	地域プロジェクト演習						
授業形態	演習	学年	1年	開講時期	後期	単位数	2単位
担当教員	産業情報学科教員						
内容および計画	<p>この授業科目は、本学の地域活性化センターや教員が参加するプロジェクト、研究会等に学生達が直接参加・登録し、実社会のフィールドの中で直接学ぶものであり、学生参画型実学・実践教育を推進するものである。実社会のフィールドに学生が直接参加することは、地域社会に根ざした問題発見力、問題解決に対する行動力、問題解決に対する創造的展開力、地域住民や関係者との合意形成をはじめとするコミュニケーション力、実社会の現場を直視しながら社会の仕組みに対する理解力など、様々な能力を磨くものであり、社会に対する問題意識、専門性や自己実現に対する意識改革について大きく涵養するものとする。また、同時に社会への積極的な参画を通じて社会及び地域への貢献を推進するものでもある。授業の開講は、プロジェクトや研究会等の性格上、正規の時間割に組み込むことが困難なため、時間割外で開講することを原則とする。授業内容については、ガイダンス等（前期又は後期のガイダンス時、前期期間の適当な日時）で具体的な授業計画、授業担当者、授業の到達目標、評価方法、開講時期・時間など一連のシラバスに該当する内容を公表し、説明会を適宜実施する。ただし、事業の採択状況により適切なプロジェクト等が見当たらない場合は開講しない場合もあり得る。</p>						
1	プロジェクトや研究会等で実施するテーマに基づき授業計画を公表する。						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
教科書	授業担当者から適宜指示する。						
参考書	授業担当者から適宜指示する。						
成績評価	評価方法					割合	
	授業担当者がガイダンス及び説明会等で説明するが、評価は授業担当者が行う。					%	
	実社会のフィールドで学ぶ本授業は、実学に触れながら様々なスキルを研鑽でき、自己の発見と専門性の追求に役立つと考える。多くの参加を期待する。						
学習到達目標	プロジェクトや研究会等で実施するテーマによって、それぞれ異なる。						
先修条件							
その他							

【分析結果とその根拠理由】

多様な授業の組合せと均衡は適切に確保され、適切な学習指導法の工夫がなされている。以上のことから、本

観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

従前は冊子としていた教授要綱を平成 20 年度からは学内ウェブポータルサイト「Pota.」上に移行し、学生はバナーにある「シラバス検索」で、全科目のシラバスを見ることができるとともに、紙媒体に出力することも可能である。履修登録後は自分の時間割の科目名をクリックするとその科目のシラバスを見ることができる。シラバスでは、「内容および計画」で科目の内容と各回の計画、「成績評価」の欄では評価方法（定期試験、提出課題、受講態度等）とその割合を示し、「教科書」「参考書」「学習到達目標」「先修条件」「その他」を記載している（前出表 3-7 シラバス URL 一覧、一例として表 5-8）。また、授業評価結果から、シラバスは授業の聴講に活用されていることが確認できる（表 5-9）。

表 5-8 平成 22 年度「マーケティング」シラバス

科目名	マーケティング							
授業形態	講義	学年	2年	開講時期	前期	単位数	2単位	
担当教員	森 文雄							
内容および計画	生産された製品は消費者によって購入されなければ、生産者は投下した資本を回収できないために、次の生産活動は不可能となる。したがって、消費者に商品やサービスを流通させるための経営活動であるマーケティングは経済活動を継続するために不可欠の活動である。また、マーケティングは、商品やサービスの流通を通じて人々の生活と密接な関連がある。したがって、マーケティングは経営者の視点だけではなく、消費者の視点からも考察することが求められる。また、大型店の出店や中心市街地の衰退、消費者契約をめぐる問題、情報や物流のシステム近代化、海外ブランドなどの問題をめぐって、マーケティングの内容は変動を続けている。これらの経営戦略的な側面とともに、環境問題、消費者問題、地域の活性化等の社会的諸問題もとりあげる。すなわち、マーケティングは、生産→販売→生産という企業経営の循環を継続できる経営戦略の鍵であるとともに、生活の豊かさや消費者満足を左右する社会的領域をも取り扱う。							
1	マーケティング戦略の基礎							
2	事業機会の選択							
3	事業領域の選択							
4	標的市場の選択							
5	市場データ分析							
6	消費者行動分析							
7	競争関係分析							
8	製品（プロダクト）戦略							
9	価格戦略							
10	コミュニケーション戦略							
11	流通チャネル戦略							
12	競争対応戦略							
13	サービス・マーケティング							
14	ソーシャル・マーケティング							
15	授業のまとめと質疑応答及び定期考査							
教科書	タイトル	『マーケティング戦略』						
	著者名	和田充夫他		出版社	有斐閣			
	ISBN	4641122903		発行年	2007			

参考書	(1) 石井淳蔵他『マーケティング入門』日本経済新聞社 (2) 矢作敏行『現代流通』有斐閣 (3) 上田・江原著『マーケティング』新世社 (4) 日本マーケティング協会編『マーケティング・ベーシックス』同文館	
成績評価	評価方法	割合
	定期考査	70%
	課題提出状況	15%
	出席状況と受講態度	15%
学習到達目標	記述力の修得と基本的専門用語の理解	
先修条件	なし	
その他	デザインコースの学生の履修も前提とした授業を展開する。	

表5-9 平成21年度授業評価結果

設問項目：シラバスは授業概要を理解するのに役立った。		
学 科 名	平成21年度前期	平成21年度後期
教養基礎科目	3.67	4.03
産業情報学科	4.04	4.22
食物栄養学科	4.01	4.05
社会福祉学科	3.85	4.07
自由科目	3.61	4.44
全体平均	3.94	4.14

※ 数字は5点満点評価の平均値。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、教育課程の編成の趣旨に沿って全科目にわたって作成されており、「学習到達目標」や「先修条件」も示されているので、学生が系統的な履修計画を立てる参考になっているとともに授業の聴講にも活用されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

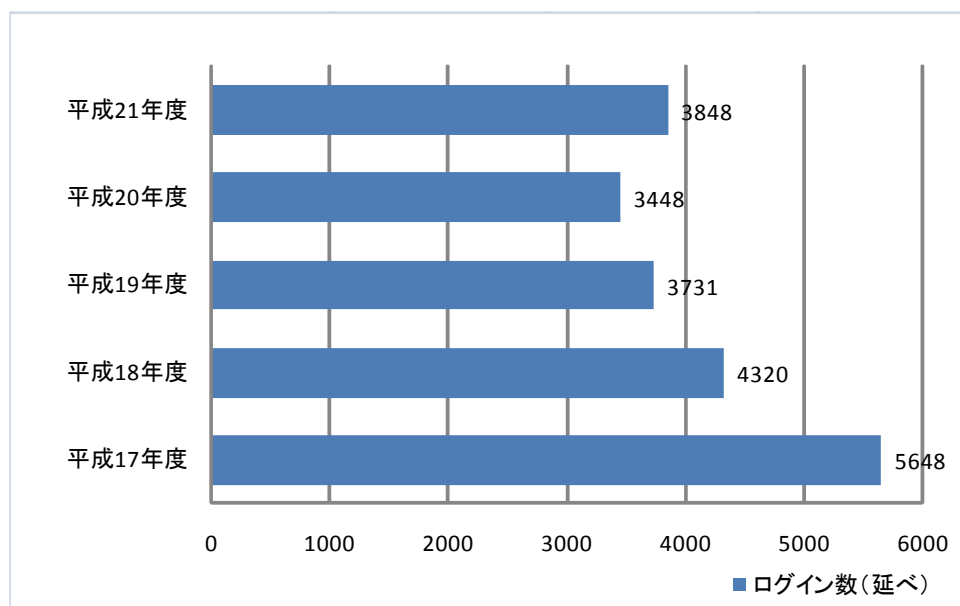
【観点到る状況】

コンピュータセンターの各教室は電気錠を利用しており、学生個人が日々暗証番号を取得することで開錠入室できる方法をとっている。通常授業時間外の早朝（8:00～8:30）・夜間（17:30～22:00）・土日（8:00～19:00）の時間に学生が自由にパソコンを利用して自主学習ができる環境を提供している（別冊資料B 学生便覧 P38 「コンピュータセンター及びCG室利用について」）。なお、コンピュータセンターの時間外利用状況（4～7月の平日夜間ログイン数）は図5-2のとおりである。近年の減少傾向には家庭でのパソコンの所有率の向上が影響を及ぼしていると思われる。

また、附属図書館でも開館時間を一部延長し放課後の自主学習ができる環境を提供している。大教室や一部実験室は除くが、教室、演習室及び各実習室等については施錠せずに自主学習ができるように開放している。

基礎学力不足の学生への配慮等としては、英語の基礎学力不足の学生のために、平成19年度から自由科目として「基礎英語」を開講しているほか、各教員は週に1コマ以上のオフィスアワーを設けている。本学は少人数教育が実現できていることもあり学生がオフィスアワーの時間帯以外の時間に研究室を訪れた場合でも、極力、学生の質問に対応している。また、全学科ともゼミナール（卒業研究ゼミ、卒業研究、特別演習等）を実施しており、所属するゼミごとの学生数は少ないために、基礎学力不足の学生に対してもきめ細やかな指導・相談体制を実現している。

図5-2 平日夜間のコンピュータセンター演習室A・Bの利用状況



※ 各年度4～7月（前期期間）の17:40以降のログイン数

【分析結果とその根拠理由】

コンピュータセンターの時間外利用、附属図書館の開館時間の延長、教室・演習室・実習室等の開放などの自主学習が実現できる施設的な対応に加え、基礎学力不足の学生への配慮等として、「基礎英語」の開講とともにオフィスアワー、少人数教育、ゼミナール等でのきめ細やかな体制を確保している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価については「会津大学短期大学部科目の履修及び認定試験に関する規程」第 12 条のとおり定めている（表 5-10）。

表 5-10 会津大学短期大学部科目の履修及び認定試験に関する規程（抜粋）

(成績評価及び表示)	
第 12 条 成績は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合的に判定して評価する。	
2 成績の評価は 100 点法により行い、80 点以上を A、80 点未満 70 点以上を B、70 点未満 60 点以上を C、60 点未満を D と表示する。	
3 成績評価が A、B 及び C の場合を合格とし、所定の単位を与える。(以下略)	

卒業認定基準としては、「会津大学短期大学部学則」第 24 条（表 5-11）に、以下のように規定している。

表 5-11 会津大学短期大学部学則第 24 条

学 科	教 養 基 礎 科 目	専 門 教 育 科 目	計
産業情報学科	12 単位以上	58 単位以上 (別表 1 の授業科目 (自由) に係る単位 数は、算入しない。)	70 単位以上
食物栄養学科	12 単位以上 (英語 I、英語 II、英語 III 及び英語 IV のうち 2 単位以上必修)	50 単位以上 (別表 1 の授業科目 (自由) に係る単位 数は、算入しない。)	62 単位以上
社会福祉学科	人間と文化、人間と社会、自然科学と技術及び総合科目より 8 単位以上、国際コミュニケーション及び健康の科学各 2 単位以上 計 12 単位以上	54 単位以上 (別表 1 の授業科目 (自由) に係る単位 数は、算入しない。)	66 単位以上

また、成績評価基準及び卒業認定基準を学生便覧に明記し、ガイダンス時に教務厚生委員から説明している。各教員による成績評価は、シラバスに記入した成績評価基準割合によって行われ、学内ウェブポータルサイト「Pota.」を用いて教員が入力し、学生係で集約し、上記科目の履修及び認定試験に関する規程第 12 条第 3 項に従って単位を認定する。卒業認定は、教授会で審議して適否を決定している。

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準は、学則や規程に明記され学生に周知されている。また、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確さを担保するための措置としては、シラバスに評価方法（筆記試験、出席状況等）と、それぞれの評価方法が成績に反映される割合を示し、成績評価に客観性・厳密性を持たせている（前出表 3-7 シラバス URL 一覧）。また、学生便覧の「学生の科目履修認定試験受験心得」には、「成績表に疑義があるときは、成績評価に関する申立書によりすみやかに事務室に申し出ること」と記し、書式を用意して疑義の申立てができるようにしている（別冊資料 B 学生便覧 P31）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確さを担保する措置として、シラバスに評価方法等を明記するとともに、成績評価に関する申立制度を設けている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

<専攻科課程>

観点 5-4-①： 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

該当なし

観点 5-4-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

該当なし

観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

該当なし

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

該当なし

観点5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

該当なし

観点5-5-③： 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われているか。

該当なし

観点5-6-①： 専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われているか。

該当なし

観点5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

該当なし

観点5-7-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

該当なし

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

各学科とも時代の変化、社会の要請、学生のニーズ等に対応した教育課程の改革を行っており、体系的な履修を可能とする授業科目編成になっている。また、少人数教育の実現と各種自主学習等への支援体制が整うとともに、とりわけ情報教育と情報サービス提供が教育効果を高いものとしている。

地域課題の解決を目指した学生参画型実学・実践教育は、卒業研究、特別演習、地域プロジェクト演習、各種デザインコンペティション、各種ボランティア活動などを通して、また、地域活性化センターが行う地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業の活用を図ることにより、顕著な実績を挙げている。

【改善を要する点】

基礎学力不足の学生に対しては、一層きめ細やかな指導・相談体制を確保する必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

- ・授業科目は、本学の教育の目的及び授与される学位に即して、教養教育に当たる全学科に共通する「教養基礎科目」と、各学科の専門性を活かした「専門教育科目」により構成されている。教養基礎科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、数多くの科目を配置している。専門教育科目

は、各学科とも各分野の骨子となる科目が明確に位置づけられており、それらを補完するのに必要な科目も用意されており、内容的にも教育目的に沿ったものとなっている。(観点5-1-①)

- ・カリキュラムや授業科目については、実学実践教育や地域貢献に配慮した科目の新設、新たな資格の取得のためのカリキュラムの整備、資格関係法令の改正に伴う新たな科目設置、キャリア形成を支援する科目の開設など、学生のニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮してカリキュラムの改善を積極的に行っている。(観点5-1-②)
- ・学生の自主的な学習を支援する体制を整備するとともに、卒業研究ゼミ等における指導を行うことによって、単位の実質化を進めている。(観点5-1-③)
- ・地域課題の解決を目指した学生参画型実学・実践教育は、卒業研究、特別演習、地域プロジェクト演習、各種デザインコンペティション、各種ボランティア活動などを通して、また、地域活性化センターが行う地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業の活用を図ることにより、顕著な実績を挙げている。(観点5-1-④)
- ・学習指導法に関しては、全学科で、ゼミナールを開講するとともに、それぞれの専門領域に応じたフィールド型授業が組み込まれている。また、4室あるコンピュータ室を活用した情報教育が行われている。(観点5-2-①)
- ・シラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って全科目にわたって作成されており、「学習到達目標」や「先修条件」も示されているので、学生が系統的な履修計画を立てる参考になっているとともに授業の聴講にも活用されている。(観点5-2-②)
- ・コンピュータセンターの時間外利用、附属図書館の開館時間の延長など、自主学習を施設面で支援するとともに、「基礎英語」の開設など基礎学力不足の学生への配慮も行っている。(観点5-2-③)
- ・成績評価基準や卒業判定基準は学生に周知し、認定を厳格適正に行うとともに、再試験や成績評価申立制度を設けることなどによって成績評価の正確性を担保している。(観点5-3-①②)

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学の目指すところは教育目標（別冊資料B 学生便覧 P5）に示すように、学生に専門性、行動力、実践力、学習意欲、幅広い教養と高い倫理観、判断力・総合力、問題解決能力、創造的展開能力等を身に付けさせることにあり、これらの達成状況を検証・評価する方法としては総合力を問うゼミナールが最も適している。本学は性格の異なる3学科から構成されているので、達成状況の検証・評価方法の一元化は難しいが、各学科ともゼミナールの達成状況を、教員が検証・評価する仕組みを導入している。

産業情報学科では、卒業研究発表会を外部にも公開しており、外部関係者からの評価も参考にできる仕組みとしている。卒業研究に関しては発表会の他、経営情報コース卒業論文要旨集 (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/141.html>)、デザイン情報コース卒業研究発表会研究要旨集 (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/142.html>) 及び作品集の発行、卒業展などが行われている。さらに、地域に密着した研究の場合、当該地での発表会、各種デザインコンペティションへの協力なども行い地域に研究成果を還元している（別冊資料C 自己点検・評価報告書 P83「学生参画型実学・実践教育の推進」、各種デザインコンペティションや美術展の入賞状況については<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/142.html>に掲載）。

食物栄養学科では、栄養士免許のほかフードスペシャリスト受験資格及び栄養情報担当者認定資格を取得できるように平成18年度にカリキュラムを改正した。栄養士免許に関しては全員が取得を希望しているので、2年時には全員に「栄養士実力試験(栄養士養成施設協会主催)」を受験させ、その結果に基づき達成状況を検証・評価している。フードスペシャリスト資格については、資格試験が卒業年度の12月に前倒しで実施されるので、資格取得希望者全員に試験を受験させ、その合格状況により達成状況を検証・評価している。また栄養情報担当者資格については、2年後期の「健康栄養情報論Ⅱ」の期末試験を栄養情報担当者認定試験と同様の形式で行うことにより達成状況を検証・評価している(前出表3-7 シラバスURL 一覧)。

社会福祉学科では、社会福祉士国家試験受験資格及び保育士資格の取得状況が、人材育成の達成状況を検証・評価するための一つの指標となっている。また、2年次からゼミナール形式での特別演習(卒業研究)を課しており、その成果を卒業研究論文集として発行している。卒業研究は、社会福祉要支援者に対する調査を基本として取り組ませるものも多くみられ、当該団体等に配布することで成果を還元し評価を受けている。そして、学科内公開形式による卒論発表会を開催し、報告要旨を基に発表させている。これは、当該ゼミ担当以外の教員や学生の参加が可能な仕組みとしている。

【分析結果とその根拠理由】

本学学生に対する教育の達成状況は、資格取得という明確な結果の伴う学科ではそれを軸に検証・評価しているとともに、それ以外の学科では卒業研究を主要な軸として、発表会の開催や外部関係者からの評価等によって検証・評価している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 17 年度から 21 年度までに入学した学生の動向をみると、2 年間で卒業する割合が 92.6% (622 人/672 人：2 年卒業生数/H17~20 入学生数)、留年や休学で卒業が遅れる割合が 3.4% (17 人/504 人：遅卒業生数/H17~19 入学生数)、退学者の割合が 3.5% (29 人/834 人：退学者/H17~22 入学生数) となっており、95.1% (639 人/672 人：卒業生数/H17~20 入学生数) が必要単位を取得して卒業している (表 6-1)。

表 6-1 平成 17~22 年度入学年度別修学状況

(1)平成 17 年度入学生

単位：人

	入学生	H18 年度 卒業生	H19 年度 以降卒業生	卒業生計	留年・ 休学者数	退学者
産業情報学科	76	73	1	74	0	2
（経営情報コース）	(44)	(41)	(1)	(42)	0	(2)
（デザイン情報コース）	(32)	(32)	(0)	(32)	0	(0)
食物栄養学科	42	40	0	40	0	2
社会福祉学科	61	57	1	58	0	3
合 計	179	170	2	172	0	7(3.9%)

(2)平成 18 年度入学生

単位：人

	入学生	H19 年度 卒業生	H20 年度 以降卒業生	卒業生計	留年・ 休学者数	退学者
産業情報学科	63	52	5	57	0	6
（経営情報コース）	(33)	(27)	(2)	(29)	(0)	(4)
（デザイン情報コース）	(30)	(25)	(3)	(28)	(0)	(2)
食物栄養学科	47	40	3	43	0	4
社会福祉学科	53	52	0	52	0	1
合 計	163	144	8	152	0	11(6.7%)

(3)平成 19 年度入学生

単位：人

	入学生	H20 年度 卒業生	H21 年度 以降卒業生	卒業生計	留年・ 休学者数	退学者
産業情報学科	65	58	4	62	0	3
（経営情報コース）	(37)	(34)	(2)	(36)	(0)	(1)
（デザイン情報コース）	(28)	(24)	(2)	(26)	(0)	(2)
食物栄養学科	45	44	1	45	0	0
社会福祉学科	52	50	2	52	0	0
合 計	162	152	7	159	0	3(1.8%)

(4)平成20年度入学生

単位：人

	入学生	H21年度 卒業生	H22年度 以降卒業生	卒業生計	留年・ 休学者数	退学者
産業情報学科	75	68	0	68	5	2
（経営情報コース）	(40)	(36)	(0)	(36)	(4)	(0)
（デザイン情報コース）	(35)	(32)	(0)	(32)	(1)	(2)
食物栄養学科	42	42	0	42	0	0
社会福祉学科	51	46	0	46	1	4
合 計	168	156	0	156	6(3.6%)	6(3.6%)

(5)平成21年度入学生

単位：人

	入学生	H22年度 卒業生	H23年度 以降卒業生	卒業生計	留年・ 休学者数	退学者
産業情報学科	67	—	—	—	0	2
（経営情報コース）	(35)	—	—	—	(0)	(1)
（デザイン情報コース）	(32)	—	—	—	(0)	(1)
食物栄養学科	42	—	—	—	1	0
社会福祉学科	53	—	—	—	0	0
合 計	162	—	—	—	1(0.6%)	2(1.2%)

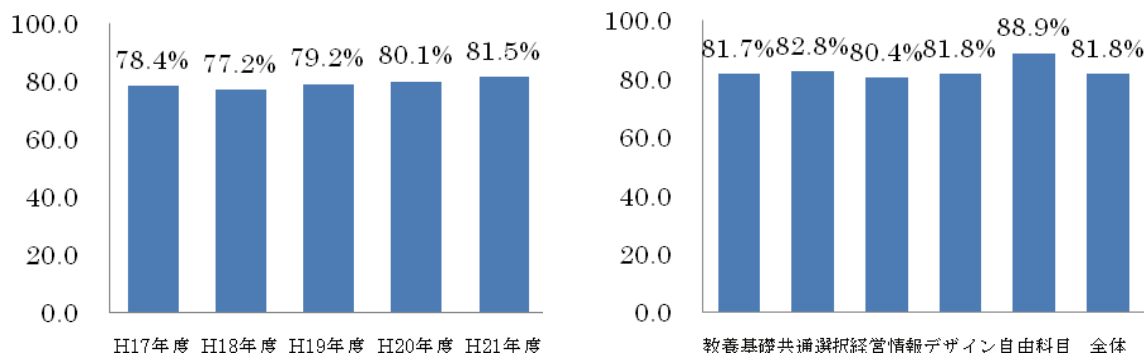
(6)平成22年度入学生

単位：人

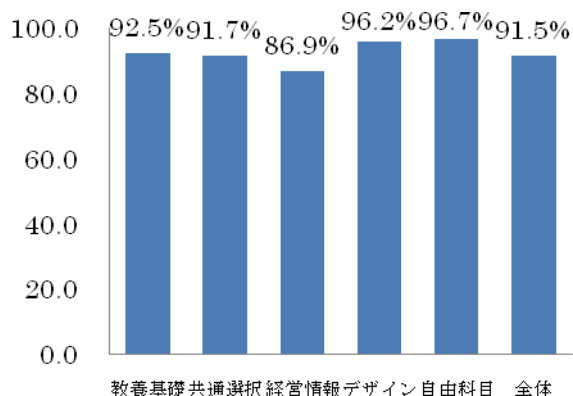
	入学生	H23年度 卒業生	H24年度 以降卒業生	卒業生計	留年・ 休学者数	退学者
産業情報学科	64	—	—	—	0	0
（経営情報コース）	(33)	—	—	—	(0)	(0)
（デザイン情報コース）	(31)	—	—	—	(0)	(0)
食物栄養学科	42	—	—	—	0	0
社会福祉学科	53	—	—	—	0	0
合 計	159	—	—	—	0	0

産業情報学科の卒業研究は現在の社会的課題や地域と強く結びついたテーマが多く観点6-1-①で記したように、多くの機会を通じて社会に還元するのに相応しいレベルのものとなっている。その活動の様子や成果については、地元紙に掲載されている（資料6-1-2-A）。また、産業情報学科は資格取得学科ではないことから、その5年間の学業成績を検証すると、全科目における平均点は100点満点中79.3点であるが、図6-1のように年々上昇してきており、評価の分布状況や科目区分別の単位修得率や評価点などから教育の効果が上がっている。

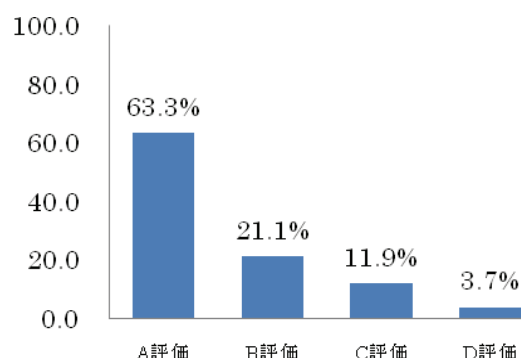
図 6-1 産業情報学科における学業成績 (平成 17 年度～21 年度入学生)



全科目の評価点平均の推移 (入学年度別)



科目区別の単位修得者平均点



科目区別単位修得率 (単位 : %)

成績評価分布 (単位 : %)

食物栄養学科では、栄養士実力試験の評価(平成21年度)は、A認定90.5%、B認定9.5%、C認定0%であった。全国平均はA認定56.7%、B認定34.1%、C認定9.2%となっており、本学はA認定が全国平均を大きく上回っている。

栄養士免許については、平成19年度、平成20年度とも、2年間で卒業した者全員が取得できている。フードスペシャリスト資格試験の合格率は、平成19年度が81.5%、平成20年度が95.0%、平成21年度が94.4%であり、全国平均がそれぞれ77.9%、80.2%、83.9%であるのでこれを上回っている。栄養情報担当者受験資格取得者については平成19年度が35名(取得率87.5%)であり、平成20年度は39名(取得率88.6%)に微増した(表6-2)。

表 6-2 食物栄養学科 資格取得状況

免許等の種類	平成 19 年度	平成 20 年度		平成 21 年度	
	18 年度入学生	19 年度入学生	19 年度卒業生	20 年度入学生	20 年度卒業生
学 位	40	44		42	
栄養士免許	40	44		42	
フードスペシャリスト受験資格	28	40		38	
フードスペシャリスト資格	22 (27 名受験) (合格率 81.5%)	38 (40 名受験) (合格率 95.0%)	4 (4 名受験)	34 (36 名受験) (合格率 94.4%)	2 (2 名受験)
栄養情報担当者受験資格	35	39		33	

社会福祉学科においては、卒業後相談援助業務を2年間経験して社会福祉士国家試験受験資格を得ることになる。平成21年度は卒業生の中から7名の合格者を輩出し（合格率25.9%）、福祉系短大等で実務経験を経ての合格率では全国でも有数の実績を確保している（資料6-1-2-B「第22回社会福祉士国家試験学校別合格率」<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004ugd-img/2r98520000004uvx.pdf>）。これは、本学科として、在学時に福祉的専門性を身に付け、かつ科学的に洞察するための知識を習得させるべく適切なカリキュラム構成により教育を行っていることによる成果といえる。

保育士資格に関しては、毎年度、資格取得希望者のほぼ全員が資格取得ができています。これは、1年前期から保育士資格取得に係る志望動機のレポート課題を課し、保育士としての専門教科の理解度や適性について精査していることによる教育効果の結果である。

なお、社会福祉主事任用資格については、卒業生全員が取得している。

社会福祉学科の資格取得状況については、社会福祉士国家試験受験資格の取得率が、平成19年度100%、平成20年度89.7%、平成21年度95.8%、保育士資格の取得率は平成19年度100%、平成20年度93.1%、平成21年度100%となっている（表6-3）。

表6-3 社会福祉学科資格等取得状況

単位：人

資格等の種類	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	平成18年度入学生	平成19年度入学生	平成20年度入学生
学 位	52	50	48
社会福祉士国家試験受験資格	31 (取得率100.0%)	25 (取得率89.7%)	23 (取得率95.8%)
保育士資格	36 (取得率100.0%)	27 (取得率93.1%)	26 (取得率100.0%)
社会福祉主事任用資格	52	50	48

※ 取得率＝取得者数 / 資格コース履修登録者数

社会福祉学科の特別演習（ゼミ）は、行政機関や社会福祉施設でのフィールドワークや地域でのボランティア活動を通して社会問題への意識を高める、保育所で実際に子どもたちの前でペープサートや絵本を見せての保育技術披露を行う、乳幼児の発達を理解する、児童を取り巻く社会問題について調査研究をするなど、多岐にわたっている。すべてのゼミにおいて、卒業研究は卒業論文集としてまとめられ、短期大学生としての水準を確保している。また、卒業研究発表会を学科内で開催したり、福祉現場で実践研究発表を行うことにより教育の効果は上がっている。

【分析結果とその根拠理由】

平成17年度から20年度までの入学生のうち、95.1%の学生が必要単位を取得して卒業している。

産業情報学科では、卒業研究の成果を多くの機会を通して社会に還元し、その活動の様子や成果が地元紙に掲載されるなど高いレベルにあること、また、単位取得が一定の水準でなされていることから、各学年や卒業時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっている。

食物栄養学科と社会福祉学科においてはそれぞれの資格取得状況から各学年や卒業時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

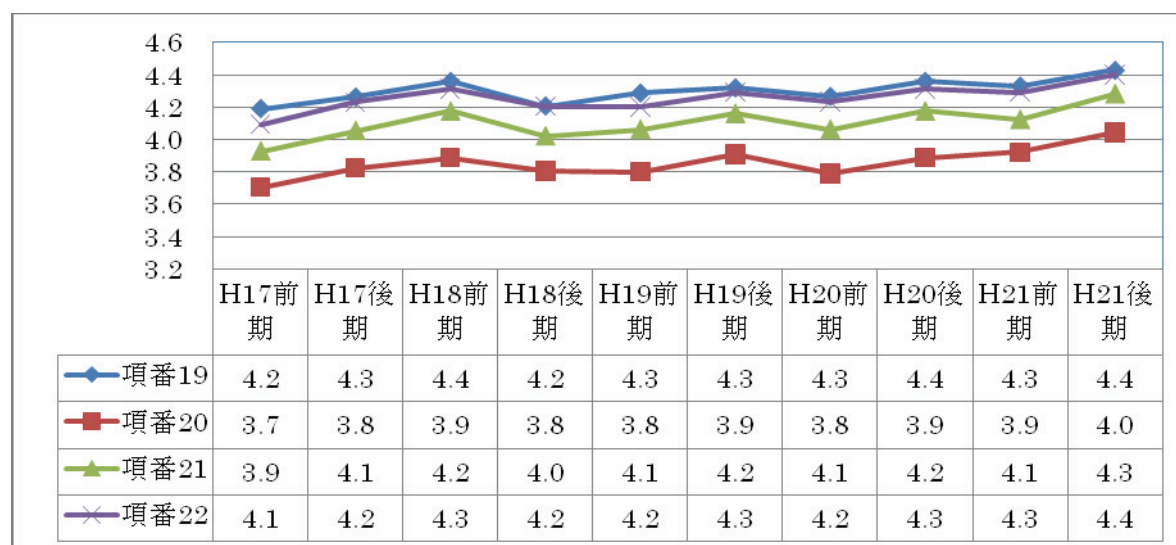
本学では各学期の終了直前に学生による授業評価を、各学年末には在学生による本学評価を実施し集計結果を学内ウェブに公開している（別冊資料C 自己点検・評価報告書 P164～171「学生による授業評価」、P172～192「在学生による本学評価」）。学生による授業評価は平成 11 年度に常勤教員を対象に前期 35 科目、後期 25 科目で紙媒体によるアンケート形式で始まった。平成 15 年度からはウェブを用いた入力方法に変更し、非常勤教員担当科目を含めた全科目とした。平成 16 年度に一時科目数が減少したが翌年からは原則全科目（学外実習等本制度に馴染みにくいと判断された科目を除く）に戻った。在学生による本学評価は平成 16 年度から学科学年毎に設問項目を設定し行っている。どちらの評価も制度的に定着しており、多角的な質問項目で構成されている。

平成 17 年度前期以降の「学生による授業評価」における総合評価に関する設問項目の回答結果を見ると、5 段階評価の 4 前後で推移しており、ここ 5 年間の状況をみると緩やかな上昇傾向にある（図 6-2）。また、「在学生による本学評価」における「本学へ入学した目的に対する現時点での達成度」に関する設問項目の回答は、これもわずかではあるが全項目にわたって上昇している（図 6-3）。これらのことから、教育成果や効果は上がっているといえる。

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価によると総合評価は 5 段階評価の 4 前後であり、ここ 5 年間の状況をみると年々緩やかな上昇傾向にある。また、在学生による本学評価では「目的に対する現時点での達成度」がわずかではあるが上昇している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

図 6-2 「学生による授業評価」総合評価に関する設問項目の評価値の推移



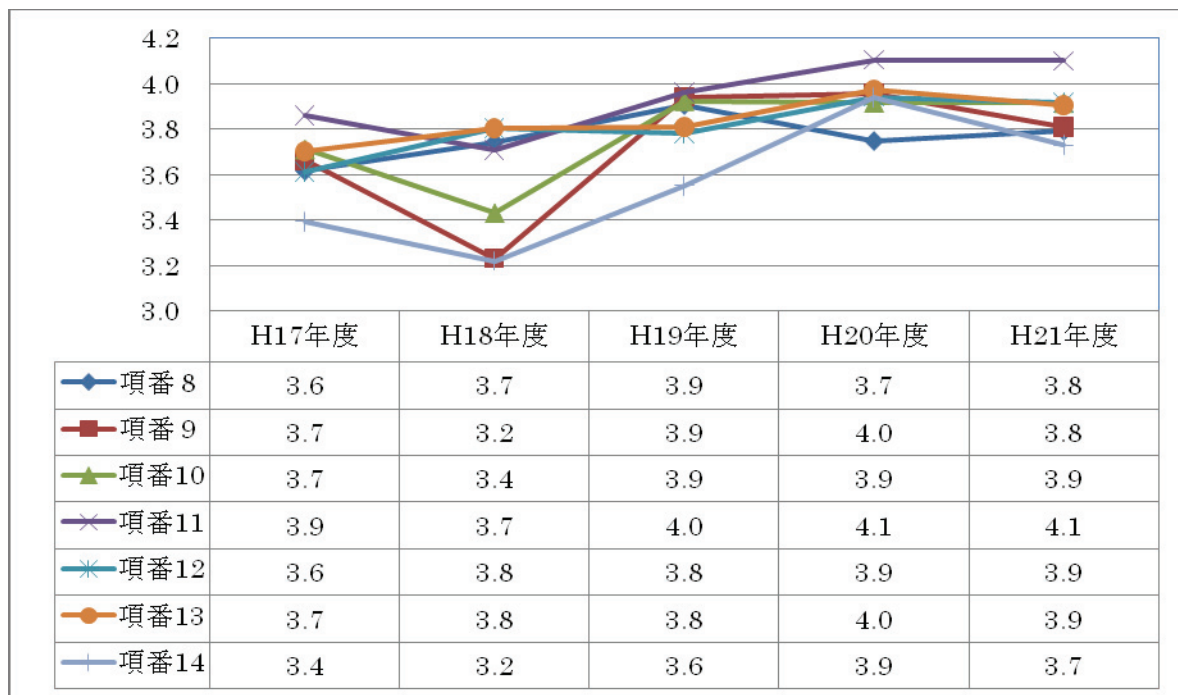
※1 「学生による授業評価」の設問内容は、「授業計画」「授業方法」「受講態度」「総合評価」の四部門で構成されており、このうち「総合評価」に関する設問項目の評価値の推移を表したもの。

2 数字は、5点満点評価の平均値。

3 「総合評価」に関する設問は次の4項目から成る。

- (1) 項番 19 この授業は自分にとって意義深いものであった
- (2) 項番 20 授業の内容は、ほぼ理解できた
- (3) 項番 21 この分野に関して、専門的な関心や興味をもてるようになった
- (4) 項番 22 この授業はよい授業であった

図6-3 本学に入学した目的に対する現時点での達成度の推移



※ 「本学に入学した目的に対する現時点での達成度」の設問は次の7項目から成る。

- (項番 8) 入学時の目的を達成できている
- (項番 9) 将来の職業に役立つ資格を取得できる予定である
- (項番 10) 実践的知識・技術・技能を身につけることができている
- (項番 11) 専門分野の学問を修得することができている
- (項番 12) 自分の学力は向上している
- (項番 13) 広く教養が身につく総合的能力が向上している
- (項番 14) サークル活動等を通じて人間性を養うことができている

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

卒業生の進路状況について、平成21年度の就職決定率（就職者数／就職希望者数）は95.9%であり、全国短大平均の88.4%を上回った（図6-4）。また、四年制大学への編入学希望者の進路達成率（進学者数／進学希望者数）は100%であった。過去5年間の推移においては、就職決定率の5年間平均は98.0%（全国短大：92.5%）

であり、いずれの年度においても全国平均を上回った。進学達成率については、平成 18 年度の 97.0%を除き 100%を達成した(表 6-4)。学科関連領域への就職状況については、産業情報学科経営情報コース並びに資格取得に重点を置いている食物栄養学科及び社会福祉学科において、過去 3 年間の平均が 80%を上回っている(別冊資料 C 自己点検・評価報告書 P53~56「進路指導の達成状況」)。

図 6-4 就職決定率の推移

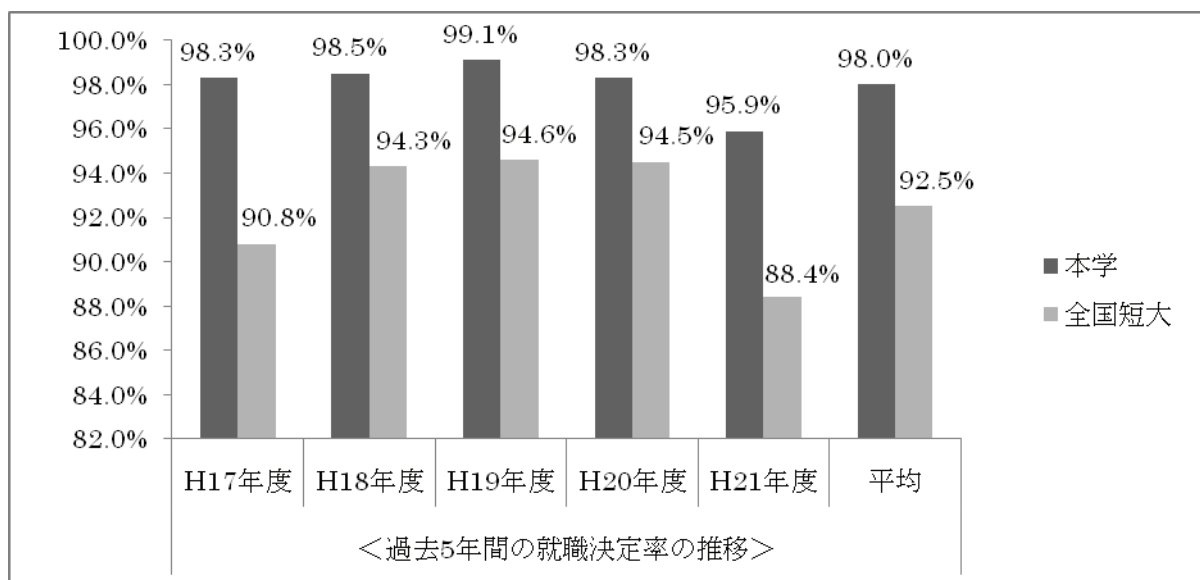


表 6-4 進路決定状況の推移

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	平均
①卒業生数 (a)	153	171	145	159	164	
就職希望者数 (b)	119	131	108	118	121	
②就職決定者数 (c)	117	129	107	116	116	
就職未定者数	2	2	1	2	5	
③就職決定率 (c/b)	98.3%	98.5%	99.1%	98.3%	95.9%	98.0%
進学希望者数 (d)	24	33	31	33	29	
④進学決定者数 (e)	24	32	31	33	29	
進学未定者数	0	1	0	0	0	
⑤進学決定率	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%
⑥その他	10	7	6	8	14	

就職先としては、産業情報学科では金融業、情報サービス業、製造業、印刷業、建設業、運輸業のほか各業界や公務に及ぶ。食物栄養学科では委託給食・産業給食を始めとして民間・公務において栄養士の資格を活かした職場への就職率が、過去 5 年間に於いて 90%前後で推移している。栄養士資格を活かした就職率が全国平均で 40%台であることから、その 2 倍という高率を維持している。社会福祉学科では福祉施設等への就職が大半であるが、保育士の資格を活かせる保育所勤務数が各年度において最も多い。

編入進学先については、東北・関東甲信越地方の国公立大学が各学科とも多い(別冊資料A 大学案内 P10、14、

22、30、別冊資料F 卒業生名簿)。

【分析結果とその根拠理由】

就職決定率が過去5年間全国短大の平均値を上回り、就職決定状況は非常に良好である。また、各学科・コースとも、卒業生のほとんどが、本学で学んだ学問分野の関連領域への就職や学科で取得できる資格を活かせる職種に就職し、関連領域の四年制大学等に進学している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

「卒業生による本学の評価」については、ホームページ上に調査項目を設け、卒業生に任意に回答してもらうようにしている。集計結果(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/topix/090528.pdf>)からは94%の者が大学で学んだことが役に立っているとしている。

また本学では、進路指導委員会が、卒業生を継続的に雇用している事業所等の関係者宛のアンケートを平成18年度から実施している（別冊資料G 卒業生勤務先へのアンケート結果）。アンケートの結果、「与えられた課題を最後までやり抜く粘り強さがある」「職場の上司・同僚とうまく協力して仕事ができる」「新しい課題に取り組む熱意・意欲がある」の項目で高評価を得ている。本結果については、教授会で報告するほか、全1年生対象の進路ガイダンスにおいても説明し、学生に問題意識を持たせる取組みをしている。

卒業生からの意見聴取は、各学科の年間行事において卒業生を招いて交流する機会を設けることによって実施し、進路活動における注意事項や現場での業務経験を踏まえての就職・進学をするための具体的なアドバイスを得るなど、卒業生との交流を通じて情報交換をしている（別冊資料A 大学案内 P10、14、22、30、資料6-1-5-A オリエンテーションキャンプ実施報告書）。また、「キャリア開発論」の講師には、卒業生や就職先企業の採用部門責任者も含まれるので、卒業生に対する評価を直接尋ねる機会が設けられている。

編入学生については、国公立大学等の教員による本学への出講や学会参加の機会を捉えて、本学教員が聞き取りをしている。本学卒業生に対しては、編入学先のゼミで活躍するなどの事例もあり高い評価を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

「卒業生による本学評価」では9割以上が本学で学んだことを効果的であったと評価していること、また、卒業生勤務先へのアンケート結果及び本学を尋ねて来る卒業生勤務先の人事担当者との情報交換から、本学卒業生の職場での仕事ぶりに関する高評価が得られている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教養基礎科目、専門教育科目とも良好な授業評価を得ている。また、全国平均を上回る就職率を確保し、学科関連領域への就職率や資格取得率が高い。さらに、編入進学においても関連領域の国公立大学への進学が多くなっている。

【改善を要する点】

教育の成果や効果を更に検証するために、本学卒業生に対するアンケート回収数の増加を図る方策について検討を要する。

(3) 基準6の自己評価の概要

- ・教育目標の学生への浸透は入学時のオリエンテーションを始めとして、多くの機会を利用して行われている。そして、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像に照らして、教育の成果や効果が上がっていることは、卒業研究発表会の実施や論文集や報告要旨集、作品集の発行などから検証している。平成17年度以降の入学生は94.2%が学業を順調に修め、専門領域を中心とした就職や国公立大学等への進学、さらに目標とした資格の取得を実現している。(観点6-1-①、②、④)
- ・学生授業評価は学内全科目について行われ、概ね高水準の評価を受けていると同時に、問題点に対する教員側からの回答によって、授業改善に役立っている。(観点6-1-③)
- ・卒業生及び就職先アンケートからも高い評価結果が得られている。(観点6-1-⑤)

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

4月には新入生ガイダンス、2年生前期ガイダンス、後期開始日にも後期ガイダンスを学年別、学科・コース別に開き、各学科・コースの特徴に合わせて教務厚生委員が中心となって学生便覧に基づき、授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件などについて詳しく説明している。ガイダンスでは成績評価表を手渡し、個別の学生の単位取得状況に応じて教務厚生委員がゼミの教員と連携をとって指導している（表7-1 ガイダンス日程表、別冊資料Hガイダンス配布資料）。

また、コンピュータセンター運営委員会が中心となって新入生の入学直後にコンピュータガイダンスを実施している。これまで学科別に行われていたコンピュータガイダンスを平成10年度から全学的に一元化を図り、本学の情報機器や情報システムの操作方法を中心に実施してきた。平成18年度からは、これらに加えて情報倫理やインターネット利用における各種トラブルに対する被害者・加害者にならないためのネットワークリテラシーに重点を置いたセミナーを実施している（表7-2、各種資料については <http://inner-web1.jc.u-aizu.ac.jp/guidance/index.html>に掲載）。

表7-1 ガイダンス日程表

(1) 平成22年度前期

全学科合同ガイダンス（1年生）		平成22年4月6日（火） 13時～			
学科別ガイダンス		1年生 平成22年4月7日（水） 9時～12時 2年生 平成22年4月6日（火） 9時～、 13時～13時40分			
学科コース		経営情報コース	デザイン情報コース	食物栄養学科	社会福祉学科
教室	1年	202	201	304	309
	2年	203	201	305	308

(2) 平成21年度後期

学科別ガイダンス		平成21年9月30日（水） 9時～10時			
学科コース		経営情報コース	デザイン情報コース	食物栄養学科	社会福祉学科
教室	1年	202	201	304	309
	2年	203	絵画工作室	305	308

表 7-2 コンピュータガイダンス 2010 年度 各種資料一覧

コンピュータガイダンス 2010 年度 ガイダンス各種資料	
1.	<u>コンピュータセンターで出来ること (全体ガイダンス資料)</u>
2.	<u>PC の利用とパスワード管理</u>
3.	<u>コンピュータセンター利用時のルール</u>
4.	<u>ポータルサイト「Pota.」 (簡易マニュアルはこちら)</u>
5.	<u>学外アクセスサービスの利用方法</u>
6.	<u>Web 上のトラブルを避けるために</u>
7.	<u>メールの利用方法とトラブル回避 (簡易マニュアルはこちら)</u>
8.	印刷の方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>印刷の前にプリンタの状況を確認する</u> ○ <u>紙を節約する印刷方法と利用印刷枚数の確認方法</u> ○ <u>プリンタ利用枚数確認ページへのリンク</u> ○ <u>Web ページの印刷時の注意点</u> ○ <u>Mozilla Firefox について</u>
9.	<u>日本語入力の方法</u>

【分析結果とその根拠理由】

全体又は各学科・コースの特徴に合わせてそれぞれの学期の初めに実施するガイダンスにおいて、教務厚生委員が中心になって具体的な履修指導が行われており、ガイダンスが適切に実施されている。また、新入学生に対するコンピュータガイダンスは入学当初から質の高い教育を可能にし、2年間という短い修学期間におけるコンピュータを活用する教育に大きな役割を果たしている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握については、全教員週 1 コマ以上のオフィスアワーが設定され、各教員が学習相談、進路相談、その他の相談を受け付けている。オフィスアワー以外にも、メールを含む形態でも学習支援に対応している（前出表 5-2 平成 21 年度オフィスアワー集計表）。さらに、少人数教育の利点を活かし、ゼミナールにおいても、個別指導が細やかに行われている。

また、学生相談員制度があり、各学科から選出された教員が学生相談窓口になっている。このほか、会津大学学生相談室のカウンセラーである相談員が毎週木曜日に本学の学生相談室で相談に応じている（別冊資料 B 学生便覧 P46 「学生相談」）。それ以外の曜日についても会津大学学生相談室でも相談することを可能としている。

進路相談については、各学科・コースごとに配置された進路指導担当の教員が、キャリア支援センターのキャリアアドバイザー（2名）と連携して進路相談・支援を行っている。キャリア支援センターは、月曜から金曜までの15時から19時の間開設し進路決定活動を支援している（別冊資料B 学生便覧 P49～51「就職・進学関係」）。

また、在学生による本学評価が毎年行われており、これによっても学習支援に関する学生ニーズの把握が可能になっている（別冊資料C 自己点検・評価報告書 P172～192「在学生による本学評価」）。

【分析結果とその根拠理由】

オフィスアワー制度、ゼミナール、学生相談員、進路指導担当教員及びキャリア支援センター等によって、適切に行われている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学では、特別な支援を必要とする学生は在籍していないが、教務厚生委員、授業科目担当者、ゼミ教員等が個別の状況に応じて支援することとしている。

【分析結果とその根拠理由】

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を行うことができる状況にあると判断する。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到に係る状況】

学生の自主的な学習を支援するために、コンピュータセンター演習室やCG室等について、授業のある平日の日中だけでなく、利用申請を受けて、平日の時間外、長期休業期間や土曜・日曜日の利用も認めている（別冊資料B 学生便覧 P38「コンピュータセンター及びCG室利用について」）。パソコンは、コンピュータセンター演習室Aに66台、同Bに50台、CG室に50台、CG演習室に16台、CG入出力室に6台、エントランスに5台を設置している。

なお、コンピュータセンターの時間外利用状況（4～7月の平日夜間ログイン数）は、前出図5-2のとおりである。また、附属図書館でも開館時間を一部延長し放課後の自主学習ができる環境を提供している。大教室や一部実験室は除くが、教室、演習室及び各実習室等については施錠せずに自主学習ができるように開放している。

【分析結果とその根拠理由】

インターネット利用環境を備えたコンピュータセンター演習室、附属図書館、演習室等の自主的学習環境は十分整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

在学期間が2年間という短期大学の性格上、継続した活動には大学としての支援が不可欠であり、自治会室、部室等を貸与するとともに、教務厚生委員会を中心とした教職員が積極的に支援している。その結果、多くの学生が課外活動に参加している。

具体的には、自治会活動、大学祭（紅翔祭）、サークル活動（表7-3）、スポーツ大会等に対して、教務厚生委員会の担当教員等が支援を行っている（表7-4）。

表7-3 平成22年度サークル一覧

サークル名	学生数
きゅーぴーず	8
音楽大好きサークル810+	8
アソ部	8
なわとびサークル	11
Free Creative Group (FCG)	7
書道部	10
茶道部	6
Humberb	12

表7-4 平成22年度行事担当教員（平成22年4月教務厚生委員会報告より抜粋）

（自治会）	中澤准教授、郭准教授
（スポーツ大会）	井波准教授、高橋(君)教授
（紅翔祭）	高橋(君)教授、中澤准教授
（卒業パーティ）	金子准教授、井波准教授
（一箕寮）	郭准教授

【分析結果とその根拠理由】

教務厚生委員会を中心とした教職員によって、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学科・コース各1名計4名の教員を学生相談員とするとともに、週1回学生相談カウンセラーを配置し、さまざまな問題に親身になって対応している（表7-5）。また、専用の学生相談室は平成21年度に新たに整備した。さらに、専任教員が毎週一定時間を相談時間に充てるオフィスアワー制度を平成18年度後期から導入している（実績は、前出表5-2のとおり。）。また、平成20年度には、セクシャル・ハラスメントだけでなくあらゆるハラスメントの防止を図るべく、セクシャルハラスメント防止委員会を発展的に解消する形で、ハラスメント防止委員会を設置するとともに、ハラスメント防止のためのガイドラインを定め、各学科・事務室各1名計4名の相談員を配置している（表7-6）。これらの制度については、学生便覧（別冊資料B P46～47）に掲載するとともに、リーフレット「ハラスメントのない短大へ」（資料7-3-1-A）やガイダンスで説明している。

また、医務室の利用については、その説明をガイダンスで行い、周知を図っている（表7-7）。

進路に関しては、平成19年度にキャリア支援センターを設置するとともに、2名のキャリアアドバイザーを配置し、全学生に対する面談を実施し、全学生の進路相談カルテを整備するなど、進路指導体制を整えている。キャリア支援センターの相談件数は、平成19年度434件、平成20年度643件、平成21年度は866件となっている。

学生のニーズについては、毎年4月に2年生に対し学生生活アンケート調査（資料7-3-1-B 平成22年度学生生活アンケート集計結果）を行うとともに、学生相談においても把握することによって、各種委員会において対応策を検討している。

表7-5 学生相談件数

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学生相談員	18	170	383	273
学生相談カウンセラー	74	57	52	111
計	92	227	435	384

表7-6 会津大学短期大学部ハラスメント防止等委員会規程（抜粋）

<p>第1章 総 則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 会津大学短期大学部(以下「本学」という。)の構成員等の就労・就学及び教育研究(以下「就労・就学等」という)に関する権利及び人権を保障することを目的に、本学におけるハラスメントの発生を防止するための措置並びにこのハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメント防止等」という)に関して、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を設置する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2条 この規程は、前条に規定する防止委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 構成員等 教職員及び学生等及び関係者をいう(過去の構成員を含む)。</p> <p>イ 「教職員」とは、本学の役員、教員、研究員、事務職員、技術職員をいう(常勤、非常勤を問わない)。</p> <p>ロ 「学生等」とは、学生、研究生、科目等履修生、聴講生、及び本学主催の公開講座の受講生等をいう。</p>

ハ 「関係者」とは、学生等の保護者、及び関係業者等、職務上の関係を有する者をいう。

(2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

イ 「セクシュアル・ハラスメント」とは、その意図にかかわらず、相手を不快にさせる性的な言動を行うことをいう。

なお、性別・性差により役割を押しつけようとする意識に基づく言動であるジェンダー・ハラスメントもこれに含む。

ロ 「アカデミック・ハラスメント」とは、教育研究上の地位又は権限を利用して、相手に対し、不適切で不当な言動を行うことをいう。

ハ 「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位又は権限を利用して、相手に対し、不適切で不当な言動を行うこという。

ニ 「その他のハラスメント」とは、性、人種、国籍、年齢、セクシュアリティ（性的指向）、障害の有無などに基づく差別的な言動及び差別的取扱い等、相手の人格権その他の人権を侵害する言動を行うことをいう。

(3) 「監督者」とは、教職員を監督する地位にある者(他の教職員を事実上監督していると認められる地位にある者を含む。)をいう。

(構成員の責務)

第4条 構成員は、この規程及び学長が別途定めるガイドラインに従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、次に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントに起因する問題が生じることがないよう配慮すること。

(学長の責務)

第6条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し総括し、必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、構成員に対し、必要な研修等を実施するものとする。

3 学長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、再発防止に向けて、構成員の意識啓発、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 防止委員会

(審議事項)

第7条 防止委員会は、次に掲げる事項について審議し、必要な連絡調整を行う。

(1) ハラスメントの防止等に係るガイドラインに関すること。

(2) ハラスメントに係る苦情の相談及び被害の救済に関すること。

(3) ハラスメント防止等に関する研修、啓発活動に関すること。

(4) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(組織)

第8条 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員が当事者となった場合には、防止委員会の審議に加わることができない。

- (1) 学部長
- (2) 産業情報学科長
- (3) 食物栄養学科長
- (4) 社会福祉学科長
- (5) 学生部長
- (6) 学生相談員代表者
- (7) 学部長が指名する女性教員 1名
- (8) 事務次長
- (9) 事務室長
- (10) 相談員

2 前項に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員に指名された者の任期は、前任者の残期間とする。

3 防止委員会に委員長を置き、学部長がこれに当たり、会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 防止委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

6 委員長は、必要と認めたときは又は委員の過半数が開催を要求したときは、委員会を招集しなければならない。

7 防止委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め又は意見を聴くことができる。

第3章 苦情相談

(相談窓口)

第9条 本学に、構成員等及びその関係者からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、会津大学短期大学部ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置き、総括相談員及び相談員を配置する。

2 総括相談員は、防止委員会委員長が指名する。

3 相談員は、前8条の委員中、次に掲げる者とする。

- (1) 各学科及び事務室から選出された委員
- (2) 学生相談員代表者
- (3) 学部長が指名する女性教員1名

(苦情相談及び処理)

第10条 相談員はガイドラインに十分留意して問題への対応に当たる。

2 相談員は、相談窓口を通じて苦情相談があった場合は、総括相談員にその旨報告しなければならない。

3 総括相談員は、相談員からの報告を受けた場合は、相談員とともにその対応について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

4 総括相談員は、前項の検討の結果、調整を行う必要があると認めた場合は、次条に定める調整を行うものとする。

5 総括相談員は、第3項の検討の結果、調査を行う必要があると認めた場合は、事案の概要を委員長に報告するとともに、第12条に定める調査を行うものとする。

6 総括相談員は、前項の調査と並行して第13条に定める調停を行うことができる。

(調整)

第11条 総括相談員は、公平な立場で解決法を模索するため、双方のプライバシーに配慮しつつ、関係者から情報収集を

行うことができる。

- 2 総括相談員は、当該部署の監督者等に対し、相談者の緊急保護措置(指導教員、研究室、就業場所の変更等)、その他の就労・就学上の措置、加害者とされた者への指導等を行うよう勧告することができる。
- 3 前項の勧告を受けた監督者等は、調整の経過・結果を総括相談員に適宜報告又は協議しながら、その責任と権限において、迅速かつ適切な措置を取るよう努めることとする。

(調査)

第12条 総括相談員は、調査を行う必要が生じた場合は、調査委員会を設置し、相談内容の事実関係を明らかにするために必要な調査を行う。この場合、必要に応じて関係部署の長に連絡するとともに、協力を要請することができる。

- 2 調査委員会は、第9条の相談窓口の委員をもつて構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、総括相談員をもつて充てる。但し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。
- 4 総括相談員は、調査結果をすみやかに防止委員会委員長に報告するものとする。

(調停)

第13条 総括相談員は、調停を行う場合は、当該調停を行う相談員を指名する。

- 2 前項の規定による指名を受けた相談員は、当該調停の終了後、すみやかに、総括相談員に結果を報告するものとする。
- 3 総括相談員は、前項の規定による報告を受けた後、すみやかに、その内容を防止委員会委員長に報告するものとする。また、必要に応じて関係部署の長に報告するものとする。

(相談員会議)

第14条 総括相談員は、次に掲げる事項を検討するため相談員による会議(以下「相談員会議」という。)を開くことができる。

- (1) ハラスメントの防止等の具体策に関する事項
- (2) その他総括相談員が必要と認めた事項

- 2 相談員会議は、第9条第3項各号の相談員をもつて構成する。
- 3 総括相談員は、相談員会議における検討結果を防止委員会委員長及び第8条に定める防止委員会に報告するものとする。

(ハラスメント行為に対する措置等)

第15条 防止委員会委員長は、ハラスメントの具体的事案に関し総括相談員から報告を受けた事項について、必要があると認めた場合は防止委員会を開催し、処分又は就労上もしくは就学上の環境の改善等適切な措置を講じなければならない。

- 2 防止委員会委員長は、前項の報告事項が職員の懲戒に当たると判断した場合は、理事長に報告しなければならない。
- 3 防止委員会委員長は、学生に係る懲戒の審査を行う必要が生じた場合は、学生部長に審査を請求することとする。

(秘密の保持)

第16条 委員会の委員は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 学長、防止委員会委員長、部科長及びその他の関係職員は、苦情相談、調査、調定等において正当な対応をした職員、学生等及び関係者に対し、そのことをもつて不利益な取扱いをしてはならない。

表 7-7 医務室利用件数

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
外傷	11	14	27
風邪・発熱	9	20	27
頭痛	1	11	11
腹痛	7	13	12
気分が悪い	9	36	15
その他	5	1	4
計	42	95	96

【分析結果とその根拠理由】

少人数教育の中で、各教職員ごとにオフィスアワーなどを通して個別に相談が行われている現状にあるが、さらに、学生相談員の配置等により、健康、生活、進路、各種ハラスメント等について学生から相談を受ける体制が整備されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学では、特別な支援を必要とする学生は在籍していないが、教務厚生委員が個別の状況に応じて支援することとしている。

【分析結果とその根拠理由】

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援を行うことができる状況にあると判断する。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

入学時のガイダンスにおいて、新入生全員に対し、日本学生支援機構の奨学金制度に関する説明を行うとともに、学生便覧への掲載や学内ウェブポータルサイト「Pota.」により周知徹底を図っている。また、その他の奨学金制度についても随時周知している。さらに、本学では、授業料等の免除制度を設けており、上記奨学金制度と同様に周知を図っている。平成 21 年度の状況は、表 7-8、表 7-9、表 7-10 のとおりである。

さらに、本学では、学生寮を設置（昭和 39 年 1 月開寮、定員 32 名）し、主に経済状況を勘案して、入寮者を決定している。入寮費 1,500 円（入寮時のみ）、寮費月額 1,800 円、食費・光熱水費は 22,000 円程度となっている（別冊資料 B 学生便覧 P41 「学生寮」）。

表 7-8 平成 21 年度奨学金受給状況（日本学生支援機構分） (単位：人)

種 別	学科別	1 年	2 年	計
第一種奨学金	産業情報学科	12	9	21
	食物栄養学科	10	4	14
	社会福祉学科	11	15	26
	計	33	28	61
第二種奨学金	産業情報学科	24	26	50
	食物栄養学科	12	17	29
	社会福祉学科	14	12	26
	計	50	55	105
併用貸与者 (※)	産業情報学科	3	7	10
	食物栄養学科	5	4	9
	社会福祉学科	3	2	5
	計	11	13	24
計	産業情報学科	39	42	81
	食物栄養学科	27	25	52
	社会福祉学科	28	29	57
	計	94	96	190

※併用貸与者とは、第一種奨学金と第二種奨学金を同時に貸与されている学生をいう。

奨学金受給者割合：奨学金受給者数 190 人／学生総数 326 人（留年者除く）＝58.3%

奨学金別割合：第一種奨学金 32.1%、第二種奨学金 55.3%、併用貸与者 12.6%

表 7-9 平成 21 年度奨学金受給状況（その他） (単位：人)

種 別	1 年	2 年	計	備 考
福島県奨学生	0	1	1	食物栄養学科
八戸市奨学生	0	1	1	社会福祉学科

表 7-10 平成 21 年度授業料等減免・猶予実績 (単位：人)

期 別	免除（全額）	免除（半額）	猶予
前期	1	4	0
後期	0	6	0

【分析結果とその根拠理由】

奨学金受給制度及び授業料等の免除制度について整えられており、十分に周知されている。日本学生支援機構の奨学金については希望者全員が受給し、その受給者割合は 58.3%と高い。また、授業料の免除額は予算枠の限度額まで達している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

キャリア支援センターによる進路活動の支援、コンピュータセンター演習室等の充実による自主的学習活動の整備は特に優れていると判断できる。

【改善を要する点】

なし。

(3) 基準7の自己評価の概要

- ・前後期のガイダンスにおいて、教務厚生委員による適切な履修指導が行われている。また、新入学生に対するコンピュータガイダンスは入学当初より質の高い教育を可能にし、2年間という短い履修期間におけるコンピュータ教育では大きな役割を果たしている。(観点7-1-①)
- ・全教員週1コマのオフィスアワーが設定され、教員が学習相談、進路相談、その他の相談を受け付けている。オフィスアワー以外の時間も含め、メールを含む形態で学習支援をしている。また、学生相談員制度があり、各学科から選出された教員とカウンセラーが相談を受けている。進路相談については、キャリア支援センターを設置し、実務経験が豊富な2名のキャリアアドバイザーが相談に応じ、適切な年間実施計画のもとに進路指導を行うとともに、オフィスアワーにおいても各教員が進路指導に当たっている。さらに、在学生による本学評価が毎年行われており、これによっても学習支援に関する学生ニーズの把握が可能になっている。(観点7-1-②)
- ・コンピュータセンター演習室、附属図書館などを設置しており、インターネット利用環境を備えたパソコンの設備など自主的学習環境は十分整っている。(観点7-2-①)
- ・教務厚生委員を中心とした教職員によって、学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切になされている。(観点7-2-②)
- ・学生相談員の配置等により、健康、生活、進路、各種ハラスメント等について学生から相談を受ける体制が整備されている。(観点7-3-①)
- ・経済的な面での学生の支援に関しては、奨学金制度を周知するとともに授業料等の免除制度を整えている。(観点7-3-③)

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は広大で緑豊かなキャンパスを保有し、その校地面積（学生寮敷地 1,268 m²を除く）は、全体で 66,843 m²であり、学生（定員）1人当たり 223 m²、校舎面積（学生寮 598.46 m²を除く）は、全体で 11,007 m²であり、学生（定員）1人当たり 37 m²である。

3学科に共通する施設として、講義室 8 室（収容者数：50 人×5、70 人×2、154 人×1、154 人講義室に LL 機能あり）、体育館及びコンピュータセンター演習室 2 室を設置しており、コンピュータ演習室には、パソコンを 116 台（演習室 A 66 台・同 B 50 台）設置している。産業情報学科の施設としては、経営情報演習室 2 室、デザイン情報実習室 6 室、CG 室（パソコン 50 台）、CG 演習室（パソコン 16 台）、CG 入出力室（パソコン 6 台）、スタジオ、絵画工作室、デザイン情報演習室、木工室等を、食物栄養学科の施設としては、調理実習室、集団給食実習室、食品加工実習室、栄養実習室、理化学実験室、生理学実験室等を、社会福祉学科の施設としては、社会福祉演習室 2 室、小児保健実習室、心理実験室、音楽室及び器楽練習室を、それぞれ設置している。設備や備品については、平成 20 年度に調理台、平成 21 年度に実験実習機器等の大幅な更新を行うなど、更新計画に基づき、順次更新を図っている。

また、本学では、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、校舎及び体育館の耐震診断を実施し、「大地震時の振動及び衝撃に対して倒壊し、または、崩壊する危険性が低い。」A ランクと判定されている。

さらに、施設・設備のバリアフリー化については、車イスでの往来ができるようスロープ（2か所）を設置しているほか、エレベータ 2 基（平成 18 年度）、車イス対応図書館カウンター（平成 19 年度）、多目的トイレ（平成 21 年度）等の改修を行い、順次バリアフリー化を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備は短期大学設置基準を満たしており、学生及び教職員が教育研究活動に利用していることから、有効に活用されている。また、本学の校舎や体育館は耐震基準を満たしている。さらに、施設・設備のバリアフリー化への配慮が着実になされている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 8-1-②： 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

コンピュータ設備は教育系、研究系、事務系、図書閲覧用から構成され、すべての教室、演習室及び研究室、事務室、附属図書館等に光ケーブル利用の高速ギガビットネットワークが導入されている。特に教育系コンピュータは、プログラミング・データ分析・CG・CAD・栄養管理などにおいて、学科の専門分野別のアプリケーション

ソフトを完備し、4つの演習室に設置された182台のパソコンを使って平日だけでなく土曜・日曜・夜間も自由に学ぶことができるようになっている (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/70.html>)。さらに、シラバス検索、履修登録、成績確認などの各種手続き、休講や事務局からの連絡もすべて学内ウェブポータルサイト「Pota.」を用いることによって、自宅のパソコンや携帯電話（平成22年度の全在学生の転送登録率：90.2%）でも大学からの情報サポートを受けることができる環境となっている（資料8-1-2-A 「Pota.」の画面）。

また、学生には入学ガイダンス時にコンピュータガイダンスを実施するとともに、情報ネットワークの適正な運用を図るため、コンピュータセンターがガイドライン (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/guideline20070316/top.html>) を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

コンピュータセンターでは、高速ギガビットネットワークシステムを構築するとともに、教育研究及び関連する各種サポートを全学的な体制で運営している。また、情報ネットワークの適正な運用を図るため、ガイドラインを定めるとともに、コンピュータガイダンスの実施等により基礎的知識や技術を習得させており、学生はパソコンや情報ネットワークを有効に活用している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

施設の保全、活用及び秩序の維持を図るため、会津大学短期大学部施設管理規程（表8-1）を定めているほか、附属図書館やコンピュータセンター・CG室及び会津大学コンピュータ理工学部施設について学生便覧に記載して、全学生に配付するとともに、入学時のガイダンスで周知している。

また、ホームページに施設案内として、施設概要図 (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/69.html>)、コンピュータセンター (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/70.html>)、附属図書館 (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/71.html>) について掲載し、写真を多数使用して紹介している。

表 8-1 会津大学短期大学部施設管理規程（抜粋）

<p>第2条 この規程を適切に実施するため施設管理責任者を置く。</p> <p>2 前項の施設管理責任者は、短期大学担当次長とする。</p> <p>（火災・盗難予防責任者）</p> <p>第3条 施設管理責任者は、その定める学内の場所ごとに火災・盗難予防責任者を置き、学内の火災・盗難防止に当たらせる。</p> <p>（職員等の義務）</p> <p>第4条 職員及び学内で事務等を行うことを許可された者は、学内を常に良好な状態で使用し、かつ、管理責任者その他の関係職員が、学内の管理上必要な事項を指示したときには、これに従わなければならない。</p> <p>（許可を必要とする行為）</p> <p>第5条 本学の施設を使用しようとするときは、あらかじめ施設管理責任者の承認を得なければならない。ただし、本学教職員が、日常使用を認められる場合及び教育研究等の本来の用途又は目的に使用する場合はこの限りでない。</p> <p>2 次の各号に該当する場合は、使用を承認しない。</p>

- (1) 教育研究又は学内行事に支障があるとき
- (2) 施設を破損又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行うとき
- (4) 特定の宗教のための宗教活動を行うとき
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つける行動を行うとき
- (6) その他施設管理上支障があると施設管理責任者が認めるとき

3 第1項の承認に関して必要な事項は、施設管理責任者が別に定めるものとする。

(工作物の設置等の制限等)

第6条 本学内に工作物その他の施設を設置しようとするときは、施設管理責任者の承認を得なければならない。

2 前項に規定するものについては、前条第2項の規定を準用する。

3 第1項の承認に関して必要な事項は、施設管理責任者が別に定めるものとする。

(施設使用の遵守事項)

第7条 本学の施設を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用後は整理清掃し、原状に回復すること
- (2) その他施設管理責任者の指示に従うこと

(禁止行為)

第8条 本学内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙の設備のない場所で喫煙すること
- (2) 施設管理責任者の許可を得ないで飲酒すること
- (3) 施設管理責任者の許可を得ないで火気を使用すること
- (4) 施設管理責任者の許可を得ないで電気を使用する機械を使用すること
- (5) じんかい等廃棄物及び有害廃棄物等を所定の場所以外の場所又は所定の容器以外の容器に棄てること
- (6) 所定の場所以外の場所に自動車、自転車等を放置すること
- (7) 施設管理者が定める立入禁止の区域又は場所に立ち入ること
- (8) 騒音又は高音を発すること
- (9) 施設を汚損し、破損し、又は本学の秩序を乱すおそれがあると認めて施設管理責任者が禁止する行為
- (10) その他前各号に準じる行為

(張紙、文書配付等の制限)

第9条 本学内に張紙、張札等を掲示し、又は掲示板、立札、立看板、旗、懸垂幕等を掲出しようとする者は、あらかじめ施設管理責任者の承認を得なければならない。

2 本学内で宣伝ビラその他公用以外の文書、図画等を配付し、又はその他の方法により宣伝活動（署名運動及び資金カンパ活動を含む。）を行おうとする者は、施設管理責任者の承認を得なければならない。

3 次の各号に該当する場合は、掲示又は掲出を承認しない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行うもの
- (2) 特定の宗教のための宗教活動を行うもの
- (3) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- (4) その他内容、形状が品位に欠ける等施設管理責任者が不適當であると認めるもの

4 施設管理責任者の承認を得ないで掲示し、又は掲出した物件及び配付した文書は、施設管理責任者が撤去することができる。

(通行規制)

第10条 施設管理責任者は、本学内における通行の安全と円滑を図るため、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

(駐車できる者の範囲等)

第11条 本学の教職員、学生、本学の委託を受けた業者、所用で本学に来学した者及び施設管理責任者が特に必要と認められた者は、本学の学内駐車場を利用することができる。

2 学内駐車場の利用の手続については、別に定める。

3 施設管理責任者は、本学内の管理上必要と認めるときは、又はその指示に従わない者については、駐車許可の取消、一時停止又は駐車制限を行うことができる。

(駐車上の義務)

第12条 本学内に駐車する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定された場所に整然と駐車し、他の駐車に支障を来さないこと

(2) 駐車中は駐車許可証を指定された場所に掲示すること

(3) 申請内容に変更が生じたときは、その旨を書面により速やかに施設管理責任者に届けること

(4) 駐車許可証を他人に転貸又は譲渡しないこと

(損害賠償責任)

第13条 施設管理責任者は、本学内において発生した自動車の盗難又は破損等による損害について、賠償の責めを負わないものとする。

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備の保全・利用等については、規程を定めるとともに、学生便覧に記載するなどして本学構成員に周知している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

附属図書館は、規模は大きくはないものの、静かな環境にあって落ちついて読書や勉学に勤しむことができるようになっている(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/tosho/tosho-03.html>)。現在、72,819冊の図書のほか、学術雑誌99種、視聴覚資料その他3,045点を備えている(表8-2)。

施設としては附属図書館と2室の資料室からなる。附属図書館には、閲覧室と書庫それに事務室がある。閲覧室には閲覧席を30席設け、文学書などの一般教養図書、各学科の専門分野の学習に役立つ指定図書及び参考図書等を系統的に収集し、分かりやすく整理して開架している。また、ビデオやDVDを見ることができる視聴覚コーナー、新聞・雑誌などを気楽に読むことができるブラウジングコーナー、本館所蔵図書や会津大学所蔵図書の検索及び国立情報学研究所(NII)が提供する学術情報サービスや朝日新聞のデータベースを利用できるコンピュータ検索コーナーを配置している(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/tosho/tosho-10.html>)。書庫には専門書を所蔵しており、自由に閲覧することができる。資料室には研究紀要のバックナンバー、新聞縮刷版などが保管されている。図書の貸出や返却の手続き、図書の購入希望などの各種受付、参考資料所蔵調査や図書館を利用する上での相談などには司書が対応している。

開館時間は、8時30分から17時までを基本としつつ、19時30分まで開館する「延長開館」を行っている（平成21年度実績：150日）。また、試験期間前1か月程度は、土曜日も8時30分から17時まで開館し、自主学習の場を提供している（平成21年度実績：8日、平成22年度の予定については資料8-2-1-A「平成22年度附属図書館開館予定表」）。

表8-2 附属図書館図書等の内訳（平成22年5月1日現在）

図書等数	図書〔うち外国書〕	72,819〔7,241〕冊
	学術雑誌〔うち外国書〕	99〔19〕種
	視聴覚資料その他	3,045点
	視覚資料	348点
	ビデオ	101点
	DVD	59点
	CD-ROM	159点
	その他	29点
製本雑誌	2,697点	
合計〔うち外国書〕	75,963〔7,260〕	

(1) 図書館資料の受入状況

図書館資料の受入状況は表8-3に示すとおりである。図書受入冊数は順調に増加している。

学生が必要とする情報を入手しやすいよう常に配慮し、シラバス掲載の参考書に限らず、レポート課題図書の購入を迅速に行うとともに、新着図書などについて周知し図書の展示を行っている(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/tosho/tosho-19.html>)。

表8-3 図書館資料の受入状況

年 度	図書受入冊数(冊)	雑誌受入冊数(種)	受入新聞種数(種)
平成17年度	540	102	11
平成18年度	823	107	11
平成19年度	960	106	11
平成20年度	1,251	102	11
平成21年度	1,233	99	11

(2) 図書館利用状況

図書館の利用状況は、表8-4に示すとおりである。平成17年度と平成21年度を比較すると、貸出冊数の総数及び1日の平均は1.7倍に、また貸出人数においても1.6倍に増加している。なお、これらの増加は、館内利用環境の改善や学内外への図書館利用の広報効果によると考えられる。

表 8-4 図書館利用状況（開館日数・貸出冊数等）

年 度	開館日数 (日)	貸出冊数 (冊)	貸出人数 (人)	1日平均 貸出冊数 (冊)
平成 17 年度	225	5,261	2,179	23.4
平成 18 年度	238	4,204	2,129	17.7
平成 19 年度	221	4,570	2,199	20.7
平成 20 年度	237	7,871	3,047	33.2
平成 21 年度	235	9,138	3,531	38.9

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館の整備、図書の収集・整理、利用条件の改善を行ってきた。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、広大な校地を有し、緑豊かである。

コンピュータセンターでは、高速ギガビットネットワークシステムを構築するとともに、教育研究及び関連する各種サポートを全学的な体制で運営している。また、情報ネットワークの適正な運用を図るため、ガイドラインを定めるとともに、コンピュータガイダンスの実施等により基礎的知識や技術を習得させており、学生はパソコンや情報ネットワークを有効に活用している。

図書館の利用状況は、平成 17 年度と平成 21 年度を比較すると、貸出冊数の総数及び1日の平均は 1.7 倍に、また貸出人数においても 1.6 倍に増加している。なお、これらの増加は、館内利用環境の改善や学内外への図書館利用の広報効果によると考えられる。

【改善を要する点】

施設・設備については、ユニバーサルデザイン（※）の導入などの課題にも対応しながら整備を進めていく必要がある。また、附属図書館の蔵書収納スペースの狭隘化、開館時間の延長及び土日開館について、引き続き改善を図る必要がある。

※ユニバーサルデザイン・・・初めからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いに関わらず、すべての人にとって安全、安心で使用しやすいように建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方

(3) 基準 8 の自己評価の概要

- ・本学は、広大な校地の中に、教育目的の達成のため、教室やコンピュータセンター演習室の共通施設を始め、各学科に必要な施設・設備を有しており、校舎及び体育館は耐震基準を満たしているとともに、バリアフリー化についても着実に進めている。(観点 8-1-①)

- ・コンピュータセンターでは、高速ギガビットネットワークシステムを構築するとともに、教育研究及び関連する各種サポートを全学的な体制で運営している。また、情報ネットワークの適正な運用を図るため、ガイドラインを定めるとともに、コンピュータガイダンスの実施等により基礎的知識や技術を習得させており、学生はパソコンや情報ネットワークを有効に活用している。(観点8-1-②)
- ・施設・設備の保全・利用等については、規程を定めるとともに、学生便覧に記載するなどして本学構成員に周知している。(観点8-1-③)
- ・附属図書館には閲覧席を30席設けているほか、視聴覚コーナー、コンピュータ検索コーナー等を設けている。図書については、購入希望を受け付けるとともに、学生が必要とする情報を入手しやすいよう常に配慮し、シラバス掲載の参考書に限らず、レポート課題図書の購入を迅速に行っており、現在、72,819冊の図書のほか、学術雑誌99種、視聴覚資料その他3,045点を備えている。さらに、開館延長や土曜開館を実施するなど学生の要望に応じており、貸出冊数や貸出人数も増加している。(観点8-2-①)

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育活動の実態を示すデータや資料としては、基本的なものとして学科課程表、シラバス、時間割表、科目履修者名簿、出席簿、休講・補講記録、成績簿等を蓄積している。また、各学期末に学生による授業評価（原則として全科目対象）、学年末には在學生による本学評価、そしてホームページ上での卒業生による本学評価、さらに学生の就職先へのアンケート調査を行い、その結果は、学生による授業評価、在學生による本学評価及び卒業生による本学評価については学内ウェブ上（卒業生による本学評価はホームページ上にも）で公表し、電子データで蓄積している。また、学生による授業評価と在學生による本学評価については附属図書館において紙媒体での開示を行っている。

このように、学科やコースの性格に合わせて、活動の実態を示すデータや資料を収集し蓄積している（表9-1）。また、活動実態データの一例として、学生による授業評価結果に関するデータを図9-1及び9-2に示す。

表9-1 教育の状況に関する活動の実態を示す資料一覧

全学		学科課程表、教員担当科目一覧（別冊資料B 学生便覧）、シラバス、時間割表、科目履修者名簿、出席簿、休講・補講記録、成績簿等 学生による授業評価（冊子と学内ウェブ）、在學生による本学評価（冊子と学内ウェブ）、卒業生による本学評価（ホームページ http://www.jc.u-aizu.ac.jp/topix/090528.pdf ）、卒業生就職先へのアンケート調査（冊子）、学生参画型実学・実践教育データ（ホームページ http://www.jc.u-aizu.ac.jp/09/13507.html ）
産 業 情 報 学 科	学科共通	CG演習A、CG演習B、情報システム論（ホームページ http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/142.html ）
	経営情報コース	卒業論文要旨集（冊子とホームページ http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/141.html ）
	デザイン情報コース	デザイン情報コース 卒業研究発表会研究要旨集（冊子とホームページ）、作品集（冊子）、卒業展リーフレット（冊子等）、平面構成法・色彩学（ホームページ）、デザイン情報基礎実習（ホームページ）、各種デザインコンペティションや美術展の入賞（ホームページ） ※ホームページのURLはいずれも http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/142.html
食物栄養学科		卒業研究要旨（冊子）、資格関連科目授業日誌（学生係保管）、学外実習指導（冊子等）、臨床栄養学実習、給食管理実習（学内）（ホームページ http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/143.html ）

図9-1 「学生による授業評価」回答率の推移

単位：%

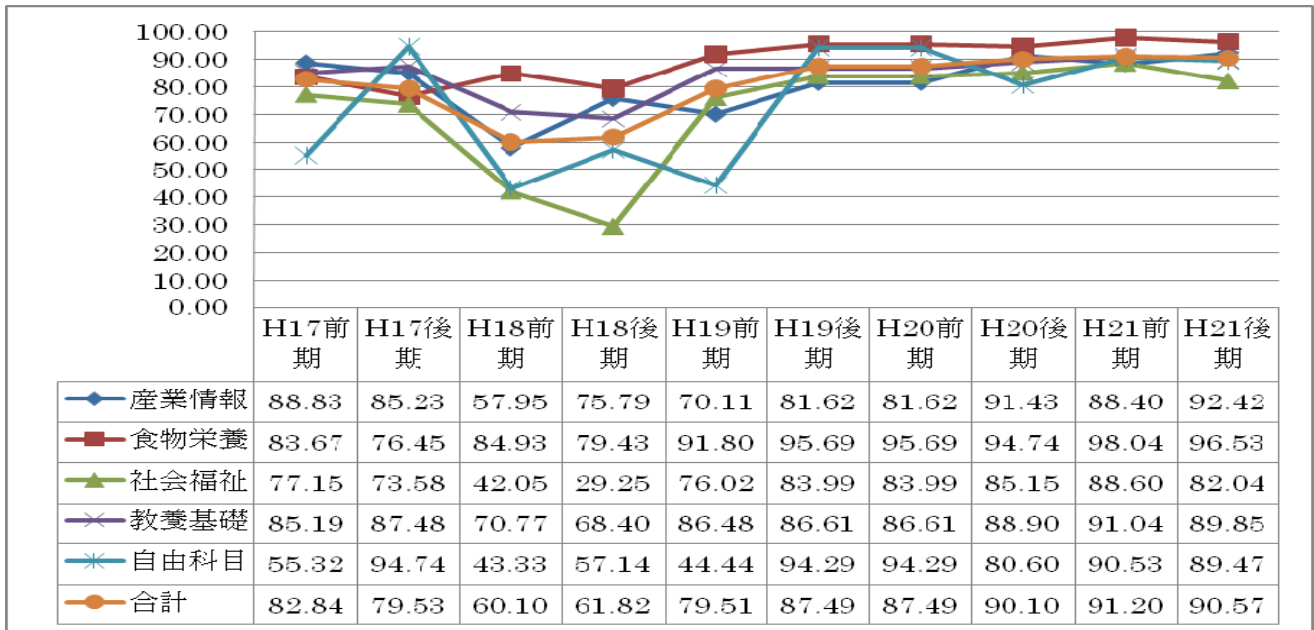
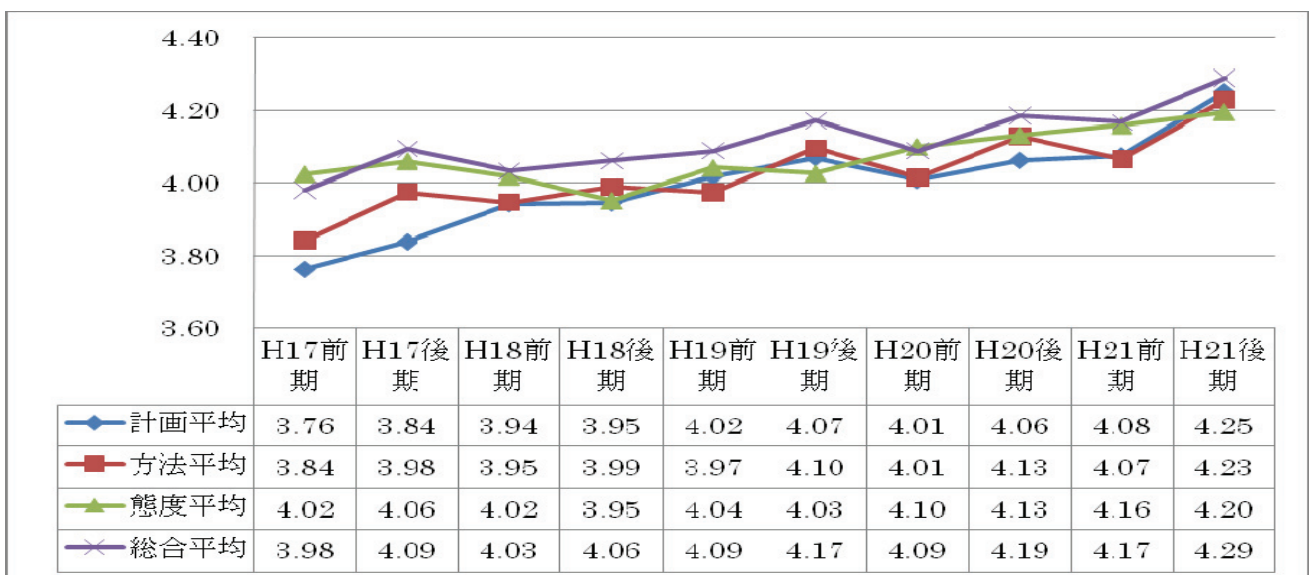


図9-2 「学生による授業評価」部門別平均評価値の推移



※1 「学生による授業評価」の設問内容は、「授業計画」「授業方法」「受講態度」「総合評価」の四部門で構成されている。質問項目は表9-2のとおりであるが、質問項目については各教員の授業内容に応じて変更可能である。

2 数値は5点満点評価の平均値。

表 9-2 「学生による授業評価」質問項目基本表

<p>1. 授業計画について</p> <p>(1) 授業の目的・内容（概要）について十分な説明があった</p> <p>(2) 評価方法について十分な説明があった</p> <p>(3) シラバスは授業概要を理解するのに役立つ</p> <p>2. 授業方法について</p> <p>(4) ポイントをおさえて、要領よく説明している</p> <p>(5) 話し方や説明が適切で、内容を理解しやすい</p> <p>(6) 教員の声は聞きとりやすい</p> <p>(7) ノートはとりやすい</p> <p>(8) いろいろな見解なども紹介し、多角的に考える機会をあたえている</p> <p>(9) 学生の質問や意見が出しやすい授業であった</p> <p>(10) 学生の知識・理解の進み具合を考慮して授業を進めている</p> <p>(11) 授業への情熱が感じられる</p> <p>(12) 状況に応じて資料を配布したり、映像を利用したり、工夫している</p> <p>(13) 教科書や参考書・資料などを活用している</p> <p>(14) 板書やOHP、プロジェクタなどの字は見やすい</p> <p>3. あなた自身の学習方法・態度について</p> <p>(15) 出席率は良好であった</p> <p>(16) 受講態度は良好であった</p> <p>(17) 意欲的に学ぼうとした</p> <p>(18) 予習や復習をおこなって授業に出席した</p> <p>4. 総合評価について</p> <p>(19) この授業は自分にとって意義深いものであった</p> <p>(20) 授業の内容は、ほぼ理解できた</p> <p>(21) この分野に関して、専門的な関心や興味をもてるようになった</p> <p>(22) この授業はよい授業であった</p>

【分析結果とその根拠理由】

活動の実態を示すデータや資料として、学科課程表、シラバス、時間割等の基本的なもののほか、学生による授業評価、在学生による本学評価等の結果等についても収集し、蓄積している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-②： 短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到る状況】

学生の意見聴取については、前期・後期の期末に原則全科目を対象（一部学外施設での実習等この制度に馴染

まない科目を対象からはずしている)に学生による授業評価を実施し、授業に関する意見・評価を得ている。また、学年末には在学生による本学評価を実施し、入学目的とその達成度、授業内容・授業環境に対する印象、教養基礎科目のカリキュラムの評価と要望、専門教育科目のカリキュラムについての評価と要望、講義形態に対する要望、その他就職活動や施設設備等への要望について聴取しているほか、学生生活アンケートを実施して実態を把握し適切な学習環境の整備に活かしている(前出資料7-3-1-B 平成22年度学生生活アンケート集計結果)。

学生による授業評価の結果は科目担当教員に配付され、教員はこの評価に対し授業改善の方策等を明文化した回答書を作成し、それに基づいて各自が授業改革を行うシステムとなっている。なお、評価結果の概要と教員からの回答は学内ウェブに掲載され、さらにこれに評価結果(数値データのみで、記述データは掲載しない)を加えたものが附属図書館において冊子で開示されている。また、各学科長には所属学科の全科目の評価結果(自由記述も含む)のデータが示され、学科運営に役立てている。

在学生による本学評価の結果は数値データが学内ウェブ上に公開されるほか、記述データを加えたものが附属図書館で開示される。また、集計結果の検討等は評価委員会内に設けられた授業・本学評価小委員会で行うが、そのメンバーは各学科から選出されており、結果の要点は委員を通して関係部署に伝えられ、活用されている。

教員の意見については、各学科会議や各種委員会で把握するほか、全員参加の教授会で意見等を述べる事が可能となっている。

教職員及び学生からの意見が反映された改善例は表9-3のとおりである。

表9-3 学生からの意見が反映された改善例

図書館の延長開館	17時の閉館時間を19時30分まで延長し、その延長開館日数を年々増加させている。
図書館の土曜開館	定期試験期間等限定的ではあるけれども土曜日の開館を実現し、その土曜開館日数を年々増加させている。
大学開放時間延長	土曜日は17時30分までであったものを19時30分までとした。
大学開放日の増加	日曜日も土曜日と同じ時間帯で開放するようにした。
エレベータの設置	南北両棟に1基ずつ設置した。
コンピュータ関連施設の開放時間の延長	電子錠を導入し、月曜日から金曜日の8時から17時30分までであった利用可能時間を平日は8時から22時まで、土日は8時から19時までと拡大した。
手洗い場の設置	各棟、階ごとに設置した。
売店・食堂の開業時間	14時までであったものを1時間延長して15時までとなった。

【分析結果とその根拠理由】

本学の構成員からの意見聴取は多様な方法で行われており、そこで得られた意見は十分に活用されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点9-1-③: 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学外者からの意見を聴取し活用する組織・手段としては次のものがある。

第一は、経営に関する基本方針を審議する経営審議会である。

第二は、外部の有識者2名が委員として加わり、本学の教育研究の方針を審議する教育研究審議会である。平成20年度より実施しているホームカミング・レポーターはこの審議会の外部委員の意見を取り入れ実施されたものである。

第三は、本学の教育等の実社会における適合性を問うとともに在学生へのアドバイスを募る「卒業生による本学評価」である。

第四は、会社の実務という観点から本学卒業生の評価を問う「卒業生勤務先へのアンケート」である。この集計結果は教授会で報告され、各教員を通じて学生の指導にも反映されている。一例を挙げれば、産業情報学科の学生が企画した平成21年度オリエンテーションキャンプのテーマ「積極性とはなにか?」は、このアンケート調査結果が反映されたものであった。

第五は、高校側に対して入試制度を始めとした本学に対する要望と評価を聴取する「高校訪問の際の意見聴取」である。この結果は広報委員会で集約されて教授会で報告され、教育方針や入試制度を考える際の参考資料として活用している。

この他、会津大学短期大学部進路ガイドブック（別冊資料I）には、50余名の卒業生が就職・進学活動体験記を寄せており、在学生の就職・進学活動に活用されている。

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見を取り入れる機会を複数持っており、それが継続している。また、その意見が具体的に活かされている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

授業内容の改善は、個々の教員が行っている。それは毎学期行われる学生による授業評価の結果を受けて各授業で不十分な点が明らかとなることから、それへの対処方法を工夫するといった形で行われている。また、次年度の授業評価の際はその工夫した点の評価を問うこともできるよう授業方法に関する設問内容の変更が認められているなど、継続的に改善を進めることができるシステムとなっている。さらに、FD活動として、全教員が見学する公開授業を実施し、その後意見交換会に参加すること等で改善の方法を学ぶ機会も設けられている。

【分析結果とその根拠理由】

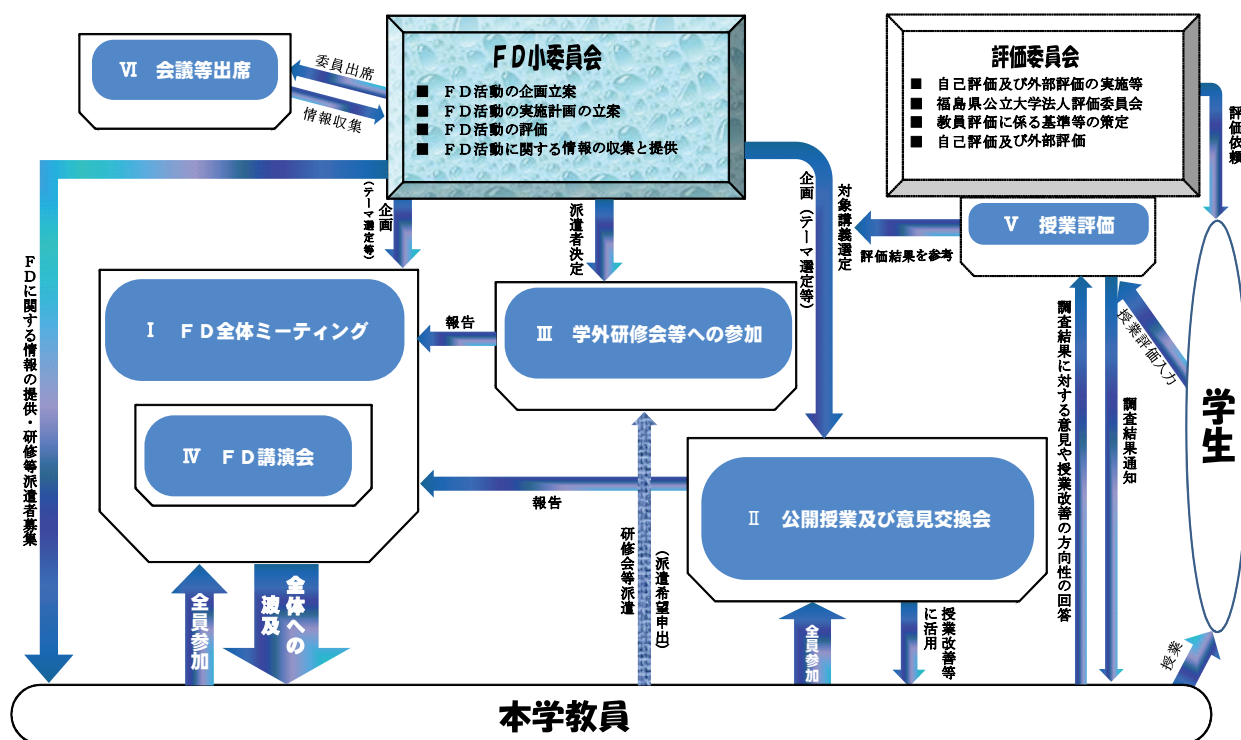
評価→改善方法の回答→改善→改善に対する評価→確認というシステムが構築されている。その前提となる授業評価の学生回答率は9割前後と高く（前出図9-1）、評価の信頼性は担保されていると考えられる。また、前出図9-2からも明らかのように授業方法についての評価や総合評価は着実に上昇している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学の授業改善への取組みは、下図のような体制で行っている。すなわち、評価委員会の行う「学生による授業評価」とともに、平成 19 年度から企画運営委員会内にファカルティ・ディベロップメント (FD) 小委員会を設け、FD 活動の企画・実施計画の立案、FD 活動の評価、FD 活動に関する情報の収集と提供等について審議し、本学全体の教育の質の向上を図っている。

図 9-3 会津大学短期大学部 FD 活動実施体制図



FD 小委員会では、初年度 (平成 19 年度) には平成 20 年度から「FD ネットワークつばさ」に参加することを決めた。「FD ネットワークつばさ」は、連携する大学・短大・高専における FD の立上げ・確立・発展を共同で行い、授業改善・カリキュラム・教育制度改善などを実現させ、その成果を共有するとともに、各大学等における特色ある魅力的な教育を開発することを目的としている。このネットワークから紹介された様々な FD ワークショップ、セミナー、研修会、模擬授業の見学等に教員を派遣した。平成 20 年度から本格的に教育の質の向上及び改善に資するための FD 活動を開始し、以下のような取組みを行っている。

1 FD 全体ミーティングの開催

FD に関するテーマについて本学全教員による意見交換・情報共有を行う場として FD 全体ミーティングを開催し、各種セミナーや研修会等への参加報告を実施している。

2 公開授業・意見交換会の実施

学生による授業評価において全体の平均評価が低い設問を抽出し、この設問の評価が逆に高い講義を公開授業として全教員の見学を義務化した。また、公開授業に併せて意見交換会を実施し、反省会ではなく学び合いの場として授業改善のための情報共有の機会を用意した。

3 FD 講演会の実施

外部から講師を招き、先進的な FD 活動事例を学ぶ場とした。

4 各種シンポジウム・研修会への参加

他の機関が実施する FD に関する研修会等（ワークショップ、シンポジウム、セミナー等）に本学の教員を派遣し、FD 活動についての情報収集を行った。また、これらの内容については先述した FD 全体ミーティングなどで報告し、学内での情報共有に努めた。FD に関する研修会等への参加は、FD の意義に関する詳細な分析と解説による理解を深めるとともに、FD 活動の進め方の様々な実例とその効果を知ることができ、本学での FD 活動や授業改善へのヒントを得ることができた。

これら FD 活動についての各資料は教職員共有のフォルダに保存し、教職員が閲覧できるようにするとともに、「FD ネットワークつばさ」の年次報告集にも掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

FD 活動は本格的に開始したばかりであるが、適切な方法で実施され、FD 活動後の成果を把握するためにアンケートを実施している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-②： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学における教育支援者は、産業情報学科及び社会福祉学科に所属している非常勤実習助手、コンピュータセンター技能員並びに事務職員（附属図書館・キャリア支援センター・地域活性化センター職員を含む）である。食物栄養学科にも 3名の助手が所属しているが、この 3名は教育支援者ではなく教員として FD 活動に参加している。その他の非常勤実習助手、コンピュータセンター技能員、事務職員について SD 活動への参加を推進している。

例えば、コンピュータセンター運営委員会では、各種セミナーへの参加による教職員の技術レベルの向上を図るため、ネットワーク関係の技術セミナーや各種セキュリティ対策セミナーへの参加を奨励し、コンピュータセンターに関わる教職員の技術レベルの強化を図っている（表 9-4）。

表 9-4 教職員の主な参加研修名及び参加件数

年 度	主な参加研修名及び参加件数
平成 17 年度	東北セキュリティセミナー2005 など 8 件
平成 18 年度	ネットワークセキュリティ担当者研修など 7 件
平成 19 年度	第 19 回情報処理センター等担当者技術研究会など 2 件
平成 20 年度	ネットワーク管理担当者研修など 3 件
平成 21 年度	第 21 回情報処理センター等担当者技術研究会など 6 件

【分析結果とその根拠理由】

本学はきめ細かい少人数教育を実現するため、教育支援者に対する資質の向上を図るための研修等を行っている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学外関係者からの意見聴取の方法を複数有している。

授業評価については、全科目を対象とするとともに、ウェブ入力により自由記述欄を多く取り入れることや、授業方法など各教員が独自に工夫している点についての評価を問うことができるようにしている。また、学生回答率が9割前後と高い状況にある。

さらに、個々の教員単位での活動であった教育改善が組織的なものとなり、公開授業とその後の意見交換会には、ほぼ全教員が参加し、FDに対する意識改革や情報共有が促進されることとなった。

【改善を要する点】

授業評価結果に対する教員回答率は、常勤教員で96.8%を確保しているが、非常勤教員は44.7%にとどまっております。非常勤教員の協力を求めていく必要がある。

今後は、FD活動の一層の充実を図るため、FDの効果を測るための評価基準などについて検討していく必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

- ・本学では、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、学内ウェブやホームページ上に公表している。(観点9-1-①)
- ・本学構成員及び学外関係者からの意見聴取は複数の方法で継続的に行われており、その結果は授業改善、学内制度や施設・設備の改善等に適切に活用されている。(観点9-1-②③)
- ・評価委員会によって、「学生による授業評価」の詳細な分析が組織的に行われ、その結果は教員へ配布されるとともにFD活動の企画立案にも利用されており、教育の質の向上・改善に直結した適切なシステムが組織的に整備されている。(観点9-1-④)
- ・FD活動の中で、組織的にFDの意義を確認し、公開授業の見学等により授業改善の具体的な手がかりを得られる取組みを行っている。(観点9-2-①)
- ・教育支援者に対する資質の向上を図るための研修等、その取組みは適切に行われている。(観点9-2-②)

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、公立大学法人会津大学が、四年制の会津大学とともに設置・運営する短期大学であり、財務面では、一体的に運営されている。平成 21 年 3 月末において、資産の総額は 19,117 百万円である。主な資産は、独立行政法人化に当たり福島県から承継した土地、建物、教育機器等であるが、建物や教育機器については必要に応じて修繕、更新を行っている。また、負債の総額は 3,730 百万円である（別冊資料 J 決算の概要・財務諸表）。

なお、中期計画において、運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として、短期借入金の限度額（8 億円）を定めているが、借入れは行っていない。

法人化後の資産、負債及び資本の状況は、表 10-1 のとおりである。

表 10-1 資産、負債及び資本の状況（公立大学法人会津大学） 単位：百万円

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資産	20,960	18,741	19,117
固定資産	20,328	17,948	17,862
流動資産	631	793	1,255
負債	2,756	2,666	3,730
固定負債	1,743	1,843	2,521
流動負債	1,013	823	1,208
資本	18,203	16,074	15,387
資本金	19,304	19,304	19,304
資本剰余金	△1,209	△3,466	△4,418
利益剰余金	109	237	501

※ 単位未満切り捨て処理しており計は必ずしも一致しない。

【分析結果とその根拠理由】

主な資産は福島県から承継しており教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、負債は、公立大学法人会計基準特有の会計処理により計上され、返済を伴わない資産見返負債などにより構成され、長期借入はもとより短期借入も行っていないことから、債務は過大ではない。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-1-②： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本法人の経常的収入は、運営費交付金、学生納付金等の自己収入、外部資金（受託事業、補助研究等）から構成されている。平成20年度の経常的収入は4,562百万円、このうち運営費交付金が3,283百万円（72%）、授業料及び検定料等の学生納付金等が957百万円（21%）であり、法人化された平成18年度以降の経常的収入の状況については、表10-2とおりでである。

経常的収入の約7割を占める運営費交付金の算定に当たっては、効率化係数（教育・研究及び管理運営のための一般経費部分については、原則として毎年度1%削減される）はあるものの、経常的収入は継続的に確保できる仕組みとなっている。

また、学生納付金収入に直結する本学の在学学生数の状況は、平成18年度341人、平成19年度327人、平成20年度341人、平成21年度335人、平成22年度325人（各年度5月1日現在）となっており、定員（300人）を若干上回って推移している。

表10-2 収入の状況（公立大学法人会津大学） 単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運営費交付金	3,347	3,339	3,283
補助金	44	4	10
自己収入	953	964	1,001
授業料等収入	917	926	957
財産収入	23	28	29
雑収入	12	10	14
外部資金収入	117	216	268
長期借入金収入	0	0	0
計	4,463	4,525	4,562

※ 単位未満切り捨て処理しており計は必ずしも一致しない。

【分析結果とその根拠理由】

収入の約7割を占める運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費が毎年度1%削減を原則とされているが、教員人件費等特定経費はその所要額が交付されることとされている。また、学生数が定員を上回っており、学生納付金は十分に確保されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-2-①： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画は、中期計画及び年度計画の中で定めている。中期計画においては、平成18年度から平成23年度までの予算、収支計画、資金計画を定め、年度計画においては、当該年度における予算、収支計画及び資金計画を定めている。

これらの計画は、経営審議会、役員会の審議を経て決定しており、中期計画については福島県知事の認可を受け、年度計画については知事へ届け出るとともに、ホームページで公開している。また、その内容については、全教員が参加する教授会で報告している（中期計画 <http://www.u-aizu.ac.jp/images/ja/intro/chukki.pdf> P72、年度計画（平成21年度）http://www.u-aizu.ac.jp/images/ja/intro/h21fuzoku_j.pdf）。

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画は、適切な決定プロセスを経て、中期計画及び年度計画に定められており、また、福島県知事の認可、教授会での報告、ホームページでの公開等がなされている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

法人化後の損益状況は、表 10-3 に示すとおりであり、各種経費の効率的な執行に努め、毎年度利益を出しており、その累計は、法人化後 3 年度分で約 5 億円である。

表 10-3 損益計算の状況（公立大学法人会津大学） 単位：百万円

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	4,233	4,309	4,055
経常収益	4,340	4,437	4,317
経常利益	107	128	262
臨時利益	1	0	1
当期総利益	109	128	263

※ 単位未満切り捨て処理しており計は必ずしも一致しない。

【分析結果とその根拠理由】

毎年度利益を計上しており、支出超過にはなっていない。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-2-③： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本法人の経常費用における教育研究活動に対する支出（教育研究経費）は、平成 20 年度においては 1,462 百万円となっており、人件費を除いた支出の 72.8%となっている。

本学に係る教育研究経費は、各学科の講義・演習・実習等経費、教員の個人研究費、コンピュータシステムリース料、教育研究に係る光熱水費などの経費が主なものである。教員の研究活動に係る経費に関しては、個人研

究費として、全教員（助手を含む。）に274千円を一律に配分するとともに、奨励研究（400千円）及び学外研修事業（1,000千円）として教員の研究や研修を支援している。

また、施設・設備の工事や修繕については、緊急性を勘案して行っており、平成18年度にエレベータの設置、平成19年度にキャリア支援センター及び附属図書館の改修、平成20年度に調理実習室の調理台の更新、平成21年度に小児保健実習室等への空調機の設置、学生相談室の整備、実験実習測定機器類の整備等を行った。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に対する支出（教育研究経費）は、人件費を除いた支出の7割を超え、また、施設・設備の工事や修繕も順次行っており、教育研究活動に対し適切に資源が確保されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-3-①： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

財務諸表については、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、福島県知事の承認を受け、福島県報に公告するとともに、事業報告書、決算報告書及び監事による監査報告書と併せて事務室で一般の閲覧に供している。また、財務諸表と決算の概要をホームページ（<http://www.u-aizu.ac.jp/intro/outline/zaimu.html>）に掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は関係法令の規定に従い公表するとともに、ホームページに掲載している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

内部監査は、本法人の内部に独立して設置されている監査室において、毎年度内部監査計画を定め実施している。

財務に関する会計監査は、地方独立行政法人法第35条に基づき会計監査人と監査契約を結び、第三者的な立場からの会計監査を受けている。

また、監事監査は、監事が公立大学法人会津大学監事監査規程（http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/regulations/reg105_j.pdf）に基づき当該年度の監査計画を作成し、業務全体の監査を実施するとともに、会計監査人から監査結果の報告及び説明を受け当該監査の正確性について最終確認のうえ、監査結果報告書を理事長に提出している。

【分析結果とその根拠理由】

監事、会計監査人、内部組織である監査室が、それぞれ独立性を保ちながら相互に連携を図り、それぞれの視点で法令遵守の観点及び大学運営の効率性や合理性の観点から監査を実施している。特に、監事は経営審議会等に出席し、大学経営に関し意見を述べるなどしている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、平成18年度は109百万円、平成19年度は128百万円、平成20年度は263百万円の総利益が確保されていると同時に、借入れも行っていないことから良好な財務状況にある。

【改善を要する点】

運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費が毎年1%削減を原則とされているため、外部資金のさらなる獲得に努める必要がある。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

- ・本学は、公立大学法人会津大学が、四年制の会津大学とともに設置・運営する短期大学であり、財務面では、一体的に運営されている。法人化に当たり県から承継した土地、建物、教育機器等の資産総額は、平成21年3月末において19,117百万円である。また、債務については過大とはなっていない。(観点10-1-①)
- ・本法人の収入の約7割を占める福島県からの運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費部分が、毎年度1%削減されているものの、教員人件費等特定経費はその所要額が交付されている。一方、学生納付金収入に直結する本学の在学学生数の状況は、定員(300人)を若干上回って推移している。(観点10-1-②)
- ・収支に係る計画は、経営審議会、役員会の審議を経て決定しており、教授会で報告するとともにホームページで公開している。(観点10-2-①)
- ・収支の状況は、借入れを行うことなく、法人化後毎年度利益を計上していることから、適切な経費執行が行われ、支出超過となっていない。また、教育研究活動に要する経費も確保されている。(観点10-2-②③)
- ・財務諸表等については、法令の規定に従い公表するとともに、ホームページに掲載している。(観点10-3-①)
- ・監査については、監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査が計画的に実施されており、適正な財務管理を確保するための体制を整備し実施している。(観点10-3-②)

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学を運営する公立大学法人会津大学の管理運営組織として、役員会及び法人の経営に関する重要事項について審議する経営審議会を置き、学長を兼務する理事長がそれらの議長を務めるとともに、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置き、学長が議長を務めている。

また、学則第 41 条に基づき、重要事項を審議するための組織として教授会を置いている。構成員は、学長、教授、准教授、講師及び助教とし、学長が必要と認めたときは、助手を加えることができることとしており、実際は、常時、助手を含めた全教員が参画している。議長は、学部長が務めている。

教授会の下には、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則（前出表 2-9）に基づき、学科会議、教養基礎会議、部科長会議、企画運営委員会、評価委員会、機関別認証評価委員会、会計監査委員会、教務厚生委員会、入学試験委員会、進路指導委員会、附属図書館委員会、広報委員会、地域活性化センター運営委員会、コンピュータセンター運営委員会、国際交流委員会、ハラスメント防止委員会、研究費等受入審査委員会、学術研究奨励会及び職務発明審査会を設置している。

一方、事務組織は、公立大学法人会津大学の事務局の一部として位置づけられ、短期大学専任の職員としては、短期大学担当次長、短期大学事務室 11 人、附属図書館司書 1 名を配置している。事務室は、総務係と学生係の 2 係体制としている（前出資料 3-4-1-A 事務局専任職員事務分担表）。

緊急の重要事項等については、学長、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、事務局短期大学次長等で構成される部科長会議を臨時に開催し、対応を決定することとしている。例えば、新型インフルエンザ発生に伴う臨時休業等の措置がこれに該当する。

また、教職員が職務を遂行していく上での指針となるべき法令遵守等に関する「会津大学行動規範」(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/01/9.html>) を定め、内部要因に対する危機管理については、「公立大学法人会津大学公益通報取扱規程」(http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/regulations/reg119_j.pdf) を制定し、これに基づき対応することとしているほか、「公的研究費の管理・運営に関する基本方針」(http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/hoshin_j.pdf) を制定し、公的研究費を適正に管理・運営する責任体制を明確化している。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織及び事務組織については、役員会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、部科長会議、各種委員会等が組織されているほか、必要な事務組織も整備されており、短期大学の目的を達成するため適切な規模と機能を持っている。また、緊急事態に対応すべく部科長会議が機動的に運営され、さらに関係規程等を定めているなど、危機管理等に係る体制が整備されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-②： 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

学長は、本学と会津大学を運営する公立大学法人会津大学の理事長を兼ねるとともに、経営審議会及び教育研究審議会の議長となっている。また、学長を議長とし、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長及び事務局短期大学担当次長からなる部科長会議を設置している。部科長会議は、役員会、各審議会及び部科相互間の調整、教員人事及び運営に関する重要事項全般の審議に当たっており、本学全般の運営に関する意思決定について迅速かつ円滑に行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学長は、法人の理事長を兼ね、また、重要事項を審議する経営審議会、教育研究審議会及び部科長会議の議長であり、学長のリーダーシップの下で、迅速かつ効果的な意思決定が行える組織形態となっている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-③： 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

学生のニーズについては、全学生を対象とした本学評価アンケート調査（別冊資料 C 自己点検・評価報告書 P172～P192）及び2年生を対象とした学生生活アンケート調査（前出資料 7-3-1-B）を毎年度実施しているほか、平成 20 年度から新たに食堂の充実・改善について検討する懇談会や寮生との懇談会（資料 11-1-3-A 食堂の充実・改善について検討する懇談会資料、資料 11-1-3-B 寮生との懇談会資料）を開催し、学生ニーズの把握に努め、概要を教授会で報告している。その要望については、平成 20 年度に食堂に温蔵庫を設置し、平成 21 年度にはトイレブースを改修するなど、可能な限り実現に努めている（前出表 9-3）。また、平成 18 年度後期からオフィスアワー制度を導入し、さまざまな相談を受けつつ、学生ニーズの把握にも努めている。

教員のニーズについては、各学科会議や各種委員会で把握するほか、全員参加の教授会で意見等を述べる事が可能となっている。事務職員については、事務室で把握している。必要な事項に対しては、予算措置を講ずるなど対応することとしており、例えば、平成 21 年 5 月教授会で新型インフルエンザ対策として要望の出された手洗い場の設置については、法人内で急遽予算を捻出し、10 月から順次整備した。

学外関係者に関しては、法人に設置した経営審議会には 5 名の外部委員を、大学に設置した教育研究審議会には 2 名の外部委員を委嘱している。これら審議会での意見等は、本学の管理運営に反映することとしており、例えば、平成 20 年 5 月の教育研究審議会での外部委員からの意見を踏まえ、本学学生を出身高校に派遣して本学の広報を行うホームカミング・レポーター制度を 7 月に創設した。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズについては、本学評価アンケート調査及び学生生活アンケート調査の実施や食堂懇談会等の開催などにより把握しているほか、教職員、学外関係者のニーズについても、様々な場面で把握し、適切に管理運営

に反映している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

監事 2 名（非常勤）を配置し、公立大学法人会津大学監事監査規程（http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/regulations/reg105_j.pdf）を踏まえ、毎年度、監事監査計画に基づき基本方針及び監査実施項目を策定し、会計監査及び業務監査を実施している。会計監査については、独立会計監査人が実施する会計監査結果を活用し検証を行うとともに、内部監査の実施状況を踏まえ内部牽制が適切に行われているか検証している。また、内部監査に併せ監事による実地監査を行っている。業務監査については、役員会、経営審議会等の大学運営に関する主要な会議に出席し、役員等の業務執行が適切に行われているか検証を実施するとともに、中期計画及び年度計画の進捗状況については目標達成の観点から様々な助言を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

監事は、会計監査、業務監査を通じ、内部牽制が適切に行われているかを検証し、中期目標及び年度計画達成の観点から、様々な助言を行っており、監事が適切な役割を果たしている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

本学事務職員のうち福島県からの派遣職員については、福島県の職員研修計画に基づき実施し、法人職員の司書とコンピュータセンター技能員については、それぞれ関連する団体主催の研修を受講している。

また、大学運営に関する専門研修については、本学が加入している全国公立短期大学協会が主催する「公立短期大学幹部研修会」、「公立短期大学事務職員中央研修会」や他大学が主催する研修に参加しているほか、平成 21 年度からは、福島県内の高等教育機関が連携して進めている「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」（文部科学省補助事業）の中で取り組んでいる SD 合同研修に積極的に参加している。

【分析結果とその根拠理由】

本学事務職員は、福島県の研修計画に基づく研修等を受講しているほか、全国公立短期大学協会等が主催する専門研修についても積極的に受講している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

法人としての組織等については、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程 (http://www.u-aizu.ac.jp/images/ja/intro/outline/regulations/reg003_j.pdf) に定めている。本学としての管理運営に関する方針については、会津大学短期大学部学則に定めており、これに基づいて、同教授会規程、同学内運営組織等に関する規則等を定めている。

管理運営に関わる人事の規定や方針については、地方独立行政法人法及び公立大学法人会津大学定款の規定により、理事長は、本学及び会津大学に設置される理事長選考会議の選考を踏まえた法人の申出に基づき設立団体の長である福島県知事が任命することとされ、監事は同知事が任命することとされている。また、学部長候補者、各学科長、附属図書館長及び学生部長予定者については、選挙により選任し、理事長に内申することとしており、会津大学短期大学部学部長選考規程、同学科長等選挙規程に定めている。

施設管理については、会津大学短期大学部施設管理規程及び同防火管理規程を定めている。

これらの規程は、「短期大学部規程」として、ファイルサーバの教職員共通フォルダに掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針を明確に定めており、それに基づき諸規程を整備し、文書として明確に示している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-2-②： 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点到に係る状況】

学内情報の共有化・ペーパーレス化、事務処理の効率化のためにファイルサーバを設置し、教職員共有フォルダの中に、教授会、各種委員会などに区分して、各種データ、会議結果報告等の様々な情報を掲載しており、教職員は必要に応じてアクセスし、活用している。ファイルサーバに保存されているデータ量は平成 15 年度当時と比較するとかなり増加しており（図 11-1）、学内情報の電子化は順調に進展している。しかし、一部の委員会等においては最新のデータ等が蓄積されていない状況にある。なお、個人情報や部外秘扱いの情報管理の適正化のために平成 17 年度に制定した「情報システムにおける情報管理に関するガイドライン」に基づき、ファイルサーバ上の情報について管理・運用している。特に、各組織別のフォルダに対してフォルダ管理者を設置し、情報に対する責任の明確化、誤操作による情報の散逸の防止、学内情報の集約及び再利用のための適切な分類・管理をしている。

また、平成 20 年度に運用を開始した学内ウェブポータルサイト「Pota.」により、学生情報、カリキュラム情報など各種情報を共有できるようになっている。また、教務に関わる各種連絡（休講・補講、事務局からの呼び出し、授業の担当教員からのお知らせなど）を自宅のパソコンや携帯電話で随時把握することを可能としている。具体的な利用状況については、ウェブポータルサイト「Pota.」を利用したお知らせ配信は表 11-1 に示すようになりかなり利用されており、教員から授業に関する連絡にも利用されている。また、これらの連絡を携帯電話のメールにより随時確認している学生の割合は 90%程度と高い（表 11-2）。

図 11-1 共有フォルダに関するファイルサーバのデータ蓄積量

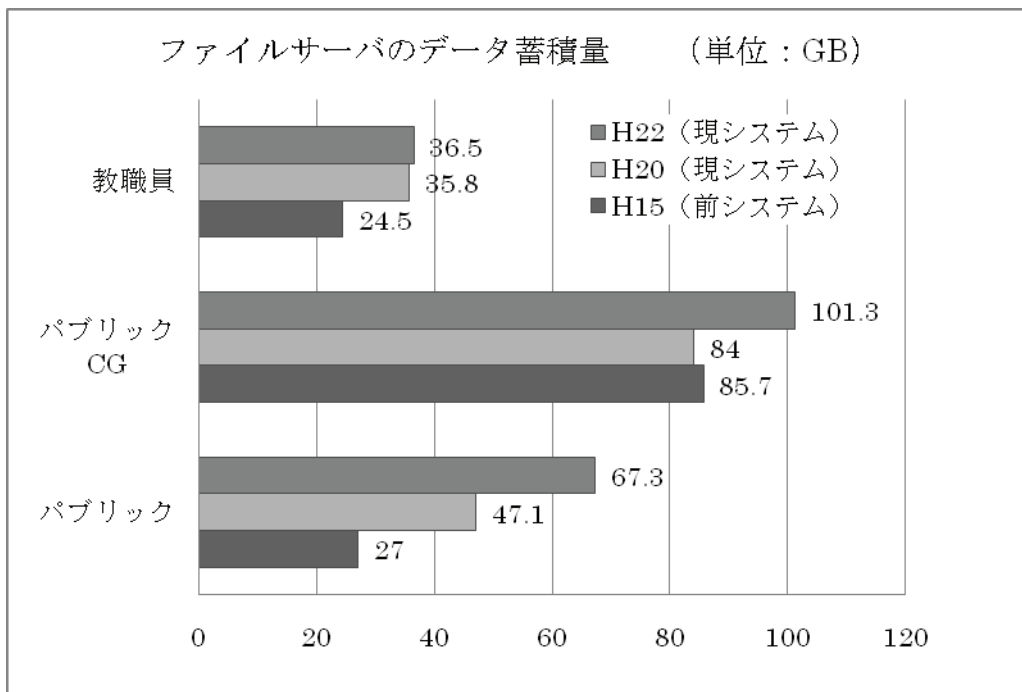


表 11-1 : ポータルシステムを利用したお知らせ配信件数 (平成 21 年度)

	事務局	教員	月合計
4月	70	51	121
5月	33	77	110
6月	30	126	156
7月	47	66	113
8月	27	8	35
9月	24	9	33
10月	53	50	103
11月	60	58	118
12月	26	66	92
1月	27	72	99
2月	24	38	62
3月	5	6	11
合計	426	627	1,053

表 11-2 : 携帯メールへのお知らせ転送サービスの利用者数 (平成 21 年度)

所属	設定者数 (人)	在学生数 (人)	割合 (%)
経営	66	71	93.0
デザイン	54	63	85.7
食栄	73	84	86.9
社福	100	107	93.5
合計	293	325	90.2

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動状況に関する各種データ等様々な情報は概ね適切に収集、蓄積されており、教職員は必要に応じて活用できる状況にあり、実際に有効利用されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-3-①: 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、平成 21 年 9 月に、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年度分について、学長、学部長、各学科長等で構成される評価委員会の下で、客観的データに基づいていることに留意して自己点検・評価を行い、根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ「平成 20 年度自己点検・評価報告書」(別冊資料 C) として取りまとめた。同報告書は、ホームページ (http://www.jc.u-aizu.ac.jp/houjin/147_2008.html) で公表するとともに、全教員に CD で配付した。

なお、この自己点検・評価報告書は、平成 8 年 4 月、平成 13 年 3 月、平成 17 年 3 月に続いて、4 回目となるものである。

また、地方独立行政法人法の規定により福島県に提出する業務実績報告書は、ホームページ (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/houjin/houjin.html#keikaku>) で公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ自己点検・評価報告書が継続的に発行されており、学内外に広く公開されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-3-②: 自己点検・評価の結果について、外部者(当該短期大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

【観点到に係る状況】

「平成 20 年度自己点検・評価報告書」については、平成 22 年 2 月、外部委員を含む教育研究審議会で報告し、意見を聴取した。

また、地方独立行政法人法の規定により、本法人の毎年度の業務の実績について、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果について、外部者による検証が適切に実施されていると判断する。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価報告書では、改善点等を明示しており、また、同報告書は、全教員に配付されている。全教員の共通認識の下で、各学科等関係組織が、改善に取り組むこととしている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価報告書については、全教員が情報を共有しており、評価結果はフィードバックされ、改善のための取組が行われている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-3-④： 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

ホームページ (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/index.html>) を開設し、運用している。ホームページでは、本学の教育研究上の目的、アドミッション・ポリシー、沿革、各学科の教育内容、進路状況、キャンパスライフ、研究活動など適切に区分しながら、情報発信を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動の状況や成果に関する情報については、分かりやすく社会に発信していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

在学生による本学評価及び学生生活アンケートの実施や食堂の充実・改善について検討する懇談会等の開催などにより学生のニーズを把握しているほか、教職員、学外関係者のニーズについても様々な場面で把握し、食堂への温蔵庫の設置、新型インフルエンザ対策としての手洗い場の設置など速やかな実現に努めている。

また、本学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ自己点検・評価報告書を平成8年から継続的に発行し、学内外に広く公開している。

【改善を要する点】

本学の活動状況に関する各種データ等様々な情報については、ファイルサーバの教職員共有フォルダに収集、蓄積することとしているが、一部の委員会等においては最新のデータ等が蓄積されていないことから、今後、更なる収集、蓄積を進めていく必要がある。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

- ・管理運営のための組織及び事務組織については、教育研究審議会、教授会、各種委員会が組織されているほか必要な事務組織も整備されており、管理運営に関する規程等も整備されている。(観点 11-1-①)
- ・学長は、法人の理事長を兼ね、また、重要事項を審議する経営審議会、教育研究審議会及び部科長会議の議長となっている。(観点 11-1-②)
- ・構成員のニーズの把握と管理運営への反映に関しては、在学生による本学評価及び学生生活アンケートの実施や食堂の充実・改善について検討する懇談会等の開催などにより学生のニーズを把握しているほか、教職員、学外関係者のニーズについても様々な場面で把握し、食堂への温蔵庫の設置、新型インフルエンザ対策としての手洗い場の設置など速やかな実現に努めている。(観点 11-1-③)
- ・監事 2 名（非常勤）を配置し、毎年度、監事監査計画に基づき基本方針及び監査実施項目を策定し、会計監査及び業務監査を実施している。(観点 11-1-④)
- ・本学事務職員は、福島県の研修計画に基づく研修等を受講しているほか、全国公立短期大学協会等が主催する専門研修についても受講している。(観点 11-1-⑤)
- ・管理運営に関しては、学則を始め関係諸規程を整備し、教職員共有フォルダに掲載している。(観点 11-2-①)
- ・情報の共有化に関しては、ファイルサーバの中に各種データ、会議結果報告等の様々な情報を掲載しており、教職員は必要に応じてアクセスし、活用しているが、最新のデータ等が蓄積されていない部分がある。また、平成 20 年度に運用を開始した学内ウェブポータルサイト「Pota.」により、学生情報、カリキュラム情報、教務に関する各種連絡など各種情報を共有できるようになっている。(観点 11-2-②)
- ・根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ自己点検・評価報告書を継続的に発行し、外部委員を含む教育研究審議会で報告・意見聴取するとともに、ホームページを開設、運営し、教育研究活動の状況や成果に関する情報を分かりやすく社会に発信している。(観点 11-3-①②③④)